だい ぶ すうちもくひょうとう 第3部 数値目標等

すうちもくひょういちらん **|. 数値目標一覧**

せさく 施策 ぶんや 分野	tto(lalls 施策の柱	No	cうもく 項目	たんい単位	H30 ねんど 年度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
		1	きぎょう だんたい あいサポート企業・団体	だんたい団体	75	87	99	111	123	135	147
	_{しょうがい} ひと 障害のある人へ		* [*] 2数	ねん 3年ご	`とに 3	きぎょう 6企業	だんたい ・団体(の認定	を目指	す。	•
	りかい そくしん の理解の促進	2	あいサポーター* [!] 養成	にん 人	21,737	25,100	28,500	31,900	35,300	38,700	42,100
りかい			人数	ねん 3年ご	`とに	0,200	にん じ)人の学	_{ゆこう} 受講を	_{め ざ} 目指す。)	
理解			しょうがいしゃぎゃくたいぼうし けんり 障害者虐待防止・権利 ようごけんしゅう しゅうりょうしゃすう	にん 人	1,861	2,064	2,267	2,470	2,673	2,876	3,079
	さべつ かいしょうおよ 差別の解消及び	3	擁護研修の修了者数 ふいけい (累計)	_{ねんかん} 年間2		_{ぞうか} の増加	、 ゕ さ ıを目指		i		
	権利擁護の推進		_{けんりようご} 権利擁護ネットワークの	しちょうそん 市町村	2	_	9	_	_	_	_
		4	ちゅうかくきかんせっちしちょうそんすう中核機関設置市町村数		ふくしけ 福祉言		^{€と} 」を基	せってい に設定			
	にちじょうせいかつぜんぱん 日常生活全般の		ちぃき そうだんしぇん 地域の相談支援ネットワ	ttん 件	149	155	160	165	170	175	180
	そうだん相談	5	ークに向けた 圏域あた ^{じょげんけんすう} りの助言件数		けん そ 5件のは		。 ø ざ 目指す。))	:	i	:
そうだん			はったつしょうがいしゃし えん 発達障害者支援センタ かんけいきかん	#A 件	422	450	500	550	600	650	700
相談	しょうがいとくせい おう 障害特性に応じ	6	ー* ¹⁴¹ の関係機関への ^{じょげんけんすう} 助言件数	ねんかん 年間5	いけん 50件の	_{ぞうか})増加を	き目指で	† .	<u>i</u>	<u> </u>	
	_{そうだん} た相談		はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センタ がいぶきかん ちいき	けん 件	35	36	37	38	39	40	41
		7	ー* 4 の外部機関や地域 じゅうみん けんしゅうけんすう 住民への研修件数	年間!	けん そ 件のり	: i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	。 ø ざ 目指す。))		į	:

せた 施策 ぶんや 分野	t t t k k k k k k k k k k k k k k k k k	No	z j t 〈 項目	たんい単位	H30 ねんど度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
			はったつしょうがいしゃしぇん発達障害者支援センタ	かしょ	l	l	ı	ı	I	l	l
		8	^{かしょすう} ー* ⁴ 箇所数	## 件	3,958	3,900	3,850	3,800	3,750	3,700	3,650
			はったつしょうがいしゃし えん 発達障害者支援センタ そうだんけんすう ーへの相談件数	そうだんけ相談化	・んすう 牛数に ⁻		ahbh 年間50	けん 1 0件の		ø ざ :目指す	t .
	しょうがいとくせい おう 障害特性に応じ		こうじのうきのうしょうがいしぇん 高次脳機能障害支援セ	かしょ	ı	l	I	I	I	I	I
	^{そうだん} た相談	9	^{かしょすう} ンター ^{*29} 箇所数	けん 件	2,880	2,930	2,980	3,030	3,050	3,080	3,180
			こうじのうきのうしょうがいしえん高次脳機能障害支援セール そうだんけんすう ンターの相談件数	そうだんけ相談化	·んţう 牛数に ⁻		aんかん 年間50	けん 0件の		ø ざ 目指す	
そうだん		10	たようかくしょうがいしゃし えん 聴覚障害者支援センタ	けん 件	119	121	123	125	127	129	131
相談			そうだんけんすう ー*113の相談件数	そうだんけ相談化	_{んすう} 牛数に		aんかん (年間2 [,]			ざ 指す。	
			_{とうりょうけいかく} サービス等利用計画 ^{*40}	%	88.7	89.2	89.7	90.2	90.7	91.2	91.7
		11	そうだんしぇんせんもん において相談支援専門 いん さくせい けいかく 員*103が作成した計画の わりあい 割合	_{ねんかん} 年間(D.5% <i>0</i>	_{ぞうか} D増加3	_{めざ} を目指	す。			
	はようがいふくし 障害福祉サービ		しょうがいじしえんりょうけいかく 障害児支援利用計画*66	%	77.4	78.4	79.4	80.4	81.4	82.4	83.4
	スの利用に関する そうだん 相談	12	そうだんしぇんせんもん において相談支援専門 いん さくせい けいかく 員*103が作成した計画の わりあい 割合	ねんかん 年間	1.0%0	_{ぞうか} D増加3		す。			
		13	しゅにんそうだんしえんせんもんいん主任相談支援専門員	ich 人	_		8	16	24	32	40
			けんしゅうしゅうりょうしゃすう *103研修修了者数	_{ねんかん} 年間8	にん そ 3人のは		めざ 目指す	0			

せさく 施策 ぶんや 分野	tto(はしら 施策の柱	No	cjt(項目	たんい単位	H30 ねんど 年度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
		14	しせつにゅうしょしゃ ちぃきせいかつ 施設入所者の地域生活	人	144	160		190	205	220	235
	しょうがいふくし		への移行人数(累計)	ねんかん 年間 I	5名以		いきせい: 也域生		いこう)移行を	めざ:目指で	す。
せいかつ 生活	障害福祉サービ じゅうじっ スの充実		かんりせきにんしゃとう サービス管理責任者等	にん 人	3,256	3,250	3,256	3,456	3,656	3,856	4,056
支援		15	けんしゅうしゅうりょうしゃすう研修修了者数	れいわ 令和3 す。	ねんどい 年度以	こう ねA 人降、年	inh 目 20	けんてい 0件程	_{ど ぞ} を 度の増	かめ加を目	指
			ちぃきせいかつしぇんきょてんせっち 地域生活支援拠点設置	%	2.6	2.6	60	80	100	100	100
	ネットワークの強化	16	地域主力交換拠点設置 しちょうそんわりあい 市町村割合	れいわ 令和6		100	。 %を目:				
		17	グループホーム* ²⁴ の	ich 人	1,110	1,160	1,210	1,260	1,310	1,360	1,410
	t かくほ 住まいの確保		定員数		^{う うわま} 遣を上 回		ジゅん め 準を目	_{っさ} 目指す。			
	注まいり作体		が バリアフリー化された	%	56	57	58	59	60	61	62
		18	じゅうたく わりあい 住宅の割合	ねんかん 年間 I			_{め ざ} 目指す。	,			
			いどうとうえんかつかそくしんほうしん 移動等円滑化促進方針	しちょうそん 市町村	9	10	10	11	11	12	12
せいかつ 生活 かんきょう		19	* ⁷ バリアフリー基本構想 *3 がリアフリー基本構想 *142 を作成した市町村数				_{ぞうか} 増加を		-		
環境			_{てつどうえき} 鉄道駅のバリアフリー化	%	77.4	82.3	100	_	_	_	
	バリアフリーの	20	りつ にちぁ へいきんじょうこう 率(1日当たり平均乗降	にち あ 日当			:うきゃくすう 条客数			ij でっ 上の鉄:	
	すいしん 推進	20	きゃくすう にんいじょう えき客数3,000人以上の駅	につい		わ ねん 和2年	_{どまつ} 度末ま		ょく 則とし	_{すべ} て全て	^{えき} の駅
			がんさかいしょうりつ の段差解消率)		さかいしょう						
		21	ノンステップバス* ¹³⁹ の どうにゅうりっ 導入率	令和2	l ねんどまで と 年度オ め ざ	ミまで に	70.0 こノンス	テップ	バスの	- どうにゅうり 導入る	っ な
				70%	を目指	す。					

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	zjak 項目	たんい単位	H30 ねんど度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
	バリアフリーの サいしん 推進	22	バリアフリー たいおうがたしんごうき 対応型信号機*143		364	いど・	せいび	382 めざ		392	397
		23	こべつけいかく 個別計画 ^{*36} の さくせいしちょうそんすう 作成市町村数	しちょうそん 市町村	りまする 10 しちょうそ 3市町村	10 ん ぞう	13	16	19	22	25
生活がたままう環境	さいがい じ 災害時 における しぇん じゅうじつ	24	ふくしひなんじょ 福祉避難所* ¹⁵⁰ せっちすう の設置数	かしょ 箇所 ねんかん 年間	242	257 _{かしょ} 5箇所の	せいび			316	330
	支援の充実	25	DWAT*121 チーム員登録 しゃすう 者数	にん 人 れいわ 令和2 ぞうか	ー ねんど	100	IIO	120	130 いご ね 以後、 ^生	んかん	150 にん)人の
		26	にゅういんちゅう 入院中の せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人の ちいきいこう にゅういんご 地域移行(入院後3か げつじてん たいいんりつ 月時点の退院率)	% きほんし 基本指	56.0	59.0 水準を _{すうち}		<u> </u>	67.0	69.0	69.0
ほけん 保健 ・ いりょう 医療	ほけん いりょう じゅうじつ 保健・医療の充実	27	にゅういんちゅう 入院中の せいしんしょうがい 精神障害のある人の ちいきいこう にゅういんご 地域移行(入院後6か げつじてん たいいんりつ 月時点の退院率)	基本指		いじゅん 水 準 を すうち	めざき目指で	<u>.</u> す。	84.0	84.0	84.0
		28	にゅういんちゅう 入院中の せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人の ちいきいこう にゅういんご ねん 地域移行(入院後 年 じてん たいいんりつ 時点の退院率)	基本指	1 4 =	いじゅん 水 準 を すうち	めざき目指で	<u>.</u> す。	91.5	92.0	92.0

せさく 施策 ぶんや 分野	ttis はいら 施策の柱	No	côt(項目	たんい単位	H30 ねんど度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
			にゅういんちゅう 入院中の せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人の	人	1,380	١,330	1,276	1,176	1,076	977	878
		29	まいきいこう さいいんきかん ねん 地域移行(在院期間1年 いじょう ちょうきにゅういんしゃすう 以上の長期入院者数)	基本排	ねんど	水準を _{すうち}	めざ 目指で ^{みこみ} は見込				
			せいしんびょうしょう ねん 精神病 床における 年		864	850	836	782	728	674	621
		30	いじょう ちょうきにゅういんかんじゃすう 以上の長期入院患者数 さいいじょう (65歳以上)	基本排	ねんど	水 準を _{すうち}	めざ 目指で みこみ よ見込				
			せいしんびょうしょう ねん 精神病床における 年 いじょう ちょうきにゅういんかんじゃすう	人				394	348	303	257
ほけん保健・いりょう	ほけん いりょう じゅうじつ 保健・医療の充実		以上の長期入院患者数 さいみまん (65歳未満)	基本打	ねんど	水 準を _{すうち}	目指す				
医療		32	ほけんじょ 保健所ごとの ほけん いりょう ふくしかんけいしゃ		2	3	4	4	4	4	4
		32	保健・医療・福祉関係者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	すべ	ほけんじ)保健 戸		ち 置 を目				
			_{しちょうそん} 市町村ごとの	%	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
		33	ほけん いりょう ふくしかんけいしゃ 保健・医療・福祉関係者 きょうぎ ば せっちわりあい の協議の場の設置割合	すべ	しちょうそ)市町 材	ん せっ 対に設し	ち 置 を 目	^ざ 指す。			
			いりょうてき じょう 医療的ケア児等コーディ	人	_	30	60	90	90	110	110
		34	ようせいけんしゅう ネーター*!!養成研修の しゅうりょうしゃすう	3千順	連続開	昇催し1		各30	が 名、そ		かくねん
			修了者数				0名を		•		

# to \(tto klib 施策の柱	No	cjt(項目	たんい 単位	H30 ねん ど 度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度		R6 ねんど 年度
			いりょうてき じとう 医療的ケア児等コーディ	にん人	ı	20	30	40	40	50	50
		35	I+ 1 > +	しょねん! 初年度 じぎょうし	きは 20	名、2	年目以	降は既	で はい そに配置		る
			じぎょうしょすう る事業所数	事業所	斤からを	っ もの 別の者 かすう		する場 じぎょう	_{あい} 合もあ	るため)
				事業所	・ で) 斤の増加	加数は	年間1	0事業	所を目	指す。	
			まも じゅうしょうしんしんしょうがい 主に重症心身障害*55	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100
		36	じ しぇん じどうはったつ 児を支援する児童発達								
		30	_{しえん じぎょうしょ せっち} 支援 ^{*52} 事業所 の 設置	市町村	hまた に す又は[thus 圏域へ	_{せっち} の設置	を目指	。 旨す。		
ほけん			しちょうそんまた けんいき わりあい 市町村又は圏域の割合								
保健	ほけん いりょう じゅうじつ 保 健・医療の充実		## じゅうしょうしんしんしょうがい 主に重症心身障害 *55	%	5.1	5.1	20	50	70	80	100
いりょう 医療	体隆 医惊叨儿 天		じ しぇん ほうかごとう 児を支援する放課後等デ								
		37	しぎょうしょ イサービス* ¹⁵⁶ 事業所の	しちょうそん	んまた じ	けんいき	せっち	, めさ			
			 せっちしちょうそんまた けんいき 設置市町村又は圏域の	市町村	寸又は[圏域へ	の設置	を目指	旨す。		
			わりあい割合								
		38	にんちしょう 認知症サポート医*137 の	icん 人	103	112	120	_	_	_	_
		50	ようせいしゃすう 養成者数		にん そ 7人のり		。 ø ざ 目指す。	o			
		39	にんちしょう 認知症 サポーター *136	人	99,806	_	135,600	_	_	_	_
		57	ようせいすう 養成数	くにさくてい			くすいしん 後推進		いゃく 、略」を		ってい 役定。

せさく 施策 ぶんや 分野	# to A Blub 施策の 柱	No	cjt/ 項目	たんい単位	H30 ねんど 度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
		40	ちいきせいかつしえんこういきちょうせい 地域生活支援広域調整 かいぎとうじぎょう 会議等事業	かい 回	4	5	6	6	6	6	6
			ままうぎかい かいざいみ こ すう協議会の開催見込み数	ねんかん 年間6		かざ 目指す。					
			ちぃきぃこう ちぃきせいかつし 地域移行・地域生活支	にん 人	30	50	60	70	80	90	100
		41	えんじぎょう 援事業*108 けんしゅうじゅこうしゃ ピアサポート研修受講者	ねんかん 年間		_{ぞうか})増加を		†.			
			^{すう のべすう} 数(延数)		ı					I.	
			さいがいはけんせいしんいりょう 災害派遣精神医療チー	ich 人	3	9	15	21	24	27	30
		42	ム*4 体制整備事業 たいいんとうろくしゃすう DPAT隊員登録者数	とうろくし 登録者		にん め 人を目	· ざ 指す。	<u> </u>	<u>i</u>	<u>i</u>	<u> </u>
		4.0	けんこうしんさじゅしんりつ 健康診査受診率	%	96.1	96.4	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5
ほけん 保健	ほけん いりょう じゅうじつ	43	tin げつ (1歳6か月)	_{ねんかん} 年間(0.2~0	.3%n	_{ぞうか} 増加を	ø ざ :目指で	す。		
いりょう	保健・医療の充実	44	けんこうしんさじゅしんりつ 健康診査受診率	%	93.4	93.7	94.0	94.3	94.6	94.8	95.0
医療		44	(3歳)	ねんかん 年間(0.2~0	.3%თ	_{ぞうか} 増加を		す。		
			しょうがいじとうりょういくそうだん じっし 障害児等療育相談実施 かしょすう 箇所数	かしょ	3	3	3	3	3	3	3
		45	しょうがいじとうりょういくそうだんけんすう 障害児等療育相談件数	けん 件	423	425	430	435	440	445	450
				そうだんけ 相談化		れ ついて ^ら	aんかん (年間5 [,]			ざ 指す。	
			じどうはったっしぇん 児童発達支援センター	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100
		46	to 5 L 5 k j 7 k l st. l th.k *53 の設置市町村又は圏 いき わりあい 域の割合	n いわ 令和6	_{ねんど} 年度に	100	^め %を目	^ざ 指す。			
			ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援*153の	%	20.5	30	40	50	70	80	100
		47	せっちしちょうそんまた けんいき 設置市町村又は圏域の わりあい 割合			100	%を曽	^ざ 指す。			

せた 施策 ぶんや 分野	t t t k k k k k k k k k k k k k k k k k	No	cjt/ 項目	たんい 単位	H30 ねんど 度 (実績)	RI ねんど 年度		R3 ねんど 年度		R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
			つうじょう がっきゅう ざいせき こ 通常の学級に在籍し個	%	68.7	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0
			べつ しどうけいかく さくせい 別の指導計画*38 を作成								
		48	している障 害のある児童								
	とくべつしえんきょういく	40	せいと つうきゅう しどう 生徒(通級による指導を	ねんかん 年間 I	************************************	_{うか} & かを 目	^{かざ} 目指す。)			
教育	特別支援教育*116		う じどうせいと のぞ 受けている児童生徒を除								
	の充実		わりあい く)割合		T						
			とくべつしぇんきょういく かん 特別支援教育*116 に関	%	93.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		49	9 る状内が 6 天地し	ねんかん 午 門 の	、、、 75%以	じょう め トたド					
			がっこう わりあい た学校の割合	十间。	13701	. Т & E	11日 9 。				
				ر،	2.67	2.79	2.85	2.94	3.03	3.12	3.20
		50	 Lょうがいしゃこょうりつ 障害者雇用率* ⁷⁷		レン いが 位を目		<u>'</u>	'	'	'	'
				ね	他をE le ke peの数	ナうち !					
	こよう そくしん 雇用の促進	51	ふくししせつりょうしゃ いっぱん 福祉施設利用者の一般		_	159	182	205	228	250	273
			しゅうろう いこうにんずう 就労*6への移行人数		しん う 旨針を_			 がき と目指っ	す。		
しゅうろう就労		52	のうぎょうげんば しょくばじっしゅう 農業現場での職場実習	けん 件	_	ı	2	4	6	8	10
			^{じっしけんすう} * ⁸⁵ の実施件数	ねんかん 年間	·~2件						
			しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援	%	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0
		53	^{じぎょう} センター ^{*74} 事業	ねん			tう め				
	 Lpj35j けいぞく 就労の継続		とうろくしゃ しゅうしょくりつ 登録者の就職率	2年ご	とに1	%上身 ——	子を目:	指す。 			
	,,,	54	 Lupj3jいこうしぇん じぎょう 就労移行支援 ^{*60} 事業の	ich 人	266	273	280	287	294	301	308
			りょうしゃすう 利用者数	_{か こ} 過去5	っった か年の			じ持する	0		

せなく 施策 ぶんや 分野	# to A Hallis 施策の 柱	No	zják 項目	たんい 単位	H30 ねん と 度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
		55	いこうりつ わりいじょう しゅうろう 移行率3割以上の就労	かしょ 箇 所	8	9	9	10	10	11	
			移行支援*60事業所数	ねん 2年ご	`とに I	_{かしょぞ} 箇所増	^{うか} & 加を 目	っさ 目指す。			
			こうとうぎじゅつせんもんこう 高等技術専門校における	%	100	100	100	100	100	100	100
		56	Lis(ぎょうくんれん ちできしょうがい 職 業 訓練 (知的障害 Le じゅこうしゃ しゅうしょくりつ者)の受講者の就職率)%をĔ)ざ 月指す。				
			ふくししせっ こうきょうしょくぎょう 福祉施設から公共職業	にん人	151	153	153	155	155	157	157
	しゅうろう けいぞく 就労の継続	57	安定所へつないだ福祉 しせつりょうしゃすう 施設利用者数	_{ねん} 2年ご	`とに	·····································	、 ø さ iを目指				
			ふくししせっ しょうがいしゃしゅう 福祉施設から障害者就	にん人	54	59	65	72	79	87	96
^{しゅうろう} 就労		58	業・生活支援センター*74 ふくししせつり へつないだ福祉施設利 ようしゃすう 用者数	ねんかん	わりぞう	かめ加を目	ざ指す。	ı			
		59	きぎょうほうもんとう 企業訪問等 による 支援		218	231	245	259	273	287	300
			件数	ねんかん 年間		いど & B度を目	りざ 目指す。				
		60	げつがくへいきんこうちん 月額平均工賃*30	乱円	16,058	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000
			万领干约工具	_{ねんかん} 年間5	えん 500円	_{ぞうか} の増加					
	ふくしてきしゅうろう 福祉的就労* ¹⁴⁹ へ	61	げつがくこうちんそうがく ロ ヴェ ・イチャル・ヴェ	ひゃくまんえん	334	358	393	431	469	510	559
	しぇん の支援		月額工賃総額			りていど 割程度		めざ 目指す	•		
			しょうがいしゃしゅうろう し せつとう	音芳芹	27	28	29	30	31	32	33
		62	障害者就労施設等から ぶっぴんとう ちょうたっがく の物品等の調達額	令和デ		を 28 <i>-</i> ざ	・んまんえん 千万円		ご ねん 後、年		まんえん 3万円

せた 施策 ぶんや 分野	# t t k k k k k k k k k k k k k k k k k	No	zjt 項目	たんい単位	H30 ねんど 度 (実績)	RI ねんど 年度		R3 ねんど 年度	R4 ^{ねんど} 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
		63	しゅわつうやくしゃすう 手話通訳者数	にん 人 ねんかん	137	140 č ká			149	152	155
						度の登					
		64	^{ようやくひっき} しゃすう 要約筆記* ¹⁶⁴ 者数	にん 人	47	50	53	56	59	62	65
						_{ど とう} 度の登					
		65	もう しゃむ つうやく かいじょ 盲ろう者向け通訳・介助		51	54	57	60	63	66	51
		03	員数			_{ど とう} を 度の登					
		66	しつごしょうしゃむ いしそつう 失語症者向け意思疎通		_	—	15	30	45	60	75
			し えんしゃようせいすう 支援者養成数	ねんかん 年間		とうろく)登録を		す。			
しゃかい	じょうほう 情報 アクセシビリ	67	てんやく おんやくほうしいんすう 点訳・音訳奉仕員数	にん 人	263	273	283	293	303	313	323
社会さんか	すいしん		点。 一	ねんかん年間		いど と と度の登			0		
参加	ティ ^{*83} の推進		しゅわつうやくしゃ ようやくひっき 手話通訳者 ・要約筆記	けん 件		838				858	863
		68	*164者派遣事業 じつりょうみこ けんすう しゅわ 実利用見込み件数(手話 つうやくしゃ 通訳者)			^{:うか} 曽加を		0			
			しゅわつうやくしゃ ょうやくひっき 手話通訳者 ・ 要約筆記	けん 件	112	117	122	127	132	137	142
		69	*164者派遣事業 じつりょうみ こ けんすう ようやく 実利用見込み件数 (要約 ひっきしゃ 筆記者)	ねんかん	けん そ 5件のサ	^{;うか} 曽加を	ッざ 目指す	0			
		70	もう しゃお つうやく かいじょ 盲ろう者向け通訳・介助いんようはけん じぎょう	けん 件	226	231	236	241	246	251	256
		,0	員数派遣事業 ^{じつりょうみ こ} けんすう 実利用見込み件数			^{iうか} 曽加を		0			

### **********************************	t さく はしら 施策の 柱	No	c j t k 項目	たんい単位	H30 ねんど 年度 (実績)	RI ねんど 年度	R2 ねんど 年度	R3 ねんど 年度	R4 ねんど 年度	R5 ねんど 年度	R6 ねんど 年度
	ぶんか スポーツ・文化	71	しょうがいしゃ たいかい 障害者スポーツ大会*75 さんかしゃすう	にん 人	1,136	1,150	1,165	1,180	1,195	1,210	1,225
しゃかい 社会	げいじゅつかつどうとう		参加者数	年間	にん 15人の	_{ぞうか})増加を	めざ目指	す。			
参加	芸 術活動等の ^{じゅうじっ} 充実	72	しょうがいしゃさくひんてん しゅってん 障害者作品展 *72 出展	にん 人	1,694	1,885	1,900	1,915	1,930	1,945	1,960
			者数	ねんかん 年間	にん 15人の	しゅってん	しゃすうぞう		ざ 指す。		

**基本指針:障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業*108 の提供体制の整備並びに 自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示)

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス等の見込量

① 県全体

そうじんこう総人口	1,336,303人 (H31年3月1日現在)
総面積	3,691.09km²

	23 t<	たんい		実	績				見	込		
	項 目	単位	# A E H27年度	# A E E E E E E E E E E E E E E E E E E	# A E H29年度	H30年度	# A E H3 I 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ほうもんけい 訪問系	ままたくかいご じゅうどほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、	時間	78,292	81,026	85,099	84,905	93,422	98,601	103,897	109,595	115,476	122,200
サービス	行動援護、同行援護、 しゅうとしょうがいしゃとうほうかっし ぇ ん 重度障害者等包括支援	人	3,380	3,638	3,765	3,975	4,477	4,694	4,911	5,153	5,387	5,649
	せいかつかいご	人日	71,901	74,424	74,833	73,895	76,772	78,910	80,859	82,864	84,909	87,116
	生活介護	i: ん	3,581	3,768	3,859	3,930	4,308	4,437	4,561	4,689	4,823	4,966
	じりつくんれん きのうくんれん	人日	788	768	855	617	880	883	923	978	1,007	1,058
	自立訓練(機能訓練)	ic k	50	48	54	42	60	62	65	71	73	78
	じりつくんれん せいかつくんれん	人日	2,025	2,189	2,385	2,677	3,118	3,545	3,873	4,375	4,828	5,512
	自立訓練(生活訓練)	ic k	125	146	158	202	227	258	288	331	375	435
	しゅうろう いこう しえん	人日	4,447	4,712	4,771	4,712	5,368	5,812	6,069	6,379	6,804	7,348
13 13 13 13 13 13 13 1	就労移行支援	人	243	271	279	280	323	356	378	406	443	492
日中活動系	しゅうろうけいぞくし えんがた	人日	13,095	14,945	16,891	17,987	19,551	21,365	23,539	25,610	27,801	30,416
サービス	就労継続支援(A型)	人	611	696	816	919	975	1,081	1,183	1,292	۱,409	1,548
	しゅうろうけいぞくし えんがた 六十分(4) 大 (1)	人日	24,776	26,439	28,468	29,533	30,935	32,990	35,157	37,151	39,339	41,965
	就労継続支援(B型)	人	1,529	1,540	1,725	1,915	1,913	2,050	2,187	2,331	2,489	2,670
	しゅうろうていちゃくし ぇ ん 就労定着支援	L 化				39	65	82	95	101	108	121
	りょうようかいご 療養介護	L 化	190	196	203	207	210	217	222	227	233	238
	たんきにゅうしょ ふくしがた	人日	3,990	4,192	4,949	5,086	5,575	5,982	6,310	6,650	7,010	7,475
	短期入所(福祉型)	人	580	615	717	795	838	892	935	978	1,020	1,073
	たんきにゅうしょ いりょうがた	人日	55	158	189	234	278	299	332	352	392	437
	短期入所(医療型)	人	12	34	44	52	55	59	64	69	74	81
きょじゅうけい 足分で	自立生活援助	上 人				0	24	28	29	29	29	30
	共同生活援助	人	737	800	857	936	1,046	1,118	1,182	1,243	1,314	1,402
9-LX	しせっにゅうしょし えん 施設入所支援	<u>Γ</u>	1,363	1,360	1,368	1,348	1,417	1,411	1,403	1,403	1,405	1,404
******	計画相談支援	にん 人 にん	1,317	1,539	1,610	1,719	2,545	2,697	2,820	2,920	3,062	3,205
相談支援	ちぃきぃこうしぇん 地域移行支援 ちぃきていちゃくしぇん	人 にん	7	8	11	9	36	40	41	44	45	49
	地域定着支援	人	2	3	4	3	39	41	41	43	43	44
		にんにち 人日 にん	/	/		0	117	131	145	150	160	163
一	1. 一	人にんにち				0	19	23	25	26	27	32
	じどうはったつしぇ ん児音発達支援	人日	9,406	10,813	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		14,770	16,135	17,514		21,194	
		人にんにち	1,283	1,481	1,714	1,977	1,992		2,349	-	2,875	3,199
しょうがいじつうしょしえ	はうかごとう 放課後等デイサービス	人日						ļ			51,214	
障害児通所支	AND THE STATE OF T	人にんにち	1,733	·		-			4,545		5,628	
援	ほいくしょとうほうもんしぇん 保育所等訪問支援	人日	I	6	7		49	75	83	100		124
		んにも	1	6	7	12	36	43	48	56	61	70
	いりょうがたじ どうはったつしぇ ん 医療型児童発達支援	人日	270	245	246	167	329	384	420	478	499	553
しょうがいじにゅうしゃしゃ	ふくしがたはうがいじ にゅうはしえん	L. L	16	15	16	14	27	32	35	39	41	46
障害児入所支	福祉型障害児入所支援	L. L	41	37	13		10	8	6	5	4	
ん 援 しょうがいじょうだんしょん	医療型障害児入所支援	人 にん	25	22	17		14	12	10	9		
障害児相談支援		人	551	727	891	1,087	1,088	1,261	1,426	1,606	1,796	2,044

にんにち げっかん りょうにんすう り げつ へいきんりょうにっすう ※人日:月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人:月間の利用人数

②奈良圏域

こうせいしちょうそん 構成市町村	奈良市
男域総人口	354,590人(H3 年3月 日現在)
B域総面積	276.84㎞

	2.3	たんい		実	績				見	込		
	項 目	単位	H27年度	# A E H28年度	# H29年度	# A E E E E E E E E E E E E E E E E E E	# A E 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	# A E R6年度
訪問系	きょたくかいご じゅうとほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、 ニラとラネルご どうこうえんご 行動援護、同行援護、	時間	29,086	30,854	31,782	32,535	35,500	38,168	41,132	44,439	48,134	52,276
サービス	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしぇん 重度障害者等包括支援	にん 人	1,123	1,236	1,287	1,368	1,456	1,547	1,645	1,749	1,858	1,975
	せいかつか いご	人日	19,276	19,851	20,381	20,255	21,659	22,353	23,069	23,808	24,570	25,357
	生活介護	にん 人	١,027	۱,085	1,107	1,136	1,182	1,222	1,263	1,305	1,349	1,394
	じりつくんれん きのうくんれん	人日	176	162	170	158	159	156	153	150	147	144
	自立訓練(機能訓練)	にん 人	10	10	11	10	13	14	15	16	17	18
	じりつくんれん せいかつくんれん	人日	457	670	752	848	1,077	1,316	1,607	1,963	2,397	2,927
	自立訓練(生活訓練)	に ん 人	34	46	57	75	89	111	138	172	214	267
	しゅうろうい こうしえん	人日	1,344	۱,335	1,342	1,190	1,476	1,543	1,613	1,686	1,762	1,842
	就労移行支援	K. 人	76	81	87	70	100	107	115	123	132	141
にっちゅうかっ どうけい 日中活動系	しゅうろうけいぞくし えん がた	人日	3,542	3,737	4,386	4,893	5,375	5,994	6,684	7,453	8,311	9,267
サービス	就労継続支援(A型)	にん 人	168	177	214	249	267	298	332	370	413	461
	しゅうろうけいぞくし えん がた	人日	4,616	4,859	5,387	5,938	6,773	7,647	8,634	9,748	11,006	12,426
	就労継続支援(B型)	K. 人	282	300	359	404	455	512	576	648	729	821
訪 サ	にゅうろうていちゃくし ぇ ん 就労定着支援	人				9	16	20	25	25	25	25
	療養介護	にん 人	49	50	54	59	60	63	67	71	75	79
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	人日	1,537	1,603	1,495	1,444	1,729	1,812	1,899	1,991	2,087	2,188
	短期入所(備征型)	にん 人	186	187	199	196	216	225	234	244	254	265
	たんきにゅうしょ いりょうがた	人日	0	80	102	98	113	119	125	131	138	145
	短期入所(医療型)	人	0	17	22	22	24	25	26	28	30	32
	自立生活援助	人				0	7	8	8	8	8	8
	共同生活援助	人 人	183	192	209	235	246	267	290	314	340	369
y-LX	しせつにゅうしょし ぇ ん 施設入所支援	人 人	330	329	330	335	332	333	334	336	338	340
	計画相談支援	人 人	528	603	656	710	600	620	640	660	690	710
相談支援	地域移行支援	人 人	4	5	8	2	13	13	13	13	13	13
	ちいきていちゃくしょん 地域定着支援	にん 人	ı	3	4	3	20	20	20	20	20	20
		人日				0	54	54	54	54	54	54
店七初问至冗里	· 元连义版	にん 人				0	6	6	6	6	6	6
	じどうはったつしえん 旧会然法士怪	人日	2,003	2,547	3,068	3,251	3,438	3,927	4,536	5,440	6,528	7,832
	児童発達支援	にん 人	219	290	346	472	414	473	567	680	816	979
うだんしえん 目談支援 はたくほうもんがたじとうは またくほうもんがたじとうは 民宅訪問型児童 まうがいじつうしょしょ は で害児通所支	は、かでとう 放課後等デイサービス	人日	4,591	5,326	6,273	7,199	7,994	9,123	10,550	12,130	13,940	16,030
		人	433	497	570	719	804	918	1,055	1,213	1,394	1,603
援	ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	9	9	9	18	18	21
		人	0	0	0	0	3	3	3	6	6	7
	いりょうがたじどうはったつしぇん 医病刑旧音深遠士怪	人日	0	0	0	0	18	18	18	18	18	18
	医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2
しょうがいじ そうだんしえん 障害児相談支援		人	210	302	371	398	261	310	365	430	507	599

にんにも、げっかん リようにんずう リ げっ へいきんりょうにっすう ※人日:月間の利用人数×I人Iヶ月あたりの平均利用日数 にん げっかん りょうにんずう ※人:月間の利用人数

③ 西和圏域

こうせいしちょうそん 構成市町村	やまとこおりやましいこましへぐりちょう さんごうちょう いかるがちょう 大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、 みんどちょう かんまきちょう おうじちょう かわいちょう 安堵町、上牧町、王寺町、河合町
はんいきそうじんこう 圏域総人口	341,543人(H31年3月1日現在)
けんいきそうめんせき 圏域総面積	I 68.57km²

	2.3 b.<	たんい		実	績				見	込		
	項 目	単位	H27年度	# A E H28年度	H29年度	H30年度	# H3 I 年度	R2年度	R3年度	R4年度	85年度	R6年度
訪問系	まなくかいご じゅうどほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、 ミュンミュル とご とうこうれんご 行動援護、同行援護、	時間	15,790	16,901	17,933	18,413	19,548	20,483	21,349	22,332	23,218	24,255
サービス	行動援護、同行援護、 じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしぇ ん 重度障害者等包括支援	ic k	742	804	826	900	1,069	1,116	1,165	1,226	1,277	1,337
	せいかつかいご	にんにち 人日	16,332	17,090	16,919	16,597	16,965	17,554	18,166	18,770	19,389	20,053
訪け - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生活介護	ic k 人	802	851	877	886	980	1,014	1,050	1,089	1,132	1,176
	じりつくんれん きのうくんれん	にんにち 人日	131	136	130	120	204	204	206	219	221	227
	自立訓練(機能訓練)	K.人	11	9	9	8	13	13	13	14	14	14
	じりつくんれん せいかつくんれん	人日	195	276	275	352	360	372	395	425	441	468
	自立訓練(生活訓練)	人	12	20	20	29	28	29	30	32	34	35
	しゅうろうい こうしえん 計 光 名 行 士 怪	人日	1,074	۱,022	918	1,202	1,106	1,168	1,272	1,329	1,420	1,508
	就労移行支援	人	59	57	57	72	70	74	79	84	89	95
日中活動系	しゅうろうけいぞくしぇんがた 就労継続支援(A型)	人日	2,951	3,225	3,550	3,497	3,976	4,289	4,570	4,843	5,156	5,503
サービス	加力性机又级(八主)	にん 人 にんにち	133	147	166	177	192	207	218	230	242	255
	 就労継続支援(B型)	人日	4,878	5,458	6,237	6,313	6,047	6,342	6,589	6,824	7,089	7,378
	しゅうろうていちゃくしえん	人 にん	293	337	392	429	409	430	447	463	482	503
	就労定着支援	人 にん				10	13	18	20	22	23	27
	療養介護	人にんにち	44	46	49	48	48	50	50	51	52	52
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	人日	578	684	764	874	911	978	1,023	1,060	1,094	
	,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	人にんにち	118	133	140	151	168	178	188	198	208	220
	たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所(医療型)	人日	23	35	17	47	56	62	70	80	94	112
	じり つせいかつえんじょ	L. L	4	7	5	10	11	12	13	15	15	17
きょじゅうけい居住系	自立生活援助 きょうどうせいかつえんじょ	人 にん		177	100	0	6	7	7	7	7	7
サービス	共同生活援助	L. K	164	173	188	207	228	239	244	250	260	271
	施設入所支援	<u>Γ</u> .	264 289	267 314	313	253 323	266 638	260 670	248 707	724	238 763	232 799
そうだんしえん	計画相談支援	<u> </u>	209	314	313	2	9	11	12	13	14	16
相談支援	地域移行支援	LE A	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9
	地域定着支援	し 人 にんにち				0	26	31	41	41	51	51
居宅訪問型児童	うはったっしょん 直発達支援	人日				0	4	6	7	7	8	8
	じ どうはったつし えん	にんにち	2,917	2,932	3,331	3,947		3,873		4,150		
	児童発達支援	人	421	446	475	548	568	592	617	640	669	701
	ほう かごとう	人日	4,852	6,013	7,124	7,920	8,403	9,714	10,970	12,569	14,303	16,589
しょうがいじつうしょしえ 障害児通所支	放課後等デイサービス	- 人 - 人	418	529	591	706	952	1,099	1,261	1,445	1,653	1,924
ん ほいくしょとうほうもんしえん		にんにち 人日	I	0	2	8	15	30	33	36	39	44
保育所等訪問支援		ic &	I	0	2	3	9	11	12	13	14	16
	いりょうがたじ どうはったつしえん	にんにち 人日	117	91	57	43	79	79	79	96	96	102
	医療型児童発達支援	ic k	7	6	4	4	6	6	6	7	7	7
しょうがいじ そうだんしぇ か 障害児相談支援	۸ <u>ع</u>	にん 人	237	282	308	400	281	317	347	382	418	461

※人日:月間の利用人数×I人Iヶ月あたりの平均利用日数

※人:月間の利用人数

④ 中和圏域

まうせいしちょうそん構成市町村	やまとたかだしかしはらし ごせ し かしばし かっらぎし 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、 たかとりまう あすか むら ころりようをよう 高取町、明日香村、広陵町
野域総人口	371,129人(H31年3月1日現在)
けんいきそうめんせき 圏域総面積	240.73km²

	23 t <	たんい		実	績				見	込		
	項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H3 I 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問系	きょたくかいご じゅうどほうもんかいご居宅介護、重度訪問介護、	時間	17,923	17,991	19,007	18,560	20,495	21,403	22,237	23,089	24,118	25,109
サービス	行動援護、同行援護、 しゅうとしょうがいしゃとうほうかっしぇ ん 重度障害者等包括支援	K. 人	820	847	881	922	1,038	1,095	1,147	1,198	1,254	1,314
	せいかつか いご	人日	16,616	17,402	17,557	17,459	17,935	18,589	19,051	19,521	20,002	20,557
日中活動系 ナービス 宝住系	生活介護	人	810	850	868	903	959	1,005	1,043	۱,08۱	1,119	1,163
	じりつくんれん きのうくんれん	人日	253	205	226	186	251	253	264	284	304	336
	自立訓練(機能訓練)	ic & 人	15	12	14	13	16	17	17	19	20	22
	じりつくんれん せいかつくんれん 古 古 油(本)	人日	465	395	359	428	443	472	489	510	533	581
まま的 サー coff サー coff サー coff サー coff サー coff アンドリング である アンドリング である アンドリング アンド・アンドリング アンドリング アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	自立訓練(生活訓練)	人 (E. k	26	24	23	32	33	35	37	38	40	42
	しゅうろういこうしえん 計形な行士姪	人日	1,159	1,448	1,436	1,307	1,629	1,689	1,728	1,769	1,813	1,866
	就労移行支援	人 人	60	84	82	82	92	97	99	103	105	108
日中活動系	しゅうろうけいぞくしぇんがた 就労継続支援(A型)	人日	4,039	4,936	5,410	5,909	6,689	7,456	8,163	8,873	9,538	10,417
サービス	机力性机又级(八至)	にんにち	191	233	270	310	338	380	419	459	498	549
	しゅうろうけいぞくしぇん がた 就労継続支援(B型)	人日	7,478	8,239	8,814	9,149	9,359	10,069	10,516	10,967	11,421	12,012
	しゅうろうていちゃくしえん	人 にん	430	473	515	579	574	619	655	692	730	775
訪サ *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	就労定着支援	人 にん				9	17	22	25	28	32	38
	療養介護	んにも	45	46	45	46	45	46	46	46	46	46
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	人日	615	560	1,105	1,215	1,242	1,391	1,507	1,624	1,740	1,904
		人にんにち	138	136	161	209	212	237	256	275	294	320
	たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所(医療型)	人日	28	38	34	37	71	80	94	98	112	128
	じり つせいかつえんじょ	人にん	7	9	9	9	12	14	16	17	19	22
きょじゅうけい居住系	自立生活援助	人 にん	100		200	0	4	5	5	5	5	5
サービス	共同生活援助	人 にん	190	221	227	249	251	268	278	289	300	314
	施設入所支援	人 にん	339	335	347	344	343	345	349	352	356	360
そうだんしえん	計画相談支援	人	246	294	316	295	515	586	624	663	702	758
相談支援	地域移行支援 ちぃきていちゃくしょん	人にん	1	1	0	0	6	8	8	9 7	9 7	10
	地域定着支援	人にんにち		0	0	0	22	26	6 30	30	30	8 32
きょたくほうもんがたじど 居宅訪問型児童	うはったつしょん 直発達支援	人日				0		6				
		人にんにち	2,962	3,604	4,404	4,178						
	じどうはったつしぇ ん 児童発達支援	人日	427	509	604	631	694	748	813		1,004	1,109
		んにも	5,846	7,338		8,667	9.476			12,095		14,021
がけ (a) a) b)	放課後等デイサービス	人日	519	624	713	804	.,	1,357	1,492		1,766	1,938
には ル 接	ほ いくしょとうほうもんし えん	人日	0	4	0	6	13	19	21	22	24	27
*~	保育所等訪問支援	た 人	0	4	0	6	13	16	18	19	21	24
	いりょうがたじ どうはったつし えん	人日	119	104	150	88	185	210	246	267	288	328
	医療型児童発達支援	<u>にん</u> 人	7	6	9	7	14	17	20	22	24	28
		is &	62	99	158	217	361	428	495	563	627	722

にんにも げっかん リようにんずう リ ※人日:月間の利用人数×I人Iヶ月あたりの平均利用日数 にん げっかん リようにんずう ※人:月間の利用人数

⑤ 東和圏域

こうせいしちょうそん 構成市町村	てんりし さくらいし かわにしちょう みやけちょう たわらもとまち 天理市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、 うだし やまぞえむらそに むらみつえむら 字陀市、山添村、曽爾村、御杖村
男域総人口	202, I 34人 (H3 I 年3月 I 日現在)
はんいきそうめんせき 圏域総面積	658.05km²

	2.j	たんい		実	績				見	込		
	項 目	単位	H27年度	#28年度	H29年度	H30年度	# A E E E E E E E E E E E E E E E E E E	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問系	まれなかいご じゅうどほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、 こうとうえんご とうこうえんご 行動援護、同行援護、	時間	12,224	11,932	12,957	12,276	13,967	14,525	15,116	15,668	15,929	16,423
サービス	行動援護、同行援護、 じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしぇん 重度障害者等包括支援	人	535	591	607	619	721	734	748	770	783	800
	せいかつかいご	人日	14,384	14,723	14,811	14,576	14,299	14,503	14,663	14,842	15,002	15,192
	生活介護	ic & 人	692	725	754	757	748	758	766	775	783	792
訪サー こうロ サー は 10 で 10	じりつくんれん きのうくんれん	人日	178	197	273	107	165	188	198	223	233	248
	自立訓練(機能訓練)	人	11	14	17	9	13	14	15	17	18	20
訪サー こうロ サー こうロ サー こうロ サー こうロ サー こうロ サー こうでは アン・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ショ	じりつくんれん せいかつくんれん カ 六 訓(本 / 小ご一)(本)	人日	838	789	900	985	1,046	1,141	1,141	1,216	1,216	1,286
	自立訓練(生活訓練)	人 にん	48	50	52	59	65	67	67	72	72	74
Iratuath o Kale I	しゅうろういこうしょん 就労移行支援	人日	563	586	671	600	844	854	865	877	888	900
	が カ 7夕1 J 又 1友	人	33	34	33	34	44	47	49	51	53	56
日中活動系	しゅうろうけいぞくしぇん がた 就労継続支援(A型)	人日	2,000	2,279	2,647	2,768	2,767	2,803	3,221	3,485	3,779	4,128
サービス		人	92	108	125	138	140	153	167	183	202	225
	しゅうろうけいぞくしえんがた	人日	4,806	5,026	5,041	5,094	5,359	5,502	5,624	5,731	5,844	5,981
訪 サ *** 相 *** 居 サ *** 相 *** 居 ・ は で *** で **・	就労継続支援(B型)	人	269	279	292	320	311	325	339	353	369	387
	しゅうろうていちゃくし ぇ ん 就労定着支援	人				4	12	15	17	18	20	23
	りょうようか いご 療養介護	E ん	37	39	40	39	39	39	40	40	41	42
	たんきにゅうしょ ふくしがた	人日	1,005	1,034	1,121	1,119	1,241	1,264	1,282	1,300	1,318	1,340
	短期入所(福祉型)	人	113	129	176	191	193	197	200	203	206	210
	たんきにゅうしょ いりょうがた	人日	0	0	25	47	38	38	43	43	48	52
	短期入所(医療型)	人	0	0	6	10	8	8	9	9	10	11
	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	人				0	5	6	7	7	7	7
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	人	141	154	168	179	177	196	216	232	250	278
,	しせっにゅうしょし ぇ ん 施設入所支援	人	268	268	269	263	258	257	258	259	258	258
	計画相談支援	人	152	211	224	253	605	636	664	688	721	753
相談支援	ちいきいこうしぇん 地域移行支援	人	0	I	0	0	6	6	6	7	7	7
	ちぃきていちゃくしょん 地域定着支援	人	0	0	0	0	5	5	5	6	6	6
きょたくほうもんがたじどっ	うはったつし えん モダX:去 士 七 経	人日				0	15	20	20	25	25	27
活七初问至冗里	1. 注义该	人				0	4	5	5	6	6	10
	じどうはったつしぇん 児童発達支援	人日	1,439	1,576	1,676	1,774	2,740	2,884	2,929	3,075	3,122	3,275
	允里尤连又版	人	202	212	261	284	293	314	325	342	355	375
	は、かでとう 放課後等デイサービス	人日	3,198	3,804	4,271	4,738	5,683	6,142	6,595	6,992	7,440	8,069
障害児通所支	WA 体では、インドル	人 人	310	364	432	491	560	589	616	634	652	678
援	ほいくしょとうほうもんしえん 保育研集計劃士操	人日	0	2	2	3	9	11	14	17	20	25
	保育所等訪問支援	人	0	2	2	2	7	8	10	12	14	17
	いりょうがたじどうはったつしぇん 医病刑旧舎祭凌士怪	人日	34	50	57	27	47	77	77	97	97	105
	医療型児童発達支援	人	2	3	3	2	5	7	7	8	8	8
		人	36	37	47	63	163	180	192	203	215	231

にんにも げっかん リようにんずう リ ※人日:月間の利用人数×I人Iヶ月あたりの平均利用日数 にん げっかん リようにんずう ※人:月間の利用人数

6 南和圏域

こうせいしちょうそん 構成市町村	こじょうしょしのちょう しもいちちょう おおよじちょう くろたきおら 五條市、吉野町、下市町、大淀町、黒滝村、 てんかわおら のせがわおら とつかわむら かみまたやまむら 天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、 しもきたやまむら かわかみむら ひがしよしのおら 下北山村、川上村、東吉野村
はんいきそうじんこう 圏域総人口	66,907人 (H3 I 年3月 I 日現在)
けんいきそうめんせき 圏域総面積	2346.92km²

	2 <u>3</u>	たんい		実	績				見	込		
		単位	H27年度	# ^ Ĕ H28年度	H29年度	# A Z H 30年度	H3 I 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	# A E R6年度
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、	時間	3,269	3,349	3,420	3,121	3,913	4,022	4,063	4,066	4,077	4,136
サービス	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつし えん	にん 人	160	160	164	166	192	201	206	210	215	223
訪サー こっちゅうかって日 サー こっちゅうかって ビッカン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	せいかつか い ご	人日	5,293	5,358	5,215	4,988	5,914	5,912	5,910	5,923	5,946	5,956
	生活介護	ic ん	250	257	253	248	439	438	439	439	440	441
	じりつくんれん きのうくんれん	人日	50	68	56	46	102	82	102	102	102	102
	自立訓練(機能訓練)	上人	3	3	3	2	5	4	5	5	4	4
	じりつくんれん せいかつくんれん	にんにち 人日	70	59	99	64	192	244	241	261	241	250
	自立訓練(生活訓練) 	人	5	6	6	7	13	16	16	17	16	17
	しゅうろうい こうし えん	にんにち 人日	307	321	404	413	312	558	591	718	921	1,231
	就劳移行支援	K. 人	15	15	20	22	17	31	35	46	64	92
にっちゅうかっ どうけい 日中活動系	しゅうろうけいぞくし えん がた	人日	563	768	898	920	745	822	901	957	1,016	1,101
サービス	就另継続支援 (A型)	K. 人	27	31	41	45	38	43	47	50	54	59
	しゅうろうけいぞくし えん がた	人日	2,998	2,857	2,989	3,039	3,398	3,430	3,794	3,881	3,978	4,167
		L. 人	255	151	167	183	164	164	170	175	179	183
	就労定着支援	L. 人				7	7	7	8	8	8	8
	9ょうようかいご 療養介護	人	15	15	15	15	18	19	19	19	19	19
	国	人日	255	311	464	434	453	536	599	676	771	898
	短期入所(備征型)	人	25	30	41	48	49	55	57	58	58	60
		人日	4	5	11	5	0	0	0	0	0	0
		人	ı	I	2	I	0	0	0	0	0	0
きょじゅうけい	自立生活援助	人				0	2	2	2	2	2	2
	共同生活援助	人	59	60	65	66	144	148	153	158	164	171
,	施設入所支援	人	162	161	158	153	218	216	214	214	215	214
	計画相談支援	人	102	117	101	138	187	185	185	185	186	186
相談支援	地域移行支援	人	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2
		人	0	0	0	0	1	1	I	I	I	ı
きょたくほうもんがたじどう	うはったつしぇん	人日		/		0	0	0	0	0	0	0
冶七副问至光里	1 工任义版	人				0	0	0	0	0	0	0
		人日	85	154	179	259	198	214	225	244	179	189
a to	允里光连又饭	にん 人 にんにち	14	24	28	42	23	25	27	29	32	35
	ほうかごとう 放理後等デイサービス	人日 にん	652	1,084	1,483	1,370	1,064	1,341	1,623	2,003	2,545	3,328
障害児通所支		にん 人 にんにち	53	80	100	106	89	107	122	139	163	196
援 ほいくしょとうほうもんしえん		人日 	0	0	3	I	3	6	6	7	7	7
	W 日 川 丑 附 时 文 液	にん 人 にんにち	0	0	3	I	4	5	5	6	6	6
		人日	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
1.346. 14 7 3 11 1 1		にん 人	0	0	0	- 1	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援		人	6	7	7	9	23	26	27	28	29	31

※人日:月間の利用人数×I人Iヶ月あたりの平均利用日数

※人:月間の利用人数

3. 障害者雇用の推進に関するデータ

① 一般就労への移行者数の内訳

(単位:人)

			じっ	せき		<u>م</u> ده						
3	, e (実_	績	····		·	見	込	·····		
	目	#27年度	# A E E E E E E E E E E E E E E E E E E	# A E H29年度	# A E H30年度	# A E H3 I 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
一般就労への移行者数		104	121	88	117	196	243	277	311	333	380	
	しゅうろういこうしえん	39	46	40	50	64	81	85	91	92	101	
	就労移行支援	37.5%	38.0%	45.5%	42.7%	32.7%	33.3%	30.7%	29.3%	27.6%	26.5%	
	しゅうろうけいぞくしえん がた	10	19	9	18	54	59	65	68	71	76	
のっぱんしゅうろう いこうしゃすう 一般就労への移行者数 (福祉施設別内訳) (福祉施設別内訳) (各種支援別内訳)	就労継続支援A型	9.6%	15.7%	10.2%	15.4%	27.6%	24.3%	23.5%	21.9%	21.3%	20.0%	
	しゅうろうけいぞくしえん がた	30	37	23	37	57	71	91	104	120	145	
	就労継続支援B型	28.8%	30.6%	26.1%	31.6%	29.1%	29.2%	32.9%	33.4%	36.0%	38.0%	
	じりつくんれん きのうくんれん	0	0	0	0	0	5	10	15	15	22	
	自立訓練(機能訓練)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	3.6%	4.8%	4.5%	5.8%	
	じりつくんれん せいかつくんれん 白 古訓婦 (小江訓婦)	23	15	13	1.1	16	9	9	9	11	10	
	自立訓練(生活訓練)	22.1%	12.4%	14.8%	9.4%	8.2%	3.7%	3.2%	2.9%	3.3%	2.6%	
	せいかつかいご	2	4	3	1	5	18	17	24	24	36	
	生活介護	1.9%	3.3%	3.4%	0.9%	2.6%	7.4%	6.1%	7.7%	7.2%	9.3%	
	いたくくんれんじぎょう	2	4	4	3	19	29	35	47	47	59	
	委託訓練事業	1.9%	3.3%	4.5%	2.6%	9.7%	11.9%	12.6%	15.1%	14.1%	15.5%	
	こよう	11	21	10	19	36	45	53	57	63	72	
ふくすうせんたくか	トライアル雇用	10.6%	17.4%	11.4%	16.2%	18.4%	18.5%	19.1%	18.3%	18.9%	19.1%	
	しょくばてきおうえんじょしゃ	5	11	9	10	28	38	48	55	60	73	
	職場適応援助者	4.8%	9.1%	10.2%	8.5%	14.3%	15.6%	17.3%	17.7%	18.0%	19.1%	
	障害者就業・生活支援	50	65	44	60	127	154	185	207	219	251	
	センター	48.1%	53.7%	50.0%	51.3%	64.8%	63.4%	66.8%	66.6%	65.8%	66.0%	

② 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上である事業所の割合

(単位:人)

										(-1	- I立・/ C/
2 j 6 (込			
項目		H27年度	# A E H28年度	H29年度	H30年度	#31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
しゅうちういこうしえんじぎょうしょすう 就労移行支援事業所数 **CA&ど **つに対えがい込ましゃすう (各年度の4月1日現在の利用者数>0)	а	19	22	18	21	23	21	21	21	21	21
はゅうろういこうりつ わりいじょう じぎょうしょすう 就労移行率が3割以上の事業所数	b	6	6	4	9	10	14	13	15	15	17
はゅうろういこうりつ わりいじょう じぎょうしょすう わりあい 就労移行率が3割以上の事業所数の割合 b	o/a	31.6%	27.3%	22.2%	42.9%	43.5%	66.7%	61.9%	71.4%	71.4%	80.9%

③ 福祉施設の利用者のうち公共職業安定所における支援対象者数

(単位:人)

2.j &<		実	績				見	込		
項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
こうきょうしょくぎょうあんていじょ 公共職業安定所における支援対象者数	351	417	415	493	565	647	695	723	743	796

④ 奈良県における民間企業の雇用状況

たんい にん

										(十世・バ)
		H22.6.1	H23.6.1	H24.6.1	H25.6.1	H26.6.1	H27.6.1	H28.6.1	H29.6.1	H30.6.1
じつこようりつ	ならけん	2.08%	2.08%	2.15%	2.22%	2.22%	2.40%	2.60%	2.62%	2.67%
実雇用率	せんこく	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%
こようしょうがいしゃすう	ならけん	1,367.5	1,566.5	1,651.0	1,761.5	1,822.5	1,982.5	2,222.5	2,293.5	2,449.5
雇用障害者数	せんこく	342,973.5	366,199.0	382,363.5	408,947.5	431,225.5	453,133.5	474,374.0	495,795.0	534,769.5
こようりったっせい 雇用率達成	ならけん	57.07%	55.12%	59.30%	55.80%	56.20%	58.60%	60.40%	63.20%	57.40%
きぎょう わりあい 企業の割合	せんこく	46.97%	45.28%	46.80%	42.70%	44.70%	47.20%	48.80%	50.00%	45.90%

ためんさでは、 によりうらいとうしゃとう にんいじょう 民間企業: 常用労働者数50人以上 いっぱんでは、 ではんしゃうういこうしゃとう かん ※出典: ①~③ 「福祉施設からの一般就労移行者数に関する調査」(H30年度県障害福祉課調査)

④厚生労働省調査

4. 人材育成に関するデータ

けんしゅう がいよう

マ 分	•≺ でき 目 的	ない よう 内 容	対象者
そうだんしぇんじゅうじ相談支援従事	障害者ケアマネジメントに基	・「障害者総合支援法* ⁷⁶ 」の	・相談支援業務に従事しよ
しゃしょにんしゃけんしゅう 者初任者研修	づき、新たに相談支援事業	概要	うとする者
	に従事しようとする者に対	・障害者ケアマネジメントの手法	
	し、必要な知識、技能の修得	・地域生活支援	
	を図る。	・アセスメント、サービス等	
		りょうけいがく 利用計画*40等の演習	
そうだんしぇんじゅうじ相談支援従事	障害者ケアマネジメントに基	・「障害者総合支援法*76」の	・指定相談支援事業所*102
者現任研修	づき、現に相談支援事業に	基本的理解	等において相談支援
	従事する者へのフォローアッ	・障害者ケアマネジメントの	業務に従事しており、
	プを図る。	じっせんえんしゅう 実践演習	一定の経験を有する者
		・チームアプローチ	
		・スーパーバイズ、自己検証	
サービス管理	「障害者総合支援法*76」に	・サービス管理責任者等の	・指定障害福祉サービス
責任者等研修	基づく障害福祉サービスを	* (わり	事業所*8」等において、サ
	実施する事業者の指定に	・アセスメント、モニタリングの	ービス管理責任者等に
	係る人員配置基準等にお	手法	じゅうじ 従事しようとする者
	いて規定された、サービス	・サービス提供プロセスの	
	管理責任者等として従事し	管理に関する演習(分野別)	
	ようとする者に対し、必要な	介護、地域生活(身体)、	
	知識、技能の修得を図る。	地域生活(知的・精神)、	
		就労、児童	
サービス管理	「障害者総合支援法*76」に	・サービス提供の基本的な考	・指定障害福祉サービス
責任者等基礎	基づく指定障害福祉サービ	えがた	事業所*81等においてサー
研修	ス等において、サービス管理	・サービス提供のプロセス	ビス管理責任者等として
	責任者等として従事している	・サービス等利用計画*40と	従事しようとする者であっ
	者又は従事しようとする者に	であった。そのけいがく かんけい 個別支援計画の関係	て、一定年数以上の実務
	対して、一定期間ごとの知識	・サービス提供における	経験を有する者
	や技術の更新を図るととも	りょうしゃしゅたい 利用者主体のアセスメント	
	に、実践の積み重ねを行い	・個別支援計画作成のポイン	
	ながら段階的なスキルアップ	卜等	
	を図る。		

区分	もく てき 目 的	ない よう 内 容	対象者
サービス管理は登録は代表では、	「障害者において、サージ事でという。」に ビッ理 る に を と と で で で で で で で で で で で で で で で で で	・障害者福祉施策の ・障害者福祉施策の ・世本が、 ・一を表現した。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のである。 ・他のできる。 ・他のできる。 ・他のできる。 ・他のできる。 ・他のできる。 ・他のできる。 ・他のできる。 ・世では、 ・世では、 ・世では、 ・サービスを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
サービス管理 はいいでは、 はいいではいいでは、 はいいでは、 はいいではいいではいいでは、 はいいではいいではいいでは、 はいではいいではいいではいいではいいではいいではいではいいではいいではいいで		・障害者福祉施策の最新の動向 ・サービス提供の自己検証に関して、事業所及びサービス管理責任者等としての自己検証・関係機関との連携	世 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
サービス等等第一個 2000年 1000年 1	和談支援専門員*103 が作成等 するサービス等利用語話者 が作成する個別支援計画の が作成する個別支援計画の が作成することに が作成することに より、両者の計画作成の記述 がにケアマネジメントの で上方数で連携を図る。	・作成した計画をグループスーパービジョン等の手法を用いて、研修生育士が評価する。・相談支援専門員とサービジラと発達性者の合同研修とは、より連携の重要性を認識させる	・指談支援事業所・102 を指定をできる。 では、

区 芬	[€] く で ^き 目 的	内容	対象者
きょうどこうどうしょうがい 強度行動障害	まうどこうどうしょうがい 強度行動障害のある人に対	きょうどこうどうしょうかい とくせい しぇ ん ・強度行動障害の特性、支援	・指定障害福祉 サービス
*21	し、安定した日常生活を送る	技術の基礎知識等に関する	^{じぎょうしは} *81 笑う 事業所 ^{*81} 等 において、
しぇんしゃようせい 支援者養成	ことができるよう、適切な	こうぎ えんしゅう 講義・演習	きょうどこうどうしょうがい 強度行動障害 の ある
研修	支援を行うことができる	・障害特性の評価及び支援	りょうしゃ 利用者を支援している者
	人材の育成を図る。	計画の作成に関する講義・	及び支援を予定している
		演習	^{₺の} 者
にきがいしまんくぶん 障害支援区分	公平、公正かつ適切な認定	・認定調査に関する基本的な	・市町村職員
*65	調査を実施するため、必要	かんが、かた 考え方	していそうだんしぇんじぎょうしょ ・指定相談支援事業所*102
認定調查員	な知識、技能の修得及び	・支給決定手続きの流れ	の職員等
*138研修	向上を図る。	・認定基準、一次判定、二次	
		判定の考え方	
		・事例検討	
たちょうそんしんさかい 市町村審査会	公平、公正かつ適切な審査	・審査判定に関する基本的な	・市町村審査会委員に
委員*48研修	判定を実施するため、必要	がんが、かた 考え方	委嘱された者、委嘱が
	な知識、技能の修得及び	・支給決定手続きの流れ	^{よてい} 予定されている者
	向上を図る。	・認定基準、一次判定、二次	
		判定の考え方	
		・事例検討	
主治医研修	障害支援区分*65の判定の	・主治医の役割	・医師意見書を記載する
	重要な資料である医師	・支給決定のしくみ	医師
	意見書の記載が適切に行	・市町村審査会における審査	
	われるよう、医師意見書の	判定の方法	
	記載方法等について研修を	・医師意見書の具体的記載	
	行い、適切な審査の実施を	まうほう	
1 +31511 21+ 6 11	図る。	・事例検討	1 > 3 / 12454 1
しょうがいしゃけんり 障害者権利 ようご ぎゃくたい	しょうがいしゃぎゃくたいぼうし けんりょうご 障害者虐待防止と権利擁護	・権利擁護・虐待防止に関す	・障害福祉サービス
まうご ぎゃくたい 擁護 ・ 虐待	に関する基本的な考え方の	きょうそんぎゃくたいぼうし	事業所等の管理者及び
防止研修	しゅうどく 習得を目指すとともに、 しょない しょうかいふくし	しちょうそんぎゃくないぼうし ・市町村虐待防止センターに たいおう	じゅうじしゃ 従事者 しちょうそんしょくいん
	じょたい しょうがいふくし 自治体や障害福祉サービス しきょうしょ とう	たいおう おける対応 ぎゃくたいぼうし そうきはっけん	しちょうそんしょくいん ・市町村職員 いたくそうだんしぇんじぎょうしょ
	しぎょうしょ *81 等において事案 たいおう ぎゃくたいぼうし とりくみ にな	・虐待防止と早期発見のため	いたくそうだんしぇ なじぎょうしょ*102 ・委託相談支援事業所*102
	がおう ぎゃくたいぼうし とりくみ にな 対応や虐待防止の取組を担	の体制づくり	しょくいん の職員 かんけいきかん しょくいん けんみん
	う人材の養成を図る。		・関係機関の職員・県民

区 分	もく てき 目 的	内容	対象者
精神保健福祉	せいしんほけんぶくしそうだん 精神保健福祉相談を受ける	・奈良県の精神保健福祉	・県内精神科病院、県内市
たんとうしゃけんしゅう 担当者研修	************************************	行政	やくしょ けんないちょうそんやく ば 役所 、県内町村役場 、
	た。 症やうつ病等の精神疾患の	・奈良県の精神保健福祉	ほけん 保健センター、地域包括
	基本的な知識やその対応の	対策	支援センター、保健所、
	しかた 仕方について理解を深める	*精神疾患の知識とその対応	「障害者総合支援法*76」
	ことで、特性に応じた適切な	・精神障害のある人にかかる	に基づく障害者支援機関
	#いしんほけんふくしぎょうむ おこな 精神保健福祉業務が行え	制度を理解する	等において精神保健
	る人材の育成を図る。	・当事者の想いを理解する	温祉業務を担う主に
		・精神障害のある人の障害の	しょにんしゃ じゅうじ ねんすう すく 初任者、従事年数の少な
		ちばい くたいてき 特性と具体的な支援	い職員、これまで専門的
		・グループワーク	に 精神保健福祉相談 に
			ついて専門的に学んでい
			ない職員
医療的ケア*10児	医療的ケア児等が地域で	・医療的ケア児等支援の特徴	・地域の障害福祉事業所
とうしぇんしゃようせい 等支援者養成	安心して暮らしていけるよう、	・障害のある子どもの成長と	等の支援員、保健師、
研修	適切な支援が行える人材の	^{はったっ} 発達	ほうもんかんごしとう 訪問看護師等で、医療的
	養成を図る。	・福祉制度の枠組みと家族	ケア児等を支援しようと
		支援	する者
医療的ケア児等	医療的ケア*10児等が地域で	・医療的ケア児等コーディネ	·相談支援専門員*103等、
コーディネーター	****** 安心して暮らしていけるよう、	ーターの役割	医療的ケア児等コーディ
*11養成研修	専門的な知識に基づいて、	・障害のある子どもの成長と	ネーターの役割を担う者
	関係機関と連携し支援が行	^{はったっ} 発達	
	える人材の養成を図る。	・福祉制度の枠組みと家族	
		支援	
		けいかくさくせい しぇんたいせいせいび・計画作成、支援体制整備	

(2) 研修修了者数の推移

たんい にん **(単位:人)**

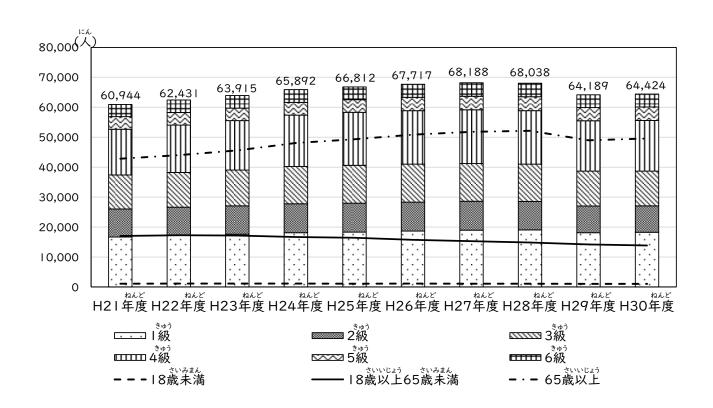
		1								(単	位:人)
	< ぶん 区 分		,			実績	,			8	見込
		_{ねんど} H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	_{ねんど} H26年度	ねんど H27年度	ねんど H28年度	#Aと H29年度	ねんど H30年度	ねんど RI年度
相談支援领	ゅうじしゃしょ にん しゃけんしゅう と事者初任者研修	150	174	194	199	166	154	155	115	133	115
相談支援领	ゅうじしゃげんにんけんしゅう と事者現任研修	25	54	53	63	57	70	61	70	83	81
サービス管	にりせきにんしゃとうけんしゅう 理責任者等研修	174	177	216	228	290	199	241	403	250	
	かい ご 介 護	52	57	59	59	77	49	59	117	62	
	ちい きせいかつ しんたい 地域生活(身体)	0	0	0	0	0	0	2	0	5	
	ちぃきせいかつ ちてき せいん 地域生活(知的・精神)	50	43	53	50	52	48	57	78	51	
	Lpp) 3 j 就 労	47	41	47	46	57	48	61	101	60	
	で どう 児 童	25	36	57	73	54	54	62	107	72	
サービス管	しりせきにんしゃとうき そけんしゅう 理責任者等基礎研修										240
サービス管	しりせきにんしゃとうじっせんけんしゅう 理責任者等実践研修										
サービス管	しりせきにんしゃとうこうしんけんしゅう 理責任者等更新研修										300
	りょうけいかくとう ひょうかせんもんけんしゅう 利用計画等の評価専門研修						104	95	54	84	
	そうだんし えんせんもんいん 相談支援専門員						49	48	22	29	
	とうかんりせきにんしゃ サービス等管理責任者						55	47	32	55	
きょうどこうどうしょ 強度行動院	うがいえんしゃようせいけんしゅう 言言支援者養成研修						230	234	316	239	200
	き そけんしゅう 基礎研修						115	117	158	120	100
	じっせんけんしゅう 実践研修						115	117	157	119	100
しょうがいしぇんく	ぶんにんていちょうさいんけんしゅう 「分認定調査員研修	59	57	69	66	127	89	77	63	71	69
	にんていちょうさいんいしょく よてい しゃ 認定調査員委嘱(予定)者	21	24	32	20	58	43	49	36	39	36
	しちょうそんしょくいん 市町村職員	38	33	37	46	69	46	28	27	32	33
しちょうそんしん:	E会委員研修	64	62	49	52	60	24	-	45	36	32
	しんさかいいいんいしょく よてい しゃ 審査会委員委嘱(予定)者	57	43	33	37	41	16	-	37	29	24
	しちょうそんしょくいん 市町村職員	7	19	16	15	19	8	-	8	7	8
しゅじいけんしゅ	う	96	108	44	121	99	173	110	103	106	106*
	い し 医 師	71	104	41	105	90	160	99	92	96	96*
	しちょうそんしょくいん 市町村職員	25	4	3	16	9	13	11	11	10	10*
しょうがいしゃけん)ようご ぎゃくたいぼう しけんしゅう 擁護・虐待防止研修		305	327	167	243	242	238	136	203	295
せいしんほけんふ	くしたんとうしゃけんしゅう 音祉担当者研修										138
いりょうてき	じょうしぇんしゃようせいけんしゅう 児等支援者養成研修										29
いりょうてき	じょう ようせいけんしゅう ようせいけんしゅう 児等コーディネーター養成研修										37
		•							-		

ねんどじっせきち ※H30年度実績値 だい ぶ さんこうしりょう **第4部 参考資料**

しょうがいしゃてちょうしょじしゃすうとう すいい 障害者手帳所持者数等の推移

(1)身体障害者手帳所持者

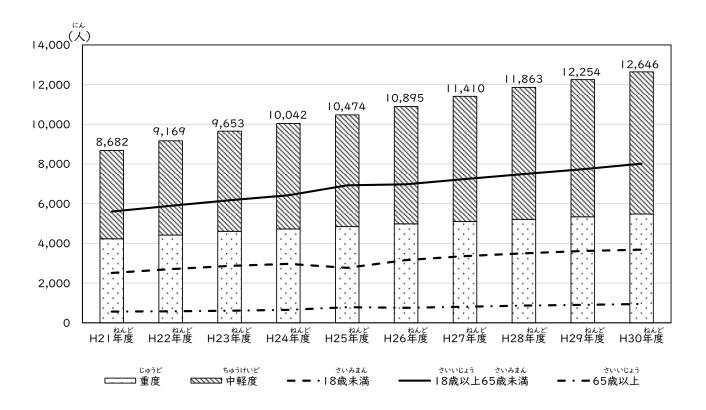
- ○平成30年度の身体障害者手帳所持者数は 64,424人で、平成21年度の 60,944人よりも 3,480人(5.7%)増加しています。
- へいせい ねんど ぶ い べつうちわけ した いふ じゅう 〇平成30年度の部位別内訳は、肢体不自由53.4%、内部障害28.9%、聴覚・平衡機能障害 9.4%、視覚障害7.2%、音声・言語・そしゃく機能障害1.0%となっています。
- ○平成30年度の級別内訳は、I 級 28.3%、4 級 26.3%、3 級 I 8.0%、2 級 I 3.8%、5 級 7.0%、6級6.7%となっています。
- ○平成30年度の年齢別内訳は、65歳以上76.9%、18歳以上65歳未満21.5%、18歳未満1.6%となっています。



		ねんど H21年度	_{ねんど} H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度	_{ねんど} H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	_{ねんど} H30年度
	したいふじゅう 肢体不自由	56.0%	56.0%	56.1%	56.0%	56.1%	55.6%	55.0%	54.5%	54.0%	53.4%
	ないぶしょうがい 内部障害	25.2%	25.5%	25.7%	26.0%	26.2%	26.7%	27.3%	27.7%	28.4%	28.9%
(部位別内訳)	まょうかく へいこうきのうしょうがい 聴覚・平衡機能障害	9.5%	9.3%	9.3%	9.2%	9.1%	9.2%	9.3%	9.3%	9.3%	9.4%
	しかくしょうがい 視覚障害	8.3%	8.1%	7.9%	7.7%	7.6%	7.6%	7.5%	7.4%	7.3%	7.2%
	まんせい げんご きのうしょうがい 音声・言語・そしゃく機能障害	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	*** ⁱ	27.4%	27.6%	27.6%	27.5%	27.4%	27.6%	27.8%	28.0%	28.2%	28.3%
	2級	15.3%	15.1%	14.8%	14.7%	14.4%	14.3%	14.1%	14.0%	13.9%	13.8%
きゅうべつうちやく	3級	18.6%	18.6%	18.7%	18.9%	18.9%	18.8%	18.5%	18.3%	18.2%	18.0%
(級別内訳)	4級	25.1%	25.3%	25.8%	26.0%	26.5%	26.4%	26.3%	26.2%	26.2%	26.3%
	5級	6.9%	6.8%	6.6%	6.5%	6.4%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%	7.0%
	6級	6.7%	6.6%	6.5%	6.5%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.7%	6.7%
	18歳未満	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
(年齢別内訳)	18歳以上65歳未満	27.9%	27.7%	26.9%	25.3%	24.6%	23.2%	22.4%	21.8%	22.1%	21.5%
	65歳以上	70.3%	70.5%	71.4%	73.0%	73.8%	75.1%	76.0%	76.6%	76.3%	76.9%

(2)療育手帳所持者

- ○平成30年度の療育手帳所持者数は 12,646人で、平成21年度8,682人よりも 3,964人 (45.7%) 増加しています。
- ○平成30年度の級別内訳は、中軽度56.7%、重度43.3%となっています。



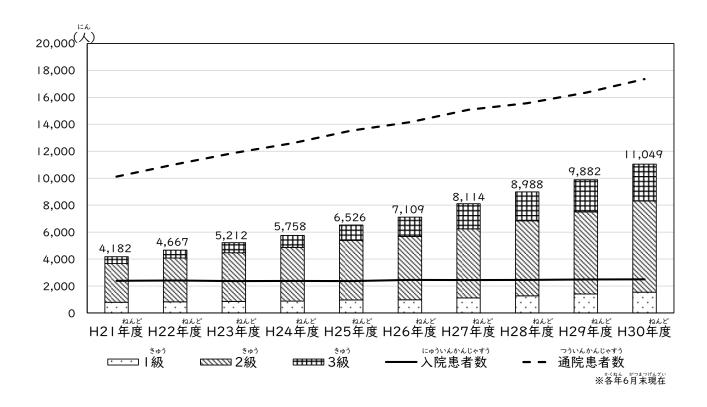
		_{ねんど} H2 I 年度	_{ねんど} H22年度	_{ねんど} H23年度	_{ねんど} H24年度	_{ねんど} H25年度	_{ねんど} H26年度	_{ねんど} H27年度	_{ねんど} H28年度	_{ねんど} H29年度	_{ねんど} H30年度
きゅうべつうちわけ、	じゅうど 重度	48.7%	48.2%	47.7%	47.1%	46.3%	45.7%	44.7%	43.9%	43.6%	43.3%
(級別内訳)	ちゅみ いど 中軽度	51.3%	51.8%	52.3%	52.9%	53.7%	54.3%	55.3%	56.1%	56.4%	56.7%
	さいみ まん 18歳未満	28.9%	29.5%	29.7%	29.6%	26.4%	29.0%	29.4%	29.5%	29.5%	29.1%
(年齢別内訳)	さいいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満	64.6%	64.2%	64.0%	63.9%	66.1%	64.0%	63.5%	63.2%	63.1%	63.4%
	65歳以上	6.5%	6.3%	6.3%	6.5%	7.5%	6.9%	7.1%	7.3%	7.4%	7.5%

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者等

- ○平成30年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は II,049人で、平成21年度の 4,182 人よりも 6,867人(164.2%) 増加しています。

また、平成30年度の自立支援医療(精神通院)受給患者数は17,361人で、平成21年度の10,120人よりも7,261人(71.7%)増加しています。

○平成30年度の級別内訳は、2級61.3%、3級24.7%、I級 I 4.0%となっています。



(1) 世かしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう (1) 精神障害者保健福祉手帳

たんい にん (単位:人)

										,	ギロ・ハノ
		ねんど H21年度	ねんど H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度
てちょうしょじしゃすう 手帳所持者数		4,182	4,667	5,212	5,758	6,526	7,109	8,114	8,988	9,882	11,049
	^{きゅう} I 級	799	826	858	885	967	985	1,116	1,271	1,419	1,547
(級別内訳)	^{きゅう} 2級	2,867	3,248	3,616	3,987	4,424	4,697	5,127	5,566	6,079	6,772
	3級	516	593	738	886	1,135	1,427	۱,87۱	2,151	2,384	2,730

かくねん がつまつげんざい ※各年6月末現在

世いしんかびょういんにゅういんかんじゃ じりっしえんいりょう せいしんつういん じゅきゅうかんじゃすう ②精神科病院入院患者・自立支援医療(精神通院)受給患者数

たんい にん (単位:人)

									,	T 12. / //
	ねんど H2 I 年度		ねんど H23年度	ねんど H24年度					ねんど H29年度	
たますいんかん じゃすう 入院患者数	2,389	2,415	2,369	2,373	2,363	2,456	2,444	2,455	2,485	2,501
つういんかん じゃすう 通院患者数	10,120	11,027	11,877	12,601	13,528	14,159	15,085	15,567	16,346	17,361

かくねん がつまつげんざい ※各年6月末現在

(4)指定難病*132認定患者数

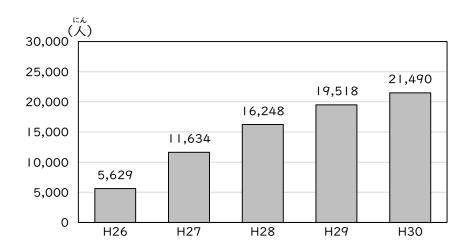
- ○平成30年度の指定難病*¹³²認定患者数は II,858人で、平成21年度の 8,374人よりも、 3,484人(41.6%)増加しています。
- へいせい ねんど しっかんべつうちわけ しんこうせいがくじょうせい ま ひ でょう だいのうひしっきていかくへんせいしょう 平成30年度の疾患別内訳は、進行性核上性麻痺・パーキンソン病・大脳皮質基底核変性症 の合計が 17.3%、潰瘍性大腸炎が 14.5%、全身性エリテマトーデスが 5.5%、皮膚筋炎/ 多発性筋炎・全身性強皮症の合計が 5.0%等となっています。

たんいにん (単位:人)

		ねんど	ねんど	ねんど	ねんど	ねんど	ねんど	ねんど	ねんど	ねんど	(単位:人)
1.70	なんびょうこう ひふ たんかんじゃすう	H2 I 年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度			H28年度	H29年度	H30年度
	難病公費負担患者数	8,374	8,960	9,566	10,074	10,633	11,037	12,054	12,377	11,512	11,858
	ベーチェット病	150	153	155	162	165	167	172	165	127	126
	たはつせいこうかしょう ししんけいせきずいよん 多発性硬化症/視神経脊髄炎	177	181	202	213	219	227	238	246	214	218
	too)しょきんむりょくしょう 重症筋無力症	191	200	217	241	261	271	280	279	278	273
	せんしんせい 全身性エリテマトーデス	644	652	660	663	663	673	690	681	651	653
	本の世代のようないのようで 再生不良性貧血	135	139	159	158	160	148	159	157	124	125
		200	202	228	235	252	255	260	248	161	169
	サルコイドーシス きんいしゅくせいそくさくこうかしょう										
	筋萎縮性側索硬化症 ひぶきんえん たはつせいきんえん ぜんしんせいきょうひしょう	100	99	107	106	121	114	98	105	97	95
	皮膚筋炎/多発性筋炎、全身性強皮症	504	532	559	587	604	592	615	628	598	591
	とっぱつせいけっしょうばんげんしょうせいしはんびょう 特発性血小板減少性紫斑病	289	290	284	280	292	301	310	305	258	229
	けんびきょうてきたはつけっかんえん けっせつせいたはつどうみゃくえん 顕微鏡的多発血管炎、結節性多発動脈炎	86	103	117	125	135	153	145	143	138	131
	かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸炎	1,430	1,569	1,700	1,855	1,957	2,045	2098	2106	1771	1,716
	たかやすどうかくなん 高安動脈炎	63	64	65	72	78	77	77	73	53	54
	びょう	97	101	103	99	100	89	85	80	37	37
	バージャー病 てんぽうそう	54	59	65	68	70	77	76	71	27	31
	天疱瘡 せきがいようのうへんせいよう										
	脊髄小脳変性症 びよう	256	263	275	272	278	287	299	301	299	312
	クローン病	346	356	370	385	405	411	428	438	410	426
	なんじせいかんえん げきしわかんえん 難治性肝炎のうち劇症肝炎	4	2	3	3	3	2	2	0	0	0
	あくせいかんせつ 悪性関節リウマチ	63	66	68	68	66	67	63	66	62	57
	しんこうせいかくじょうせいまひ びょう だいのうひしつきていかくへんせいしょう 進行性核上性麻痺、パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症	1,252	1,351	1,477	1,575	1,663	1,742	1836	1906	1967	2,053
	全身性アミロイドーシス	22	21	26	28	35	38	36	39	38	41
	こうじゅうじんたいこつかしょう	296	336	355	372	404	425	430	416	333	311
	後縦靭帯骨化症										
	ハンチントン病	9	9	11	11	13	12	15	14	15	13
	びょう もやもや病 たはつけっかんよんせいにくげしゅしょう	151	162	167	168	179	184	200	206	140	136
	多発血管炎性肉芽腫症	16	19	18	20	21	20	0	25	25	28
	とくはつせいかくちょうがた けつがた しんきんしょう 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	400	429	436	451	483	506	538	553	455	450
	をけいとういしゅくしょう 多系統萎縮症	148	160	163	173	163	169	163	150	149	147
	ひょうひすいほうしょう せっこうぶがたおよ れいようしょうがいがた 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	5	5	5	6	6	5	5	4	4	4
-	のうほうせいかんせん はんぱつがた	25	31	32	31	29	30	31	30	27	25
難ながれ	腰疱性乾癬(汎発型)	36	35	37	41	43	38	46	45	32	30
別さ	広範脊柱管狭窄症	291	297					370		294	
内まれれ	原発性胆汁性肝硬変			309	320	335	333		363		296
~ "	重症急性膵炎とくはつせいだいたいこつとうえししょう	33	22	25	26	38	21	4	I	0	0
	特発性大腿骨頭機死症	197	205	205	208	210	183	228	242	234	253
	混合性結合組織病	71	74	79	88	94	92	102	103	92	90
	げんぱつせいめんえきふぜんしょうこうぐん 原発性免疫不全症候群	17	14	17	19	16	19	23	24	24	25
	とくはつせいかんしつせいはいえん 特発性間質性肺炎	87	94	101	100	114	119	145	150	146	168
	もうまくしきそへんせいしょう	242	248	258	269	268	268	274	260	246	244
	網膜色素変性症	5	6	6	7	11	6	2	4	2	2
	プリオン病 はいどうみゃくせいはいこうけつあつしょう										
	肺動脈性肺高血圧症	20	27	34	39	43	36	43	43	46	56
	神経線維腫症	32	35	40	42	47	46	48	50	49	49
	あきゅうせいこうかせいぜんのうえん 亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バッド・キアリ (BuddーChiari) 症候群	2	3	2	3	3	2	4	4	3	6
	まんせいけっせんそくせんせいはいこうけつあつしょう 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16	18	23	26	28	35	36	42	44	50
	ライソゾーム病	3	4	4	4	5	7	9	10	9	13
	ふくじんはくしつ	I	1	I	Ι	I	2	3	5	3	2
	副腎白質ジストロフィー かぞくせいこう	4	3	4	4	4	4	4	6	6	8
	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	3	6	9	9	14	13	13	14	14	
	脊髄性筋萎縮症 きゅうせきがいせいらんいしゅくしょう										16
	球脊髄性筋萎縮症 まんせいえんようせいたっずいせいたはつしんけいえん たそうせいうんどう	5	6	7	6	7	6	4	3	7	8
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	17	28	32	42	58	61	63	69	54	53
	Dだいがたしたさんとう 肥大型心筋症	17	34	48	66	80	98	119	125	121	128
	けっそくがたしんきんしょう 結束型心筋症	0	0	0	0	0	0	ı	ı	ı	1
	しょう ミトコンドリア症	2	8	10	10	21	20	20	19	18	19
	コープ・アファー みゃらかようしゅしょう リンパ脈管筋腫症 (LAM)	2	2	2	2	3	3	2	3	3	5
	しょうこうぐん ちゅうどくせいひょう ひえ ししょう	4	0	2		I	2	0	6	6	0
	スティーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症 ***********************************	5	17				54	80	77	73	76
	黄色靭帯骨化症 かすいたいせい ぶんぴついにうにう かすいたいせい ぶんぴこうしんしょう かすいたいせい ぶんぴこうしん	5	17	24	38	46	54	80		/3	/6
	下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢 しょう びょうかすいたいせい ぶんぴろしんしょう かすいたいせいせいなう										
	進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモ	117	188	230	248	292	316	366	372	389	413
	ぶんぴこうしんしょう かすいたいぜんようきのうていかしょう ン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症										
	た その他	32	31	30	28	26	166	696	901	1138	1,396
					•	•		•	•	•	

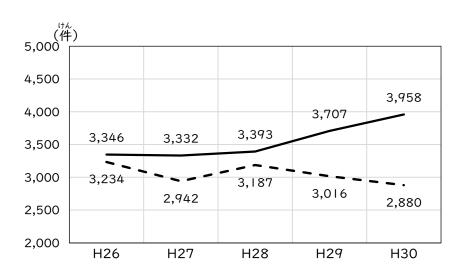
(5)あいサポーター*^{| ようせいすう} 養成数

〇平成30年度のあいサポーター*「養成数は 21,490人で、平成26年度の 5,629人よりも、 15,861人 (281.8%) 増加しています。



(6) 専門的な相談件数の推移

- ○平成30年度の発達障害者支援センター*141 への相談件数は 3,958件で、平成26年度の 3,346件よりも、612件(18.3%)増加しています。
- ○平成30年度の高次脳機能障害支援センター*29 への相談件数は 2,880件で、平成26年度 の 3,234件よりも、354件(10.9%)減少しています。



_{はったつしょうがいしゃしえん} —— 発達障害者支援センター*¹³⁹

こうじのうきのうしょうがいしえん
- 高次脳機能障害支援センター*28

2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望

れいわがんねんどじっし いけんこうかんかい (I)令和元年度実施の意見交換会およびアンケート調査の実施概要

いけんこうかんかい じっしがいよう 《意見交換会の実施概要》

zjts 項目	ないよう 内容					
€⟨₹₹ 目的	ならけんしょうがいしゃけ 奈良県障害者言 いけんこうかん じっし 意見交換を実施	十画の改定に向けて各団体固有の課題や 考 え方、取組等について				
じっしじき 実施時期	へいせい ねん がつ れいわがんねん がつごろ 平成31年3月~令和元年6月頃					
じっしほうほう 実施方法	き と ちょうさ 聞き取り調査					
ちょうさたいしょう 調査対象	しんたいしょうがい 身体障害 だんたい (13団体)	・奈良県身体障害者福祉協会連合会ならけんしたいふじゅうじしゃふぼがれんごうかい・奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会ならけんしょうがいしゃうんてんしゃきょうかい・奈良県障害者運転者協会いっぱんしゃだんほうじんならけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい・一般社団法人奈良県聴覚障害者福祉協会ばんしゃだんほうじんならけんちょうがいしゃきょうかい・一般社団法人奈良県聴覚障害者協会ならけんちゅうとしっちょうなんちょうけんきょうがいい・奈良県中途失聴・難聴者協会ならけんちゅうとしっちょうなんちょうしゃきもかい・奈良県中途失聴・難聴者協会ならは、りかつどうほうじんならけんじんゆうかい・特定非営利活動法人奈良県腎友会ならこうせいかい・奈良で声会ならいパートナードッグ協会できまかい・奈良パートナードッグ協会でうえきしゃだんほうじんにほん きょうかい ならし ぶっか 会にする にほん しょうきょうかい・奈良県心身障害者施設連盟にほん しょうきょうかい・日本ダウン症協会				
	まてきしょうがい 知的障害 _{だんたい} (3団体)	いっぱんしゃだんほうじんならけんて いくせいかい・一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会ならけんじゅうしょうけんしんしょうがいじ しゃ まも かい・奈良県 重 症 心身障害児(者)を守る会ならけんちてきしょうがいとしせつきょうかい・奈良県知的障害者施設協会				
	せいしんしょうがい 精神障害 たんたい (5団体)	・特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会ならけんせいしんしょうがいしゃかぞくかいれんごうかい・特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会ならけんせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんだんたいきょうぎかい・奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会とくていひえいりかつどうほうじんならけんじへいしょうきょうかい・特定非営利活動法人奈良県自閉症協会ならいかの会「パンジー」ならこうじのうきのうしょうがいともかい・奈良高次脳機能障害友の会あすか				

zjt(項目	ないよう 内容			
	なんびょう 難病*132 だんたい (2団体)	とくていひえいりかつどうほうじんならなんびょうれん・特定非営利活動法人奈良難病連いっぱんしゃだんほうじんにほんきん きょうかいならけんしぶ・一般社団法人日本筋ジストロフィー協会奈良県支部		
	た その他 だんたい (3団体)	ならけんしょうがいしゃふくしれんごうきょうぎかい ・奈良県障害者福祉連合協議会 ならけんしゃかいふくしほうじんけいえいしゃきょうぎかい ・奈良県社会福祉法人経営者協議会 ならけんしゃかいしゅうろう ・奈良県社会就労センター協議会		
	けい だんたい 計26団体			

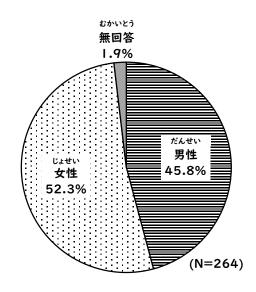
《アンケートの実施概要》

zjt(項目	ないよう 内容		
もくてき	ならけんしょうがいしゃけいかく かいてい む げんざい ならけん とりくみ く 奈良県障害者計画の改定に向けて、現在の奈良県の取組によって暮らしやすくなった		
目的	かどうかについてアンケートを実施した。		
じっしじき 実施時期	へいせい ねん がつ れいわがんねん がつごろ 平成31年4月~令和元年6月頃		
じっしほうほう 実施方法	いけんこうかん じっし だんたい とお ちょうさひょう はいふ かいしゅう 意見交換を実施した団体を通して調査票を配布・回収		
かいしゅうすう回収数	264件		

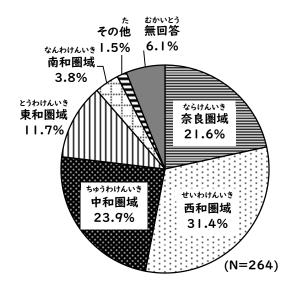
(2)令和元年度実施の意見交換会およびアンケート調査の結果概要

《アンケート回答者属性》

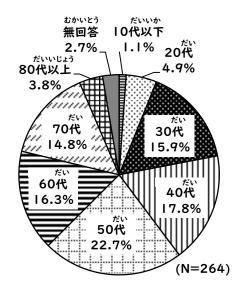
■性別



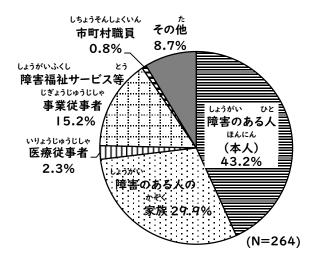
■居住地 (障害福祉圏域*80)



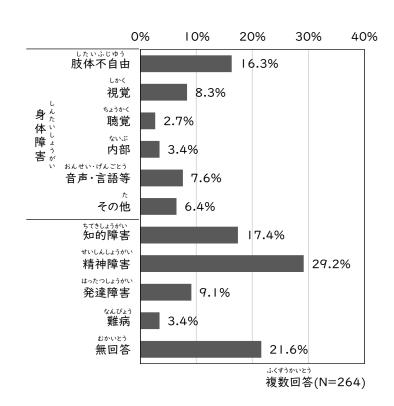
■年代



■分類



■障害種別

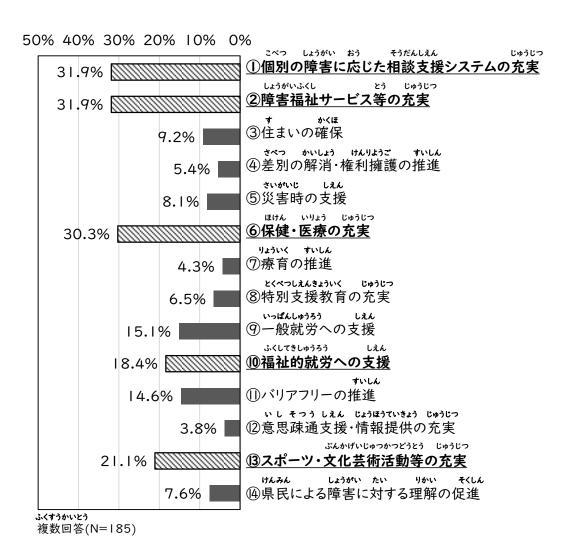


《アンケート結果概要》

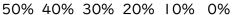
問. 障害のある人が普段の生活の中で、平成27年度と比較して暮らしやすくなったと感じられる項目と、感じられない項目を、それぞれ最大3つまで選び、「番号」の欄に選んだ項目の番号を記載してください。

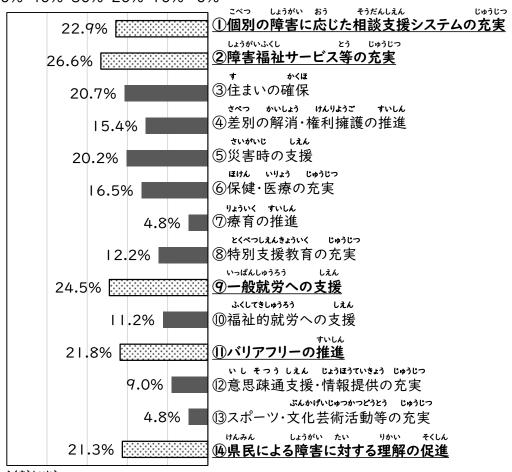
※①~⑭の項目は前回の奈良県障害者計画の施策の柱。

●暮らしやすくなったと感じられる項目



◆ 暮らしやすくなったと感じられない項目





ふくすうかいとう 複数回答(N=188)

※評価できる事:○、改善が必要な事:●

が策が新いた。	施策の柱	いけん 意 見	件数
理解	障害のある人への	● ·障害に対する理解が十分でない。	21
	理解の促進	○ ·あいサポート運動* ¹⁵⁹ が進んだ。	4
		・障害に対する理解が進んだ。	4
		○ ・障害理解が広がった。	3
		● ・精神障害に対する理解が十分でない。	3
		○ ·あいサポート運動*159 による啓発が進んだ。	2
		● ・障害理解が広まっていない。	2
		● ・職場での障害に対する理解が十分でない。	2
		○ ·おもいやり駐車場の数が増えた。	I
		○ ・市町村職員の障害理解が進んだ。	I
		○ ・職場での障害に対する理解が進んだ。	I
		○ ·精神障害に対する理解が進んだ。	I
		・提供される情報が良くなった。	I
		○ ・当事者による実態、実情の発表機会が増えた。	I
		● ・関節リウマチに対する理解が十分でない。	I
		● ·県や市職員の障害に対する理解が十分でない。	ı
		● ・高次脳機能障害*28に対する理解が十分でない。	ı
		● ・職場での障害理解が進んでいない。	ı
		● · 心のバリアフリーが進んでいない。	I
		● ・地域での障害理解が進んでいない。	ı
		● ·病院での障害理解が進んでいない。	ı
		● ・その他	2
	きべっ かいしょうおよ 差別の解消及び	● ·まだ十分な理解は得られていない(差別は解消されていない)。	10
	権利擁護の推進	○ ・地域の意識が変わってきた。	4
		〇 ・相談窓口が充実した。	ı
		○ ・条例が整備された。	ı
		● ・啓発活動に力を入れてほしい。	ı
		・その他	4
そうだん相談	にちじょうせいかつぜんぱん 日常生活全般の	● ·相談体制 (システム) が充実していない。	9
	そうだん 相談	〇 ·行政機関で相談できている。	4
		● ·どの窓口に相談して良いかがわかりづらい。	3
		○・職場や作業所で相談できている。	I
		○ ·病院で相談できている。	I
		○・その他	3
		・その他	2
	はラがいとくせい 障害特性に	● ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。	8
	^{まうだん} 応じた相談	○ ・障害特性や状況に応じた相談ができる。	7
		〇・その他	2

*** 施・・ 分野	施策の柱	いけん 意見	件数
そうだん 相談	障害福祉サービス	○ ・相談支援事業が充実している。	23
	の利用に関する	● ・相談支援専門員*103の育成が十分ではない。	13
	相談	● ・相談支援専門員*103の数が少ない。	2
		○ ·その他	5
		・その他	3
生活	障害福祉サービス	○ ・障害福祉サービスを利用して充実している。	26
支援	の充実	○ ・経済的な資疸が少ない。	10
		● ・障害福祉サービスが充実していない。	10
		○ ·障害福祉サービス事業所*81 の数が増えた。	8
		● ·経済的な支援が十分でない。	6
		● ·移動支援事業が十分でない。	5
		● ・障害福祉サービス形態がややこしい。	4
		● ・障害福祉サービス従事者の育成が十分でない。	4
		 ● ・障害福祉サービス事業所*81の数が少ない。 	4
		○ ・障害福祉サービス従事者の確保・質の向上がなされた。	2
		● ・サービス内容に地域格差がある。	2
		〇 ・その他	8
		・その他	3
	ネットワーク強化		-
生活	す 住まいの確保	● ・グループホーム*24 や入所施設等の数が少ない。	10
環境		● ・障害を理由(偏見等)として住まいを確保できないことがある。	7
		○ ・ひとり暮らしへの支援が改善された。	4
		○ ·グループホーム* ²⁴ に入ることができた。	3
		○ ·グループホーム* ²⁴ の数が増えた。	3
		● ・障害のある人が安価で借りられる賃貸物件の数が少ない。	3
		● ·親亡き後にひとり暮らしができるか不安がある。	3
		● ・保証人を依頼することが困難なことが多い。	2
		● ・グループホーム*24の建設に近隣の理解が得られない。	ı
		● ・バリアフリーに対応している住まいが少ない。	ı
		● ・住まいに関する情報が少ない。	I
		● ・重度障害のある人の住まいの数が少ない。	I
		● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı
		○ ·その他	4
		・その他	6
	バリアフリーの	○ ・段差が解消された。(エレベーター、エスカレーター、スロープ等)	9
	推進	● ・道路のバリアフリー化が進んでいない。	7
		○ ·洋式や多目的のトイレが増えた。	6
		・バリアフリー化が進んでいない。	6
		● ·公共施設や駅等のバリアフリー化が進んでいない。	6
		〇 ·公共施設や駅等のバリアフリー化が進んだ。	4

*** 施策 分野	施策の柱	いけん 意見	件数
生活	バリアフリーの	● ・自宅や施設のバリアフリー化の支援が無い。	4
環境	推進	○ ·バリアフリー化が進んだ。	3
		・トイレがバリアフリーになっていない。	3
		○・手すりが増えた。	2
		● ・段差が解消されていない。	2
		○ · 点字ブロックが増えた。	l
		〇 ・車いす設置台数が増えた。	1
		● ・公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない。	I
		● ·点字ブロックが少ない。	1
		○ ·その ^た	5
		・その他	8
	防犯		-
	災害時における	● ・災害に関する施策が十分でない。	10
	しぇん じゅうじつ 支援の充実	● ・避難場所が障害特性に応じて考慮されていない。	6
		○ ·避難場所が充実した。	4
		○ ・地域における支援が進んだ。	4
		● ・災害時の情報入手、伝達がしづらい。	4
		● ・地域における支援体制が十分でない。	4
		○・災害に対する意識が高まった。	3
		● ・災害に対する支援メニューを知らない。	2
		・遊難所での生活が不安。	2
		● ・避難場所が分からない。	2
		● ・遊業場所まで行くことができない。	2
		・情報が入手しやすくなった。	I
		○ ·その 他	I
		・その他	2
ほけん保健・	ほけん いりょう じゅうじつ 保健・医療の充実	・医療費の負担が減った。	25
医療		○ · 医療が充実した。	11
		● ·在宅医療が充実していない。	5
		・医療費の負担が大きい。	4
		● ・専門的な医療サービスが充実していない。	3
		● ・医療機関での説明が理解しづらい。	2
		O ・在宅医療が充実した。	I
		○ ·医療と福祉の連携がみられた。	I
		○ ·指定難病* ¹³² の枠が広がった。	ı
		● · 救急医療が不安である。	I
		・予約が取りづらい。	I
		 ● ・医療に地域格差がある。 	I
		● ・高齢になるにつれ医療サービスが受けづらい。	ı
		○ ·その他	2
		・その他	2

が 施策 が 分野	施策の柱	いけん 意見	件数
保健・	りょういく すいしん 療育の推進	○ ・放課後等デイサービス* ¹⁵⁶ が充実した。	3
医療		・療育が充実した。	3
		● ・療育が推進されていない。	3
		○ ・早期発見、早期療育ができるようになってきた。	ı
		○ ·発達障害* ¹⁴⁰ ある人の早期発見が進んだ。	ı
		・地域格差がある。	ı
		● リナランベ う きかい へ ・擦育を受ける機会が減った。	ı
		○ ·その他	ı
		● ·その他	ı
教育	とくべっしぇんきょういく 特別支援教育*116	◆ ・教員等の知識や経験が十分でない。	5
	の充実	● ・地域格差、学校格差がある。	4
		○ ・障害特性や状況に応じた支援がされている。	3
		● ・教員の数が十分でない。	3
		● ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。	3
		● ・特別支援教育*116の充実や改善を感じない。	2
		○ ・関係機関との連携強化が進んできた。	ı
		● · 受けたい教育が受けられない。	ı
		● ・特別支援学校における支援が十分でない。	I
		● ・特別支援教育**116 に関する情報提供が十分でない。	ı
		○・その他	6
		● ·その他	3
しゅうろう	こよう そくしん 雇用の促進	● ·一般就労*6への支援が少ない。	10
		● ・障害者雇用の枠が少ない。	10
		○ ・障害者雇用の枠が広がった。	8
		○ ・支援事業所のスタッフや自治体職員等の支援が充実した。	8
		● ・就労に関する情報提供が十分でない。	3
		○ ・企業側の意識が改善されてきた。	ı
		● ・支援事業所のスタッフや自治体職員等の支援が不十分だった。	ı
		○・その他	4
		・その他	2
	しゅうろう けいぞく 就労の継続	・職場での障害に対する理解が十分でない。	5
	37873 - 1/2-178	○ ・仕事ができて良い。(うれしい、楽しい、自信がつく等)	4
		・職場環境が整っていない。	3
		・ 就労後の定着支援等のアフターケアが十分でない。	2
		・職場での理解が得づらい。	2
		・その他	
	************************************	○ ·福祉的就労* ¹⁴⁹ への支援が充実した。	8
	の支援	○ ・仕事ができて良い。(うれしい、楽しい、自信がつく等)	7
	V X 1/8	● ・工賃*30向上に向けた支援をしてほしい。	5
		○ ・	4
		○ ・	4

せなる 施 ぶん 分野	施策の柱		いけん 意見	けんすう
しゅうろう 就労	^{ふくしてきしゅうろう} 福祉的就労* ¹⁴⁹ へ	•	しゅうろうしせつ ふそく ・就労施設が不足している。	3
	の支援	•	・福祉的就労* ¹⁴⁹ への支援が十分でない。	2
		•	・就労に対する不安がある。	2
		0	しゅうそうしぇん ・就労支援のスタッフが充実した。	ı
		0	ふくしてきしゅうう。 ・福祉的就労* ¹⁴⁹ の情報が得やすくなった。	1
		0	·その他	6
		•	・その他	3
せ会	情報アクセシビリテ	0	・情報が入手しやすくなった。	5
かつどう 活動	ィ*83 の推進	•	・コミュニケーションの機会が少ない。	3
		•	いしょうう ・意思疎通が十分にできていない。	2
		•	います。 ふきく ・情報が不足している。	2
		•	・情報が分かりづらい。	2
		•	じょうほう にゅうしゅ ・情報を入手することが難しい。	ı
		•	・その他	2
	スポーツ・文化	0	・スポーツ大会や芸術活動の機会が増えた。	18
	ばいじゅつかつどうとう じゅうじつ 芸術活動等の充実	0	たいかい けいじゅつかつどう じゅうじつ ・スポーツ大会や芸術活動が充実した。	5
		0	・スポーツ大会や芸術活動を通して啓発に繋がっている。	4
		0	^{こうじょう} ・モチベーションの向上につながっている。	4
		•	・スポーツ大会や芸術活動等の機会を増やしてほしい。	1
		•	せいしんしらがい ・精神障害スポーツが含まれていないことが多い。	1
		•	・改善されていない。	1
		•	・希望に添えない時がある。	I
		0	・その他	2

が策が、分野	施策の柱	***・ *********************************
理解	障害のある人への	○ ·公共交通機関についてサポートしてもらえることが多くなったと感じている。
	理解の促進	・条例化された後、難聴者向けの講習会が2年間実施してもらえて大変有難かっ
		た。今後もぜひ続けてほしい。
		・「心のバリアフリー」の推進が今後の課題のひとつだと思う。
		・ヘルプマーク*152 は自閉症スペクトラムの人にも適応されることを算覚に周知されたい。
		・マスコミを利用した県民へのアピールをもっと精神では、行うべきである。できれば、自治会レベルにまで浸透されたい。また学校教育でも取り上げてもらいたい。
		は、自治会レヘルによて浸透されたい。また学校教育でも取り上げでもらいたい。 ・医療機関にも周知し、医師や看護師にも理解を広めてほしい。
		・医療機関にも周知し、医師や看護師にも埋解を広めてはしい。 ***********************************
		● ・デスラ じんけんまむべ じゅぎないこかん ・学校の人権教育の授業一環として聴覚障害等について理解してもらえると良いと 『
		・教育の中で、仕事のやりがいや精神障害の人への理解の啓発ができればいいと ***********************************
		・現実に全ての人が選挙権を行使できる奈良県の体制を整えてほしい。2014年
		・ 現実に至くの人が選挙権を11枚(さる宗良宗の仲制を登えてはしい。2014年) かったおきききょみなど 12月7日東京都港区であった自閉症の人が投票できなかった件を教訓として学
		んでほしい。 さくせい
		・作成した DVD を学える じゃぎょう つかい 作成した DVD を学える じゃぎょう つかい 作成した DVD を学える で使ってもらえないかという 話が複数団体から出ている。教育委員会と連携して周知に取り組んでほしい。
		いる。教育委員会と連携して周知に取り組んでほしい。
		・・昨年は投票を親がサポートできたが、今年は出来ないと言われた。
		・子どもや大学生等の若者を中心に広報すると良いと思う。また、自治会にも広報をすると良いと思う。
		・施策推進協議会とは別に手話言語条例に関する独立した協議会を開設してほし
		しかくしゅうとく けんしゅう うんどう かん けんしゅう じゅうじつ
		● ・資格習得のための研修だけでなく、あいサポート運動*159 に関する研修も充実させてほしい。
		● ・自閉症児(者)との交流機会のさらなる増加と実施事業の予算措置。
		● ・手話言語条例の担当者として、手話ができる正社員を増員してほしい。
		 ● ・選挙は、郵送での投票(在宅投票)を更に充実してほしい。
		● ・点字など工夫してもらえると、選挙に行ける人が増えるのではないかと思う。
		● ・・不審者と間違われやすい実情を踏まえた啓発の強化に努めてほしい。
		・普及啓発の支援として、県民公開講座 (慢性腎炎にならないための講座)への

		● ・理解促進に向けた更なる県民への呼びかけと、マスコミ等を利用した情報発信を してほしい。

施策 が発	# きく はしら 施策の柱	st いけん 主な意見
理解	差別の解消及び けんりようぎ 権利擁護の推進	・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」ができ、 〇 社会に浸透してきたおかげで、ストーマを使用していても公衆浴場で入浴する際に入浴を断られることがなくなった。
		・幅広い研修のためか発達障害*140 のある人への対応が非常によくなっている。 〇 今後も、待つのが苦手、短時間の我慢など、障害特性への合理的配慮*33 に努めてほしい。
		・コミュニケーション障害のある自閉症スペクトラム症の人への合理的配慮*33 につい いしけっていしえん て、意思決定支援のありかたを中心に、具体的内容を検討してほしい。
		・意思決定支援の仕組みを確立するため、各機関が連携し総合的な権利擁護体制 の構築に努める。
		*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
		・建築上の規制については、単純に基準をクリアしているかではなく、人権という ・
		・・ らいしょう ・・ らいしょう ・・ ・ らいしょう ・・ ・ ・ ・ ・ ・ らいしょう ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		・自閉症児者の意思疎通支援、意思決定支援についての研修を深めること。 ・ 人材育成ではロボット等の福祉機器を活用していけるようにしてほしい。福祉機器を取り入れつつ、ソフト面では権利擁護の推進に力を入れてほしい。
		・成年後見人制度は様々種類があるので、それらを一覧化し、自分で選べるように がイドブックにして配布してほしい。
		・成年後見制度*98 に代わる新たな意思決定支援の仕組みを検討すること。 ・成年後見制度*98 の利用促進は良いが、利用した場合のサポートをしっかりしてほ
		しい。 ・優生思想が間違った思想であることを県も啓発する必要があると思う。
相談	にきじらせいかつせんばん 日常生活全般の そうだん 相談	・どちらの窓口に相談すればよいかを市の窓口で聞いたところ、障害福祉の担当者は「介護保険の窓口」といい、介護保険の担当者は「衛害福祉の窓口」と言っており不安になった。市への周知をお願いしたい。
		 ・ピアサポーターの養成と活用。 ・各市町村にも相談員の方はいると思うが、多様な障害に対して対応できるように がくしちょうそん そうだんいん かた ・各市町村の相談員に対して指導していただきたい。
		・既存の部署で障害当事者のニーズに対応できない場合は、各種協議会を開いて、解決にあたること。
		● · 行政窓口を紹介するだけではなく、合理的なアドバイスができる役割の人がほしい。

		● ・相談機関と教育機関の連携が二次障害の予防につながるとも考える。

が 施 ぶん 分野	施策の柱	⁸⁶ いけん 主な意見
相談	にちじょうせいかっせんばん 日常生活全般の そうだん 相談	・利用者である、本人及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に該当利用者等の ・利用者である、本人及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に該当利用者等の 立場に立って相談は行われるものでならないことを理解する。 ・利用者の問題は相談機関のたらいまわしをしないで、相談を受けた各窓口から は記記きがありがいたりますが、まがりませまになって、もりますがよいまという。 情報共有と解決まですべての機関が協力責任を持って取り組むこと。
	障害特性に応じた 精談	・県内に自閉症スペクトラム症・発達障害*140 に精通した専門家の養成と増員をしてほしい。
		・自閉症・発達障害*140 についての基本的知識をすべての窓口の担当者が持つようはいます。 からいとは、おきなうととして、事情をできましま。 まどでも たんとうしゃ もい 自閉症・発達障害*140 についての基本的知識をすべての窓口の担当者が持つようはいます。 まな うみにゅう ない かくりっ かんしゅう かくりっ ・自閉症スペクトラム症・発達障害*140 についての研修内容と研修計画を確立する
		こと。 ・成人においては、自身が発達障害*140 かどうかを知りたいとの気持ちがあるので、 医療機関でなくても、検査できる機関があればよい。
		・発達障害*140の診断を受けることができる病院については、半年待ちである。医療 ・機関一覧で情報提供してほしい。 ・保健所や発達障害者支援センター*141 だけでなく、奈良県で簡易判定できる機関
		・ (障害者職業センター、特別支援学校、作業療法士等専門学校など)を加え、そこでの判定を第一歩とし、「発達障害*140判定および相談連携システム」を策定して 道きたい。
	障害福祉サービス の利用に関する そうだ。 相談	● ・相談件数が多く、コーディネーターの増資が必要。 ・相談件数が多く、コーディネーターの増資が必要。 ・相談技援において、個々の特性に応じたサービスの提供を受けることが非常に大切。
世がっ生活	しょうがいふくし 障害福祉サービス	● ・記憶はなどまれば*1025号にピアスタッフがいるところに加算をつける仕組みを考えてほしい。
生活したを表	障害価値サービス じゅうじゃ の充実	 ・ホームヘルパーの養成。 ・移動支援サービスは市町村の事業のため、市町村によって利用可能な時間等が
		 ・移動支援事業は、市町村によってサービスに格差があるので、格差をなるべく無くしてほしい。 ・課題別に対応できるスーパーバイザーが必要である。 かりましてきる。 かりましてきる。 かりましてきる。 かりましてきる。 かりましてきる。 かりましてきる。 かりましてきる。
		・介護の必要が無く、透析している人への通院助成をお願いしたい。(タクシー券の 「たまうじょう とうしょうが、」 かん けんしゅう ・強度行動障害*21 に関する研修をしてほしい。
	_	● ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・ 他々の発達ステージに見合った選択が自由にできるようにするべき。必要に応じて シームレスに事業を選択できるようにするべき。 ・ 市町村によってサービスの差が大きい。サービスがボー分な市町村へは、サービス
		・市町村によってサービスの差が大きい。サービスが不十分な市町村へは、サービスが改善されるように県からも指導してほしい。

*** 施ぶ分野	*** はいら 施策の柱	たも 主な意見
生活。支援	障害福祉サービス の充実	・支援につながらず閉じこもり状態にある人院予備群の精神障害のあるをデイケア や福祉サービスにつなぐ支援が必要だと思う。
		● ・自閉症スペクトラムについて学習した指導者の養成と支援スタッフの確保。
		● おか ひと からせい もと ・ 老い人の感性や求めていることにあった魅力的な事業を行い、PR していけば おも しんさいかく ほ
		● ・
		たい。 たいではまるだい。でインディーネットを早志に構築すべきしめる。 しんしょうできょう じゅうど きゅうおよ きゅう きゅう いりょうひめんじょ くわ ・身障手帳の重度(1級及び2級)に3級も医療費免除に加えてほしい。また、健康
		● オーマー ない 大き かい でき ねが 保険料の負担割引をお願いしたい。
		● ・貸与頭数を増やしてほしい。
		● ・地域活動支援センターなど日中活動の場の確保。
		・特に福祉サービス等につながっていない障害のある人に対して、家族がサポート
		できない時に、他でサポートできる施策がまだ見えてこない。
		・特に強度行動障害*2 の人が行き場所がないので、強度行動障害の研修に力を
		入れてほしい。 □ はちじょうせいかつょう で ・日常生活用具 (ストーマ用具・紙おむつ) の補助内容が、市町村毎に異なる。
		・日常生活用具(ストーマ用具・織わむつ)の補助内容が、市町村毎に異なる。 しきちない。さぎょうば、きょか ・日中支援型グループホーム*24 の敷地内に作業場は許可しても良いのではないか
		● 「ローヤス版タンルー・ケット」 ムー の数地内に行来物は計りしても良いのではないが、 また しゅうと しょうがい かた おお しきも はな と思う。重度の障害の方も多く、敷地が離れていると移動が負担である。
		にっちゅうしえんがた うんえいめん かん やきん じんいん かくほ むずか きゅうじん だ ・日中支援型の運営面に関しては夜勤の人員の確保が 難しい。求人を出しても
		■ 応募が少ない。福祉の仕事のイメージの悪さが人員確保のネックとなっていると思
		う。障害のある人に接したことがないため、イメージが悪いのではないかとも考え られる。
		・
		● い。実際に盲導犬を連れて行うようなやり方も考えてほしい。
		● ・補聴器等に助成があること等について、広く周知してほしい。
		● ・「言導犬とともにスムーズに避難できるようにしてほしい。
		● ・盲導犬にかかる医療費の助成を行ってほしい。
	ネットワークの きょうか 強化	● ・県内全域に更なる拠点づくりを増やして行くこと。 ***********************************
	5虫10	・子どもについては関係機関が多く、それらをどう連携していくかについて計画の中
生活	すせいの確保	にあるとよいと思う。 ● ・ 人暮らしのハードルは高いので、グループホーム*24のニーズは高い。
サルラック 現境	1土まいの確1木	 ・ 「人眷らしのハートルは高いので、グループホーム・のニースは高い。 ・ グループホーム*24 など住まいの確保。
水元		・グループホーム*24 の建設に関してしては、最近でも地域から反対があったという
		● はなし きょう はないかと思う。
		・ストーマケアの研修会を実施し、入居できる施設を増やしてほしい。
		● ・バリアフリーされている公共住宅が数としては少ないのではないか。
		● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		● ·盲ろう者の自立のため、盲ろう者向けのグループホーム*24 ができればよいと思う。

施、 分野	施策の柱	^{おも} いけん 主な意見
生活	バリアフリーの	● ·「ホームドア」の普及が進んでいないと感じる。
環境	推進	● ・おもいやり駐車場は、利用証を掲示する必要があることが周知できていない。
		・ノンステップのバスは予約してしか乗ることができないので、いつでも乗れるように ・グにゅうりつ 導入率を上げてほしい。
		● ・
		● ・駅のホームドアは関東の方が進んでいると思う。
		・駅等エレベーターは設置されるようになったが、場所がわかりにくい。表示を工夫 してほしい。
		 ・県営のスポーツ施設で座席部分がバリアフリーになっていないところがあった。 はようがいしゃ たいかい たいかい たいかい たいかい たいかい たいかい たいかい たいか
		・公共施設等を整備またはバリアフリー化する際に、当事者の意見を取り入れてほしい。
		・事前予約が必要である。全路線に1時間に1本でも運行してもらえると外出しやすくなると思う。
		・集合住宅の車いす対応駐車場の設置および多目的トイレの成人用ベッドの設置 じゅうこうじゅうさく ひま ないおうちゅうじとよう せっち まっち ・集合住宅の車いす対応駐車場の設置および多目的トイレの成人用ベッドの設置 について条例に入れると必要性が周知できるのではないかと思う。
		・障害のある人にとって住み良い地域は健常者にとっても住みやすいことを確認し、
		□ はかい の で でんけん せいび きがす で でんけん せいび きがす のある人の目で 点検し整備を進めてほしい。 □ ・信号の整備(音)、エスコートゾーンの整備を行ってほしい。
		・全ての公共交通機関のバリアフリー化を自指してほしい。
		・奈良県心身障害者福祉センター*127 は建設当時のままのバリアフリーであり、トイ
		● レにおいては、便器が割れているのがガムテープにて補強されており、またウォッシャブルもオストミー対応でもない。
		・歩道整備については、マウントアップしなくても、道路をカラー塗装したりして段差をなくしてほしい。
		● ・利用者が多い駅にはエレベーターの設置が必要。
	防犯対策の推進及 び消費者被害の び消費者被害の 防止	-
	災害時における ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・一次避難所から二次避難所への移動が難しいので、指定された福祉避難所*150 に直接いきたい。
	又1次ジル天	・災害時について、通常利用している透析病院が被災して利用できない場合は、 した。 個人では代替できる病院を見つけることができない。行政側で透析を受けられる
		がおい れんけい はか 病院との連携を図るとともに、患者がどの病院に行くべきかの行政側窓口を設けてほしい。
		● ・災害時の県、市町村、地域の役割分担を明確にした方が良いと思う。
		● ・災害対策は、より実効性のあるものを計画してほしい。

が 施策 分野	施策の柱	*** いけん 主な意見
生活。	************************************	・自閉症・発達障害*140 のある人の災害時対応マニュアルを日頃から、県民に広めてほしい。 ・集団行動が苦手であり、災害時の避難所設置について、障害特性に応じた配慮が得られるか不安。
		● ・・都道府県によっては、障害者手帳に災害時の緊急連絡先等の基本情報が記入できるものもある。
		・・ いっぱから使っているたま。 ・・ 日頃から使っているたま。 ・・ 日頃から使っているたま。 ・・ 日本自閉症協会が以前作成している、自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブックを活用し、奈良県版を作ってほしい。
		・被災経験のある地域の職員の話をきく等、現地に入った人の話をきくとよいと思う。
		 ・遊難できたとしても集団内に長時間いることは難しい。 ・遊難後に、遊離所でどこまで医療的なケアをしてもらえるのかはである。
		● ・遊業所にいることができず車の中で過ごす人が多いので避難所のあり方を考えていかないといけない。
		・流祉避難所*150 について、場所がどこか分からないこともある。避難所には人工 ・空吸器をつけている人もいるので、電源が必要。持ち込みが可能なものは何か等 避難所における情報も必要である。
		・要接護者として登録すれば災害時にどういうことがしてもらえるのかを知らせることが大切である。
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
保健・	保健・医療の充実	・医療の継続が必要な人が多い精神障害のある人にとって、医療補助は貴重な ・医療の継続が必要な人が多い精神障害のある人にとって、医療補助は貴重な 制度。また入院と精神科以外の通院に対する医療保険自己資疸に対する補助 は、他府県の方からもうらやましがられる、ありがたい制度。
		・精神科教急への取り組みは、周知もいきわたり、夜間休日の安心につながっていることは評価できる。
		・アウトリーチ*3支援の取組を具体化してほしい。 ・なくたいました。 ・各地域の実情を踏まえながら、医療単独ではなく各種の専門職が連携した支援
		tvita つ せんもんせい たか いし ぶ と く
		・経験を積み専門性の高い医師を増やす取り組みをしてほしい。 ・ 高次脳機能障害*28 に対応する病院、医者が不足しており、治療やリハビリを充分に受けられない。
		● ・今後、在宅の人が増えると思うので、医療と福祉の人材育成が重要になると思う。
		・在宅で生活している障害のある人への医療的ケア*10 が重要であり、特に入学前をできまうごとう と本業後等のどこにも所属していない障害のある人への医療的ケアにもっと取り
		組んでほしい。 ***********************************
		● ・重症心身障害*55者の多くが自閉症をともなっているため研修を深めてほしい。

が策がかり	# きく はしら 施策の柱	## いけん 主な意見
保健・	保健・医療の充実	・障害のある人全体の 40%は重度、残りの 60%が中軽度の障害のある人なので、その割合も加味した計画を検討し、医療と福祉の連携が強化されるようにしてほしい。
		・障害福祉サービスの種類等は、パンフレット等を見ても理解しづらい部分があり、 なんびょう かんじゃ リかい まも
		・精神科教 急時、移送が 難しい場合もあり、またいかなる場合においても本人の *** *** *** *** *** *** *** *** *** *
		・ 専門医と地域の医師の連携体制ができれば、在宅で生活できる人が増えると思う。
		・知的障害の場合、自分で体調を伝えられなかったり、体調不良を隠したりする ■ 場合があるため、間りが症状に気付く頃には重度化しているケースが多い。訪問 がない、したうであることで、早期発見につながると思う。
		・地域で生活するにあたり、医療的ケア*10ができるヘルパーのいる事業所等の情報 が得ることができればよいと思う。
		・地域で生活する精神障害のある人への定期訪問、24時間・365日の相談、緊急 ・設定する精神障害のある人への定期訪問、24時間・365日の相談、緊急 はままする はままする はいまる はいまする はいまる はいまる はいまする はいまる はら はいまる はら はら はら はら はら はら はら は
		・聴覚は徐々に落ちていくので気が付かない人も多いので、健康診断に聴覚診断を 、入れてほしい。
		・特に中南和地域に施設 (ショートステイ*107 を受け入れてくれる病院等) が少ない というない ショートステイの需要は高いと思う。介護と同じように保護者の息抜きは 必要である。
		・特に未治療や治療中断者に対する訪問支援に取り組んでほしい。また、重度障害のある人に対しては ACT で対応してほしい。
		・
		● ·保健所の充実と推進体制·協議会の設置。
	りょういく すいしん 療育の推進	○ ・発達障害*140 については、早期発見の体制がとれてきていると感じる。
		● ・各種の子育で支援や療育の事業があるが、これらの連携は希薄。
		● ・・県民の知識を向上させ、早期療育により重度障害児をなるべく減らすことが重要である。
		● ・競貨障害は新生児の段階で分かる。視覚障害も早期に判断できないかと思う。 ・特に知的障害の場合は、子どもの頃にケアすることで状況が変わってくるので、早
		い時期からのケアに力を入れてほしい。
		・・療育手帳について、5年ごとに判定をしてもらわないといけない。を ・物育手帳について、5年ごとに判定をしてもらわないといけない。を かのうせい まお こうれい ちてきしようがい 可能性が大きい高齢になってきた知的障害のある人については、更新しなくても いいようにしてほしい。

施策 が策 が野	*** (はら 施策の柱	tib いけん 主な意見
教育	とくべっしょん \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	・インクルーシブ教育*13 で一緒に学ぶことは啓発につながるが、一人ひとりの希望に応じて考えることが重要。 ・児教育委員会と連携し、障害のある子どもが手話を獲得できるように支援してほ
		しい。 ・児童生徒が発達障害*140 について適切な理解ができるような授業を実施してほし
		い。
		小中尚の校長を含む全(の教職員にさらなる研修事業を推進。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		・就労に繋がる社会的スキル教育を長期の見通しをもって、早期から実施してほしい。
		● ·全ての高等学校に特別支援学級を設立してほしい。
		● ・地域の学校と特別支援学校の交流を増やすと良いと思う。
		● ・特に、生まれつき盲ろうの場合は、盲ろうの専門の教育が必要だと思う。
		・特に保健の教員が精神疾患の理解を深められるような取組をしてほしい。家族会 や当事者等と交流しながら勉強できる機会があれば良いと思う。
しゅうろう 就労	こよう そくしん 雇用の促進	・あいサポート運動*159へのさらなる企業への誘いと、登録企業の協力内容の情報
		発信をしてほしい。
		● ・きめの細かい説明会、情報提供をしてほしい。
		● · 漠内の雇用促進に力を入れてほしい。
		・就労支援事業所が本人の特性や希望を理解しているので、就労支援事業所が 企業と本人をつなぐ役割を担う。
		● しょくば あ じんざいようせい ほんにん とくせい あ しごとないよう かいたく ・ 職場に合わせる人材養成より、本人の特性に合わせた什事内容の開拓を。
		・新たな就職先を紹介する雇用相談窓口の整備や労働条件の変更を強制されな
		い仕組みをつくってほしい。 ・・発達障害*140・知的障害の人への採用枠の拡大と採用選考方法の考慮、合理的
Ì		・発達障害 「40・知的障害の人への採用枠の拡大と採用選考方法の考慮、合理的 はいりょする。 かくりつ しょくぼ しょんっつ しゅうろう しごとこうてい くふう じへいしょう 配慮・33 の確立。 職場での支援付き就労や仕事工程での工夫で、自閉症スペクト
		した。 いん しょうき はんじゅう はんじゅう しょう しょう しょう しょうきゅう はんじゅう ラムの人の長期就労を現実化させてほしい。
		はったっしょうがい ちてきしょうがい ひと しゅうしょりつ あ じゅうどしょうがい ひと しゅうとしょうがい ひと しゅうとしょうがい ひと しゅうとしょうがい ・発達障害*140・知的障害のある人の就職率を上げてほしい。重度障害のある人で
		しゅうろう かのう も就労を可能にしているノースカロライナ等を手本に学んでほしい。
	就労の継続	● ・一人ひとりの個性を分かってもらえると、働き続けられる人はたくさんいる。
		● ·雇用定着に向けて雇用後のサポートについて計画に入れてほしい。
		・高次脳機能障害*28 は、表面的なやりとりでは障害が現れない(気づかない)こと
		● も多く、就労後に仕事に従事するなかで障害特性による支障が生じる。
		● ・自閉症スペクトラム症の特性を利用した就労についての研修してほしい。
		・職場斡旋だけでなく、就労中も継続して、相談助言を続ける支援体制を整えてほしい。
		● ·長期雇用が服用する薬や勤務形態、職場環境で、困難で退職するケースが多いです。
		・発達障害*140 のある人の特性と能力について、情報提供を適切にし、個々人の はいりに ほうほう きょう つた 配慮の方法を企業に伝えてほしい。

*施業なる が第ペラ 分野	*** はいまた はいまた	**・ いけん 主な意見	
就労	電社的就 でも の 支援	・取組の成功例を周知していくことで、自分たちでもできると考える事業所が増え、さらに成功例が増えていくのではないかと思う。 ・投資産商品にこだわるのではなく、収益率が高く、付加価値の多い商品づくりを開拓してはしい。 ・商品開発等については、民間の加工会社等と連携すれば、実現できる事業所も多いと思うが、異業種とのネットワークはないため難しい。商品開発等に関して計画に入れる等、県からの支援があると有難い。 ・適性に応じた作業の容の開拓、工夫をしてほしい。 ・特に中山間地域において、唯一の確実な経営主体は社会福祉法人である。社会流におけるではないか。 ・奈良県でも地域特産(例えば、伝統工芸等)を活用したブランディング等が出来るのではないか。 ・流社と農業や林業との連携で、たいまでは、たいまではないか。 ・流社と農業や林業との連携で、たいまでは、たいまではないか。 ・流社と農業や林業との連携で、たいまでは、たいまではないか。 ・流社と農業の推進はまだ十分に出来ていないと思うので、今後も積極的に推進してほしい。	
で社 か活	情報アクセシビリティ*83の推進	・「ヒアリングループ」は Wi-Fi がないと利用できないため、Wi-Fi環境の整備を進めてほしい。 ・「県政アラッシュ」の字幕は、一部分だけなく全てにお願いしたい。 ・「県政だより条良・ならいいね!」にも字幕つけてほしい。 ・・アレビ「県政フラッシュ」に字幕や副音声をつけてほしい。 ・・バスやバス停には電光掲示板をつけてほしい。 ・・ルクリエーションに情報保障を申請した際には承認してほしい。 ・・火クリエーションに情報保障を申請した際には承認してほしい。 ・・緊急連絡は言葉だけになりがちである。テレビ等についても、速報のニュースは手話や字幕がつかないことがある。 ・・県政広報は字幕がないと理解できないので、字幕がつくようにしてほしい。 ・・県政内の多くの市町村で資格を持っていない要約筆記・164者が派遣されている・現状があり、日頃から改善するように市町村に要望しているが改善されないので、県から指導してほしい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	スポーツ・文化芸術 かっとうとう 活動等の充実	・スポーツ等の全国大会を行うとき、ふれあい寮があるが、障害のある人向け宿泊 ・ たまいまでは、 ・ たまいまでは、 ・ たまいまでは、 ・ たまりがいた。 ・ になった。 ・ になった。	

3. 計画策定の経過

いけんちょうしゅ きょうぎかい しちょうそん ちょうない 意見聴取:☆ 協議会:○ 市町村:□ 庁内:▽

	^{ひづけ} 日 付	かいぎめいとう 会議名等
へいせい ねんど 平成30年度	がつころ 3月頃~	しょうがいしゃだんたい いけんこうかんかい こべっ ☆障害者団体との意見交換会(個別)
	がつころ 6月頃	_{ちょうさ} ☆アンケート調査
	がつ にち 7月 日	ならけんしょうがいしゃせいさくすいしんほんぶかいぎ ▽奈良県障害者政策推進本部会議*125
		しょうがいしゃけいかく かいてい ・障害者計画の改定について
	がつ にち 9月13日	ならけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 〇奈良県障害者施策推進協議会*123
		しょうがいしゃけいかく かいてい ・障害者計画の改定について
れいわがんねんど 令和元年度	がつ にち 9月24日	ならけんじりつしえんきょうぎかい ○奈良県自立支援協議会*126
へいせい ねんど (平成31年度)		しょうがいしゃけいかく かいてい ・障害者計画の改定について
	がっ にち IO月8日	しょうがいしゃだんたい いけんこうかんかい ぜんたい ☆障害者団体との意見交換会(全体)
		しょうがいしゃけいかく かいてい ・障害者計画の改定について
	がつ にち II月2I日	ならけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 〇奈良県障害者施策推進協議会*123
		しょうがいしゃけいかく そあん がいよう ・障害者計画の素案の概要について
	がつ がつ 12月~1月	☆パブリックコメント

4. 用語の解説

あ

l あいサポーター

うんどう じっせん けんしゅう じゅこう ならけん まほろばあいサポート運動*159 を実践するため、「あいサポーター研修」を受講し、奈良県からあいサポーター ごうふ ひと バッジの交付をうけた人。

きぎょう だんたい 2 あいサポート企業・団体

うんどう と く ならけん にんてい きぎょう だんたい まほろばあいサポート運動*159に取り組むものとして、奈良県が認定した企業・団体。

3 アウトリーチ

w

まょうかく げんごきのう おんせいきのう しかく た しょうがい いしそつう はか ししょう しょうがい ひととう 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等しょうがい ひととう た ひと いしそつう しえん しゅわつうやくしゃ ようやくひっき しゃとう はけんとう おこな じぎょうに、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記 *164 者等の派遣等を行う事業。

いたくくんれん **5 委託訓練**

きぎょう しゃかいふくしほうじん とくていひぇいりかつどうほうじん みんかんきょういくくんれんきかんとう ちいき たよう いたくさき かつよう しょうがい 企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害の ひと のうりょく てきせいおよ ちぃき しょうがいしゃこよう たいおう しょくぎょうのうりょくかいはつそくしんほう だい じょう ある人の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した「職業能力開発促進法」第15条の 6第3項 きてい いたくくんれん きどうてき じっし しゅうしょくまた こよう けいぞく ひつよう ちしき ぎのう しゅうとく はか に規定する委託訓練を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、しまうがい ひと しゅうしょく そくしんまた こよう けいぞく し もくてき 管害のある人の就職の促進又は雇用の継続に資することを目的としている。

いっぱんしゅうろう 一般就労

こようけいやく もと きぎょうとう しゅうしょく およ ざいたくしゅうろう 雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

いどうとうえんかつかそくしんほうしん **7 移動等円滑化促進方針**

りょかくしせつ ちゅうしん ちく こうれいしゃ しょうがい ひととう りょう しせつ あっ ちく いどうとうえんかつか 旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区(「移動等円滑化そくしん ちく めんてき いったいてき か ほうしん しちょうそん しめ 促進地区」)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。

いりょうがたじどうはったつしえん 8 医療型児童発達支援

したいふじゅう りがくりょうほうとう きのうくんれんまた いりょうかんりか しえん ひつよう みと こ 放体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療管理下での支援が必要であると認められた子どもに、 じどうはったつしえん およ ちりょう おこな 児童発達支援*52及び治療を行う。

いりょうがたしょうがいじにゅうしょしせっ 医療型障害児入所施設

しょうがい こ しせつにゅうしょ ほご にちじょうせいかつ しどう どくりつじかつ ひつよう ちしきぎのう ふょおよ 障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び ちりょう おこな 治療を行う。

いりょうてき 10 医療的ケア

きゅういん きょうかんえいよう ちゅうにゅうとう かぞく かんごし にちじょうてき おこな いりょうてきかいじょこういたんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

いりょうてき じとう **II 医療的ケア児等コーディネーター**

いりょうてき じとう みぢか ちいき ひつよう しえん う ほけん いりょう ふくし こそだ きょういくとう ひつよう 医療的ケア*10児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要そうごうてき ちょうせい ひとなサービスを総合的に調整する人。

いりょう ほ ご にゅういん **12 医療保護入 院**

せいしんしょうがい ひと いりょうおよ ほご にゅういん ひつよう ひと ほんにん いし にゅういん にんい 精神障害のある人であり、医療及び保護のため入院の必要がある人であって本人の意志での入院(任意にゅういん おこな じょうたい ひと たいしょう ほんにん どうい せいしんほけんしていい しんさつおよ かぞくとう 入院)が行われる状態にない人を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等とうい にゅういん にゅういんけいたい の同意があれば入院させることができる入院形態。

13 インクルーシブ教育

にんげん たようせい そんちょうとう きょうか しょうがい ひと せいしんてきおよ しんたいてき のうりょくとう かのう さいだいげんど 人間の多様性の尊 重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まではったつ じゅう しゃかい こうかてき さんか かのう もくてき しょうがい ひと しょうがい ひと 発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人 まな しく いっぱんてき きょういくせいど はいじょ じょ せいかつ がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する ちいき しょとうちゅうとうきょういく きかい あた こじん ひつよう ごうりてきはいりょ ていきょう とう 地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮*33 が提供されること等が ひつよう 必要とされている。

う

うんえいてきせいかいいんかい 14 運営適正化委員会

しゃかいふくしほうだい じょう もと ならけんしゃかいふくしきょうぎかい お きかん ふくし りょうえんじょじぎょう 「社会福祉法」第83条に基づき、奈良県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービス利用援助事業に できせい うんえい かくほ ふくし かん くじょう そうだん う つ かいけつ む じょげん ちょうさ 適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっとう おこな せん等を行う。

か

かんこう 15 観光バリアフリーマップ

はんないがい しょうがい ひと こうれいしゃ すべ ひと あんしん じゅう けんないかくち て じしゃ 県内外の障害のある人や高齢者をはじめ、全ての人が安心して自由に県内各地へ出かけられるよう、寺社 ぶっかく かんこうしせつ こうきょうしせつとうしゅようかんこうち たいおうじょうきょう ちょうさ さくせい 仏閣、観光施設、公共施設等主要観光地のバリアフリー対応状況を調査し、作成したガイドブック。

き

きじゅんびょうしょうすう 16 基準病床数

ほけんいりょうけいかく いりょうけんいき ぜんこくとういっ けいさんしき もと さだ きじゅん びょうしょうすう 保健医療計画において、医療圏域ごとに全国統一の計算式に基づき定められた基準となる病 床 数。

17 共生型サービス

こうれいしゃ しょうがいじ しゃ どういっ じぎょうしょ う かいごほけん しょうがいふくし 高齢者と障害児(者)が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険または障害福祉のいずれ してい う じぎょうしょ いっぽう せいど してい う かの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくするためのもの。

きょうせいしゃかい 18 共生社会

しょうがい う む せっきょくてき さんか こうけん しゃかい だれ そうご じんかく こせい 障害の有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性 そんちょう ささ あ ひとびと たょう あ かた そうご みと あ ぜんいんさんかがた しゃかい しょうがいしゃきほんほう を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。「障害者基本法*69」 きょうせいしゃかい じっげん もくてき は、共生社会の実現を目的としている。

きょうどうせいかつえんじょ 19 共同生活援助

ちいき しょうにんずう きょうどうせいかつ しえん しょうがいふくし きょうどうせいかつ いとな じゅうきょ やかん ちゅうしん 地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に そうだん た にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな へいせい ねん がつ きょうどうせいかつかいご 相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成26年4月よりケアホーム(共同生活介護*20)が きょうどうせいかつえんじょ いちげんか にゅうよく はい およ しょくじとう かいご ていきょう グループホーム*24(共同生活援助)に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。

きょうどうせいかつかいご 20 共同生活介護

まいき しょうにんずう きょうどうせいかつ しえん しょうがいふくし きょうどうせいかつ いとな じゅうきょ やかん ちゅうしん 地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に にゅうよく はい およ しょくじとう かいご ちょうり せんたくおよ そうじとう かじ せいかつとう かん そうだんおよ じょげん た かんけい 入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係 きかん れんらくとう おこな へいせい ねん がつ きょうどうせいかつえんじょ いちげんか 機関との連絡等を行う。平成26年4月より共同生活援助*19に一元化された。

きょうどこうどうしょうがい 21 強度行動障害

ちょくせつてき たがい か つ ずっ とう かんせつてき たがい すいみん みだ どういつせい ほ じとう じしょうこういとう 直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)・自傷行為等がつうじょうかんが ひんど けいしき しゅつげん じょうたい 通常 考 えられない頻度と形式で出 現している状態。

きょたくかいご 22 居宅介護 (ホームヘルプ)

じたく ほうもん にゅうよく はい しょくじとう かいご ちょうり せんたく そうじとう かじ せいかつとう かん ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関 そうだん じょげんとう せいかつぜんぱん えんじょ おこな する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。



あんぜん あんしん 23 くらしの安全・安心サポーター

けんないしょうひせいかつそうだんまどぐち ちいき まいき ちいき しょうひしゃじょうほう でんたつとう しょうひしゃけいはつ 県内消費生活相談窓口*82 と地域をつなぐパイプ役として、地域で消費者情報の伝達等の消費者啓発を じっせん しょうひしゃひがい はっけん みぜんぼうし かくだいぼうし けん いったい ちいき しょうひしゃひがいぼうしかつどう 実践し、消費者被害の発見、未然防止・拡大防止につなげ、県と一体になって地域での消費者被害防止活動を かつどう おこな ボランティア活動として行う。

24 グループホーム

きょうどうせいかつえんじょ ちいき しょうにんずう きょうどうせいかつ しえん しょうがいふくし ていきょう じゅうきょ 共同生活援助*19 (地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス)を提供する住居。 しょうがいしゃそうごうしえんほう かいせい へいせい ねん がつ きょうどうせいかつかいご 「障害者総合支援法*76」の改正により、平成26年4月よりケアホーム(共同生活介護*20)がグループホーム きょうどうせいかつえんじょ いちげんか (共同生活援助)に一元化された。

け

けいかくそうだんしえん 25 計画相談支援

しまうがいふくし りょうしんせいじ とうりょうけいがく あん さくせい しきゅうけっていご れんらくちょうせい 障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画*40案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、とうりょうけいがく さくせい おこな りょうしえん さくせい とうりょうけいがく てきせつ サービス等利用計画の作成を行う「サービス利用支援」と、作成されたサービス等利用計画が適切かどうかいっていきかん こうか ぶんせき ひょうか ひつよう おう みなお おこな けいぞく りょうしえん 一定期間ごとにモニタリング (効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行う「継続サービス利用支援」のこと。

th(いきべんごし **26 圏域弁護士**

けんないかくしょうがいふくしけんいき はいち けんいき はいち はいち はんいき とう しょうがい ひと けんりょうごじあん かかわ 県内各障害福祉圏域*80 に配置されている圏域マネージャー*27等が、障害のある人の権利擁護事案に係 ほうりってきちしき しえん ひつょう ばあい じんそく たいおう かくしょうがいふくしけんいき はいち たんとうる法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応できるよう、各障害福祉圏域に配置されている担当 べんごし 弁護士。

けんいき 27 **圏域マネージャー**

こういきてき せんもんてき そうだんしぇん じっし けんない しょうがいふくしけんいき はいち そうだんいん 広域的かつ専門的な相談支援を実施するために、県内の 4障 害福祉圏域*80 に配置されている相談員。 しちょうそん そうだんしぇんじぎょうしゃ しちょうそんじりっしぇんきょうぎかい じょげんしぇん ちいき じんざいべせいとう しょうがい ひと 市町村や相談支援事業者、市町村自立支援協議会*47 への助言支援や、地域の人材育成等、障害のある人のちいきせいかっかん そうごうてき しぇん おこな 地域生活に関する総合的な支援を行う。

こうじのうきのうしょうがい 28 高次脳機能障害

びょうき こうつうじことう さまざま げんいん のう ぶぶんてき そんしょう う しょう げんご きおくとう ちてき きのう 病気や交通事故等、様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生じる、言語や記憶等の知的な機能 しょうがい さ あたら おぼ ちゅういりょく しゅうちゅうりょく ていか かんじょう こうどう よくせい とうの障害を指し、新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなる等せいしん しんりてきしょうじょう の精神・心理的症状がある。

こうじのうきのうしょうがいしえん 29 高次脳機能障害支援センター

こうじのうきのうしょうがい ひと かぞくとう しえん せっち しえんきょてんきかん せんもんてき そうだんしえん 高次脳機能障害*28 のある人とその家族等を支援するために設置する支援拠点機関。専門的な相談支援、かんけいきかん しえん じゅうじつ ふきゅう けいはつじぎょう けんしゅうとう おこな こうじのうきのうしょうがいしえんたいせい せいび関係機関との支援ネットワークの充実、普及・啓発事業、研修等を行い、高次脳機能障害支援体制の整備すいしんを推進する。

こうちん 30 工賃

ふくししせつ さぎょうじょとう ふくしてきしゅうろう じゅうじ しょうがい ひと しはら かね しせつ せいさん 福祉施設や作業所等で福祉的就労 *149 に従事する障害のある人に支払われるお金のことで、施設が生産かつどうとう え しゅうにゅう ひつよう けいひ さ ひ のこ こうちん はいぶん 活動等によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを工賃として配分することとされている。

31 公的賃貸住宅

くに ちほうこうきょうだんたい どくりつぎょうせいほうじんと しさいせいきこう ちほうじゅうたくきょうきゅうこうしゃとう こうてききかん しょゆう また国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的機関が所有し、又はしょゆうしゃ か あ かんり ちんたいじゅうたく とくていゆうりょうちんたいじゅうたく ちいきゆうりょうちんたいじゅうたくとう ふく所有者から借り上げて管理する賃貸住宅のこと。特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等も含まれる。

こうどうえんご **32 行動援護**

こうどう いちじる こんなん ゆう ちてきしょうがい せいしんしょうがい ひと こうどう さい しょう う きけん かいひ 行動に 著 しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するた ひつよう えんご がいしゅつじ いどうちゅう かいご はい しょくじとう かいご こうどう さい ひつよう えんじょめに必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助をおこな 行う。

でうりてきはいりょ **33 合理的配慮**

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ う さまざま せいげん げんいん しゃかいてきしょうへき と 障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取りのぞ じょうきょう おう おこな はいりょ ひつだん よ ぁ いしそつう かくほ くるま いどう てだす除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意思疎通の確保、車いす移動の手助とう かど ふたん はんい ていきょうけ等、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。

こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ 34 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

こうれいしゃ しょうがい ひととう じりっ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ かくほ もくてき へいせい ねん がつ にち 高齢者や障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活の確保を目的として平成18年12月20日にせこう ほうりっこうれいしゃ しょうがい ひととう いどう しせつりょう さい りべんせいおよ あんぜんせい こうじょう そくしん 施行された法律。高齢者や障害のある人等の移動や施設利用の際の利便性及び安全性の向上を促進するた こうきょうこうつうしせっ どうろ こうえんしせつなら けんちくぶつ こうぞうおよ せつびとう くに さだ きじゅんめに、公共交通施設や道路、公園施設並びに建築物の構造及び設備等について国が定めるバリアフリー基準 いどうとうえんかつかきじゅん てきごう もと えき ちゅうしん ちく こうれいしゃ しょうがい ひととう りょう (移動等円滑化基準)への適合を求めている。また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害のある人等が利用しせっ しゅうちゅう ちく じゅうみんさんか じゅうてんてき いったいてき か すす そ ち する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置 きだ 等についても定めている。

かていそうだん じどうそうだんじょ 35 こども家庭相談センター(児童相談所)

こ けんり さいぜん りえき ほしょう こ およ かてい えんじょ もくてき ぎょうせいきかん さい 子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から さいみまん じどう かん そうだん たか せんもんせい ひっよう そうだん たいおう しちょうそん 18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村におけ じどうかていそうだん こうほうしえん おこな じどうぎゃくたいそうだん たいおう つうこく まどぐち じどう あんぜん る児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全 まも いちじほご た い ちょうさとう おこな を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。

こべっけいかく **36 個別計画**

ぐたいてき はっさいじ ひなんしえんとう じっこうせい ぐたいてき はっさいじ ひなんしえん おこな もの ひなんしえん 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、発災時に避難支援を 行う者、避難支援をおこな あ りゅういてん ひなんしえん ほうほう ひなんばしょ ひなんけいろとう きさい けいかく 行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路等を記載した計画。

37 個別の教育支援計画

しょうがい じどう せいと ひとり せいかく はあく きょういく してん てきせつ たいおう 障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくというかんが ちょうきてき してん にゅうようじき がっこうそつぎょうご つう いっかん てきかく きょういくてきしえん おこな 考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を 行うことをもくてき こべつ さくせい けいかく きょういくてきしえん きょういく ふくし いりょう ろうどうとう さまざま そくめん 目的として個別に作成される計画。教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からのとりくみ ひつよう かんけいきかん かんけいぶきょく みっせつ れんけいきょうりょく かくほ ふかけつ 取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

こべっ しどうけいかく38 個別の指導計画

ひとり しょうがい じょうたい おう こま しどう おこな がっき また ねんかん ぐたいてき しどう 一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の もくひょう ないようとう も こ こべっ さくせい けいかく ひとり ぐたいてき きょういくてき たいおう しどう 目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導のほうほう ないよう めいかくか はか 方法や内容の明確化を図る。

39 コミュニティソーシャルワーカー

ちいき はい こ しぇん ひつよう ひと よ そ ぎょうせいとう れんけい ちいきぜんたい ささ し く 地域に入り込んで、支援が必要な人に寄り添い、行 政等と連携しながら地域全体で支える仕組みづくりやがだい かいけつ と く せんもんか 課題の解決に取り組む専門家。

さ

とうりょうけいかく 40 サービス等利用計画

しょうがいふくし しんせい へんこう しんせい さい ひつよう そうだんし えんせんもんいん とう さくせい けいかく しょうがい 障害福祉サービスの申請や変更の申請の際に必要となる相談支援専門員*103等が作成する計画。障害の ひと かぞく ひつよう ていきょう きぼう せいかつ じつげん さくせい ある人やその家族が必要とするサービスの提供や希望する生活を実現するために作成することとされており、しちょうそん ていしゅつ けいかく かんあん しきゅうけってい おこな 市町村は提出された計画を勘案して支給決定を行うこととされている。

さいがいはけんせいしんいりょう 41 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

しぜんさいがい じけん じことう しゅうだんさいがい はっせい ばあい かくとどうふけんとう はけん せいしんいりょう 自然災害や事件・事故等の集団災害が発生した場合、各都道府県等から派遣される精神医療チーム。チーせんもんてき けんしゅう くんれん う せいしんかい し かんごし ぎょうおちょうせいいん こうせいムは専門的な研修・訓練を受けた精神科医師・看護師・業務調整員で構成される。

42 サポートブック「リンクぷらす」

はったつしょうがい とう しえん ひつよう ひと せいかつ しつ こうじょう ゆた せいかつ す もくてき 発達障害*140等、支援を必要とする人の生活の質を向上し、豊かな生活を過ごせるようになることを目的と へいせい ねんど ならけんじりつしえんきょうぎかい りょういく きょういくぶかい さくせい ほんにん せいかつ きろくして、平成24年度に奈良県自立支援協議会*126療育・教育部会において作成されたもの。本人の生活を記録しえんきかんどうし きょうゆう ほんにん ちゅうしん そうごうてき しえん つく め ざ し、支援機関同士が共有することで、本人を中心とした総合的な支援ネットワークが作られることを目指している。

し

しかくしょうがいしゃふくし 43 視覚障害者福祉センター

しかくしょうがい ひと ふくし こうじょう はか へいせい ねん ならけんしゃかいふくしそうごう かい せっち てんじ 視覚障害のある人の福祉の向上を図るため、平成6年、奈良県社会福祉総合センター3階に設置。点字としょ ろくおんとしょ せいさく かしだし おこな てんやく おんやく 図書や録音図書の製作・貸出を行うとともに、点訳・音訳のボランティアの養成、視覚障害のある人に関するそうだんとう じっし 相談等を実施。

しきゅうけっていきじゅん 44 支給決定基準

しょうがいふくし かいごきゅうふひとう しきゅうけってい こうへい てきせい おこな しきゅうりょう はんい しきゅう 障害福祉サービスの介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために、支給量の範囲や支給のようひとう しちょうそん さだ きじゅん 要否等について、市町村が定める基準。

45 施設外就労

しょうがいふくししせつ りょう しょうがい ひと しょくいん く きぎょうとう う お さぎょう とうがいきぎょうない 障害福祉施設を利用する障害のある人と職員がユニットを組み、企業等から請け負った作業を当該企業内 おこな しゅうろうけいたい で行う就労形態。

しせっにゅうしょしえん 格設入所支援

しせつ にゅうしょ しょうがい ひと たい おも やかん にゅうよく はい しょくじとう かいご せいかつとう かん 施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関するそうだん じょげん ひつよう にちじょうせいかつじょう しぇん おこな 相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

しちょうそんじりっしえんきょうぎかい 47 市町村自立支援協議会

かくしちょうそん しょうがい ひととう しぇんたいせい せいび はか しょうがい ひと かぞく ふくし 各市町村における障害のある人等への支援体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・いりょう きょういくとう かんけいきかん こうせい きょうぎかい ちぃき ふくすう しちょうそん せっち ばあい 医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。地域によっては、複数の市町村により設置されている場合がある。

しちょうそんしんさかいいん 48 市町村審査会委員

しようがいしえんくぶん はんていぎょうむおよ しちょうそん しきゅうよう ひけってい おこな いけん き しちょうそん 障害支援区分*65の判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたって、意見を聴くために市町村にせっち しんさかい しょうがいほけんふくし がくしきけいけん ゆう ひと ちゅうりっ こうへい たちば しんさ おこな ひと 設置されている審査会。障害保健福祉の学識経験を有する人で、中立かつ公平な立場で審査が行える人が、しちょうそんちょう にんめい う いいん 市町村長の任命を受けて委員となる。

じどうかていしえん **49 児童家庭支援センター**

じどうふくししせつ ふ ち そうだんえんじょじぎょう てんかい しせつ ちぃき じどう ふくし かん かてい た 児童福祉施設に附置された相談援助事業を展開する施設。地域の児童の福祉に関する家庭その他からの そうだん せんもんてき ちしきおよ ぎじゅつ ひつよう ひと たいおう じょげん しちょうそん ぎじゅつてきじょげんおよ た ひつよう 相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする人への対応と助言、市町村への技術的助言及びその他必要 えんじょ おこな じどうそうだんじょ いたく もと しどう くわ じどうそうだんじょ じどうふくししせっとう れんらくちょうせい な援助を 行うほか、児童相談所*35の委託に基づく指導に加え、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整そたこうせいろうどうしょうれい さだ えんじょ そうごうてき おこな の他厚生労働省令の定める援助を総合的に行う。

じどうかん **50 児童館**

じどうふくしほう もと じどうこうせいしせつ さいみまん すべ こ たいしょう あそ およ せいかつ えんじょ 「児童福祉法」に基づく児童厚生施設で、18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と ちいき こそだ しえん おこな こ しんしん すこ いくせい もくてき 地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

じどうしんりし **51 児童心理司**

じどうそうだんじょ とう しんりがく せんもんてき ちしき もと こ ほごしゃとう しんりしんだん しんりりょうほう おこな 児童相談所*35等において、心理学の専門的な知識に基づき子どもや保護者等の心理診断や心理療法を 行しょくいん じゅうらい しんりはんていいん よ こうせいろうどうしょう じどうそうだんじょうんえいししん かいせい ともな へいせいう職員。従来は心理判定員と呼ばれていたが、厚生労働省の児童相談所運営指針の改正に伴い、平成17ねん じどうしんりし こしょう もち 年より児童心理司の呼称が用いられるようになった。

じどうはったつしえん 52 児童発達支援

みしゅうがく しょうがい こ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふょ しゅうだんせいかつ 未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活へのできおうくんれんとうひつよう しえん おこな 適応訓練等必要な支援を行う。

じどうはったつしえん **53 児童発達支援センター**

つうしょしえん ちいき しょうがい こ かぞく そうだん しょうがい こ あず しせっ 通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への えんじょ じょげん おこな とう ちいき ちゅうかくてき りょういくしえんしせつ 援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。

じどうふくしし **54 児童福祉司**

じどうそうだんじょ じどう ほご たじどう ふくし かん じこう そうだん おう せんもんてきぎじゅつ もと 児童相談所*35 において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基 ひつよう しどう おこな しょくいん づいて必要な指導やケースワークを 行う職員。

じゅうしょうしんしんしょうがい 55 重 症心身障害

じゅうど したいふじゅう じゅうど ちてきしょうがい じゅうふく じょうたい 重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

じゅうたく と ち とうけいちょうさ **56 住宅・土地統計調査**

こくない じゅうたく きょじゅう せたい きょじゅうじょうきょう せたい ほゆう と ち とう じったい はあく げんじょう すいい 国内の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移 あき じったいちょうさ しょうわ ねんいらい ねん おこな を明らかにする実態調査。昭和23年以来、5年ごとに行われている。

じゅうたくにゅうきょとうしえんじぎょう ちって 住宅入居等支援事業

まんたいけいやく いっぱんじゅうたく にゅうきょ きぼう ほしょうにん とう りゅう にゅうきょ こんなん しょうがい 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害 ひと たい にゅうきょ ひつよう ちょうせいとう かかわ しえん おこな やぬしとう そうだん じょげん つう しょうがい のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のあ ひと ちぃきせいかつ しえん じぎょうる人の地域生活を支援する事業。

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

つね かいご ひつよう ひと とく かいご ひつようど たか ひと たい きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこう 常に介護を必要とする人のうち、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護*22、重度訪問介護*59、同行えんご こうどうえんご せいかつかいご たんきにゅうしょ とう ほうかつてき ていきょう 援護*114、行動援護*32、生活介護*93、短期入所*107等のサービスを包括的に提供する。

じゅうどほうもんかいご **59 重度訪問介護**

じゅうど したいふじゅう ちてき せいしん しょうがい ひと つね かいご ひつよう ひと たい 重度の肢体不自由、知的、精神に障害のある人であって、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパ じたく ほうもん にゅうよく はい しょくじとう かいご ちょうり せんたく そうじとう かじ せいかつとう かん そうだん じょげんとう 一が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、せいかつぜんぱん えんじょ がいしゅつ じ いどうちゅう かいご そうごうてき おこな 生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

しゅうろういこうしえん **60 就労移行支援**

しゅうろう きぼう さいみまん しょうがい ひと たい せいさんかつどう しょくばたいけんとう きかい ていきょう つう しゅうろう 就労を希望する 65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労 ひつよう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん しゅうろう かん そうだん しえん おこな に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

しゅうろうけいぞくしぇん がた 61 就労継続支援(A型)

きぎょうとう しゅうろう こんなん しょうがい ひと たい こようけいやく もと せいさんかつどう きかい ていきょう ちしき 企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識やのうりょく こうじょう ひつよう くんれんとう おこな つう いっぱんしゅうろう ひつよう ちしき のうりょく たか能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて一般就労*6に必要な知識や能力が高まったひと さいしゅうてき いっぱんしゅうろう いこう めざ人は、最終的には一般就労への移行を目指す。

しゅうろうけいぞくしえん がた 62 就労継続支援(B型)

つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん しゅうろうけいけん しょうがい ひととう たい せいさんかつどうとう きかい 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の ていきょう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれんとう おこな つう せいさんかつどう しゅうろう ひつよう 提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な ちしき のうりょく たか ひと しゅうろうけいぞくしえん がた いっぱんしゅうろう いこう め ざ 知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)*61や一般就労*6への移行を目指す。

しゅうろうていちゃくし えん 63 就労定着支援

いっぱんしゅうろう いこう ひと しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう しぇん おこな 一般就 労 * 6 に移行した人に、就 労に 伴う生活 面の課題に対応するための支援を 行う。

しゅうろうれんけい 64 就労連携コーディネーター

しえんきかんとう こべつ きぎょうとう ほうもん じっしゅういらい きぎょうがわ ふたんけいげん 障害者就労における支援機関等の個別の企業等への訪問や実習依頼による企業側の負担軽減のため、りょうしゃ あいだ ちょうせい いちげんてき しえん おこな ならけん せっち せんもんしょくいん 両者の間を調整し、一元的な支援を行うため、奈良県が設置した専門職員。

しょうがいしえんくぶん **65 障害支援区分**

しょうがい たよう とくせい しんしん じょうたい おう ひつよう しえん ど あ だんかい くぶん しめ 障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。 かいごきゅうふひまた くんれんとうきゅうふひ きょうどうせいかつえんじょ かかわ かぎ しきゅうしんせい さい にんていちょうさいん 介護給付費又は訓練等給付費(共同生活援助*19 に係るものに限る)の支給申請があった際、認定調査員 き と ちょうさ しちょうそんしんさかい しんさはんてい へ しょうがいしえんくぶんにんてい おこな くぶん おう *138 による聞き取り調査や市町村審査会による審査判定を経て、障害支援区分認定が行われ、区分に応じた りょう かのう サービスの利用が可能となる。

しょうがいじしえんりょうけいかく 66 障害児支援利用計画

しょうがい こ しんしん じょうきょう お かんきょう こ また ほごしゃ しょうがいじつうしょしえん りょう 障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用にかん いこうとう かんあん りょう しょうがいじつうしょしえん しゅるいおよ ないようとう さだ けいかく 関する意向等を勘案して、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画。

しょうがいじそうだんしえん 67 障害児相談支援

しょうがいじしえんりょうけいがく そうだんおよ さくせいとう しえん ひつよう ばあい しょうがい こ じりっ 障害児支援利用計画*66 についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障害のある子どもの自立したせいかっ ささ しょうがい こ かか かだい かいけつ てきせつ りょう む こま しえん 生活を支え、障害のある子どもが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する。

しょうがいしゃきほんけいかく 68 障害者基本計画

しょうがいしゃきほんほう だい じょうだい こう もと くに さくてい しょうがいしゃせさく かん きほんけいかく しょうがい ひと 「障害者基本法*69」第11条第1項に基づき、国が策定する障害者施策に関する基本計画。障害のある人 じりつおよ しゃかいさんか しえんとう せさく そうごうてき けいかくてき すいしん はか さくてい の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの。

69 障害者基本法

しょうがいしゃこようそくしんほう 70 障害者雇用促進法

せいしきかいしょう しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ しょうがい ひと こよう さいたくしゅうろう そくしん 正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用と在宅就労の促進について さだ ほうりつ しんたいしょうがい ひとまた ちてきしょうがい ひと こようぎ むとう もと こよう そくしんとう そち 定めた法律で、身体障害のある人又は知的障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、 たしょうがい ひと のうりょく てきごう しょくぎょう つ とう つう 職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその しょくぎょうせいかつ とりつ そくしん そち そうごうてき こう しょうがい ひと しょくぎょう あんてい はか 職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図るもくてき ことを目的としている。

しょうがいしゃこようりつ 7 | 障害者雇用率

みんかんきぎょうおよ くに ちほうこうきょうだんたい じょうよう ろうどうしゃ しょくいんすう たい しんたい ちてきしょうがい ひと 民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的障害のある人 こょうわりあい しょうがいしゃ こょう そくしんとう かん ほうりっ もと せいど じぎょうぬし いってい わりあい しんたい ちてき の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的・せいしんしょうがい ひと こょう ぎ む お 精神障害のある人を雇用する義務を負う。

しょうがいしゃさくひんてん 72 障害者作品展

はんない しょうがい ひと さくひん てんじ じりっこうせい たい いよく ぞうしん はか ひろ けんみん しょうがい 県内の障害のある人の作品を展示し、自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、広く県民の障害のあ ひと たい りかい こうよう はか もくてき かいさい る人に対する理解の高揚を図ることを目的として開催しているイベント。

しょうがいしゃさべっかいしょうほう 73 障害者差別解消法

せいしきめいしょう しょうがい りゅう さべっ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃきほんほう きほんりねん そ 正式名 称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。「障害者基本法*69」の基本理念に沿しょうがい りゅう さべっ かいしょう すいしん かん きほんてき じこう ぎょうせいきかんとうおよ じぎょうしゃ しょうがいって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を りゅう さべっ かいしょう そちとう さだ 理由とする差別を解消するための措置等を定めている。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしぇん 74 障害者就業・生活支援センター

しゅうぎょうめん しえん せいかつめん しえん ひつよう しょうがい ひと たいしょう ちいき こよう 就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある人を対象に、地域で、雇用、 ほけんふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい しゅうぎょうおよ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつじょう そうだん しえん いったいてき おこな 保健福祉、教育等の関係機関と連携し、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行うしせつ とどうふけんち じ してい ほうじん うんえい 施設で、都道府県知事が指定する法人が運営する。

たいかい たいかい たいかい **75 障害者スポーツ大会**

しょうがいしゃ たい りかい ふか しょうがい ひと 障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人の しゃかいさんか そくしん もくてき かいさい しょうがい せんしゅ たいかい 社会参加の促進を目的に開催する障害のある選手のスポーツ大会。

しょうがいしゃそうごうしえんほう 76 障害者総合支援法

せいしきめいしょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねん がつ にち 正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成25年4月1日せこう ちいきしゃかい きょうせい じつげん む あら しょうがいふくしせさく こう かんけいほうりつ せいび かん 施行の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関す ほうりつ しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいしゃそうごうしえんほう めいしょう あらた ほう もくてき る法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に名称が改められるとともに、法の目的きてい かいせい きほんりねん そうせつとう おこな 規定の改正や、基本理念の創設等が行われた。

77 障害者相談員

しんたいしょうがいしゃふくしほう およ ちてきしょうがいしゃふくしほう さだ しんたい しょうがい ひと ちてきしょうがい 「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」で定められており、身体に障害のある人、知的障害のあ ひとまた ほごしゃ そうだん おう しょうがい ひと こうせい ひつよう えんじょ おこな しちょうそん いたくる人又はその保護者の相談に応じ、障害のある人の更生のために必要な援助を行うために、市町村から委託う ひと しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん を受けた人を身体障害者相談員、知的障害者相談員という。

78 障害者はたらく応援団なら

ならけんこようたいさくきょうてい もと ならけん ならろうどうきょく きょうどう うんえい しょうがいしゃこよう しえん きょうか 奈良県雇用対策協 定に基づき、奈良県と奈良労働局*131 が共同で運営する、障害者雇用の支援を強化す とりくみ しょうがい ひと しゅうろう せっきょくてき と く きぎょうとう こうせい きぎょうとう しょくばじっしゅう うけいれるための取組。障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等で構成し、企業等での職場実習*85の受入がくだい しょうがいりかい しゅうろうていちゃく しえんとう おこな 拡大、障害理解、就労定着への支援等を行う。

しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう 79 障害者優先調達推進法

せいしきめいしょう くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶっぴんとう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ しょうがいしゃしゅうろう 正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労しせつとう しゅうろう しょうがい ひと ざいたく しゅうぎょう しょうがい ひと けいざいめん じりつ すす くに ちほう 施設等で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方こうきょうだんたい どくりつぎょうせいほうじんとう こうきかん ぶっぴん ちょうたつ さい しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ゆうせんてき 公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・せっきょくてき こうにゅう すいしん せいてい 積極的に購入することを推進するために制定された。

しょうがいふくしけんいき 80 障害福祉圏域

かくしょうがいふくし とう こういき めんてき けいかくてき せいび じゅうそうてき こうちく もくてき 各障害福祉サービス等を、広域に、面的かつ計画的に整備し、重層的なネットワークを構築することを目的と せってい はんい ならけん ならけんいき せいわけんいき とうわけんいき なんわけんいき けんいき せってい して設定している範囲。奈良県では、奈良圏域、西和圏域、東和圏域、中和圏域、南和圏域の 5圏域を設定している。

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくし じっし じぎょうしょ しょうがいふくし じたく 「障害者総合支援法*76」に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅やしせっ おも かいご しえん う かいごきゅうふ しせっとう しゅうろう めざ くんれんとう おこな くんれんとうきゅうふ 施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労を目指した訓練等を 行う訓練等給付がある。サーリょう ばあい きょじゅうちしちょうそん しきゅうしんせいおよ しきゅうけってい う ひつよう ビスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。

しょうひせいかつそうだんまどぐち 82 消費生活相談窓口

しょうひしゃ かん そうだん う っ まどぐち けんない ならけんしょうひせいかつ しちょうそんしょうひせいかつ 消費者トラブルに関する相談を受け付ける窓口で、県内には、奈良県消費生活センターや市町村消費生活とう せっち センター等が設置されている。

てんわ ちか しょうひせいかつ そうだん 消費者ホットライン「188(いやや)」に電話をかけると、近くの消費生活センターで相談できる。

じょうほう 83 情報アクセシビリティ

しょうがい ひと こうれいしゃ ふく だれ えんかつ じょうほう しゅとく りょう いしひょうじ おこな 障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを 行うことができるようにすること。

しょくいんたいおうようりょう **84 職員対応要領**

しょくいん じ む じぎょう おこな しょうがい ひと てきせつ たいおう じこう さだ ぐたいてき しょうがい 職員が事務事業を 行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定め、具体的な障害を りゅう ふりぇき とりあつか のぞ ごうりてき はいりょ れいじ 理由とする不利益な取扱いや望ましい合理的な配慮を例示したもの。

しょくばじっしゅう **85 職場実習**

しょうかい ひと いっぱん きぎょうとう しゅうしょく じゅんびくんれん きぎょうとう おこな じっせんてき とりくみ 障害のある人が、一般の企業等に就職するための準備訓練として、企業等で行う実践的な取組。

しょくばじっしゅう 86 職場実習ジョブサポーター

しょくばじっしゅう う い きぎょうとう はけん しょくばじっしゅう えんかつ おこな かんけいしゃかん ちょうせい つうきんし えんおよ 職場実習*85を受け入れる企業等に派遣し、職場実習が円滑に行えるように関係者間の調整、通勤支援及しょくばない しょくぎょうせいかつし えんとう おこな しえんいん び職場内における職業生活支援等を行うための支援員。

じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)

しんたいしょうがい ひとまた なんびょう かんじゃとう たい しょうがいしゃしえんしせつ しょうがいふくし じぎょうしょ また 身体障害のある人又は難病*132患者等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所*81又はしょうがい ひと きょたく りがくりょうほう さぎょうりょうほう た ひつよう せいかつとう かん そうだん 障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談およ じょげんとう しえん おこな 及び助言等の支援を行う。

じりっくんれん せいかつくんれん **自立訓練(生活訓練)**

ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい ひと たい しょうがいしゃし えんしせつ しょうがいふくし じぎょうしょ また しょうがい 知的障害又は精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所*81又は障害のあびと きょたく にゅうよく はい しょくじとう かん じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう くんれん せいかつとうる人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等にかん そうだんおよ じょげんとう しえん おこな 関する相談及び助言等の支援を行う。

じりっせいかつえんじょ 89 自立生活援助

ひとりぐ ひつよう りかいりょく せいかつりょくとう おぎな ていきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう ひつよう しえん 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援をおこな 行う。

しんしんしょうがいしゃ し か えいせいしんりょうじょ 90 心身障害者歯科衛生診療所

いっぱん しかしんりょうじょ ちりょう こんなん しんしんしょうがい ひと たい しかしんりょうおよ そうだん おこな しかしんりょうじょ 一般の歯科診療所では治療が困難な心身障害のある人に対する歯科診療及び相談を行う歯科診療所。

しんたいしょうがいしゃほじょけん 91 身体障害者補助犬

もうどうけん かいじょけんおよ ちょうどうけん そうしょう 盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

しんたいしょうがいしゃほじょけんほう 92 身体障害者補助犬法

しんたいしょうがいしゃほじょけん いくせいおよ しょう しんたいしょうがい ひと しせっとう りょう えんかつか はか 身体障害者補助犬*9」の育成及びこれを使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図り、もっ しんたいしょうがい ひと じりつおよ しゃかいさんか そくしん きょ もくてき ほうりつ て身体障害のある人の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法律。

せ

せいかつかいご **93 生活介**護

しょうがいしゃしえんしせつとう つね かいご ひつよう ひと たい おも ひるま にゅうよく はい しょくじとう かいご 障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、ちょうり せんたく そうじとう かじ せいかつとう かん そうだん じょげん た ひつよう にちじょうせいかつじょう しえん そうさくてきかつどう 調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・せいさんかつどう きかい ていきょう しんたいきのう せいかつのうりょく こうじょう ひつよう えんじょ おこな 生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

せいしんかきゅうきゅういりょう 94 精神科救急医療システム

精神科教 急 医療情報センターにおいて電話による緊急的な精神医療相談等を実施するとともに、二次 きゅうきゅう へいじつやかん じ よくあさ じ ぶん およ きゅうじつ じかん けんない せいしんかびょういん とうばんせい 教 急として平日夜間(17時から翌朝8時30分)及び休日(24時間)において、県内8精神科病院が当番制 しんりょう ひつよう おう にゅういん う い おこな さんじきゅうきゅう ならけんりつい かだいがくせいしんか による診療と必要に応じて入院の受け入れを行っている。三次教 急については、奈良県立医科大学精神科 やかんきゅうじつ きんきゅう そ ちにゅういん かんていしんさつ にんぷ とうせきかんじゃとう じゅうとく しんたいがつべいしょうかんじゃ たいおうが 夜間休日にかかる緊急措置入院*104鑑定診察と、妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者の対応をしている。

せいしんしょうがいしゃいりょうひじょせいじぎょう 95 精神障害者医療費助成事業

いっぱん こうきこうれい

①一般·後期高齢

せいしんほけんふくしてちょう きゅうまた きゅう ひと たいしょう いりょうきかん しはら げつ いりょうひ じ こふたんがく 精神保健福祉手帳 | 級又は 2級の人を対象として、医療機関で支払った | か月の医療費の自己負担額 こうがくりょうようひぶん のぞ いりょうきかん あ えん かいじょう にゅういん ばあい えん さ ひ がく (高額療養費分を除く)から | 医療機関当たり 500円 (14日以上の入院の場合は 1,000円)を差し引いた額 しちょうそん けん じょせい せいど ぜんしんりょうか にゅういん つういん いりょうひ たいしょう について、市町村と県が助成する制度。全診療科の入院・通院の医療費が対象となる。

せいしんつういん

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと じりつしえんいりょう せいしんつういん いったん いりょうきかん しはら じょふたんじょうげん 「障害者総合支援法*76」に基づく自立支援医療(精神通院)で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限 げつがくいない げつ じょふたんがく えん さ ひ がく しちょうそん けん じょせい せいど こくみんけんこう 月額以内の I か月の自己負担額から500円を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。国民健康 ほけん こうきこうれいしゃいりょうせいどかにゅうしゃおよ けんこうほけん きょうさいくみかいとう しゃかいほけんかくほう ひふようしゃ たいしょう 保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者が対象となる。

せいしんほけんふくし し **96 精神保健福祉士**

せいしんほけんふくししほう もと しかく せいしんかびょういん しょうがいふくし じぎょうしょ とう しゃかい 「精神保健福祉士法」に基づく資格であり、精神科病院や障害福祉サービス事業所*8」等において社会 ふっき かん そうだん おう じょげん しどう にちじょうせいかつ てきおう ひつよう くんれんとう えんじょ おこな ひと 復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行う人のこと。

せいねんこうけんすいしんせんもんいん 97 成年後見推進専門員

せいねんこうけんせいど すいしんじぎょう けん じっし せいどかつよう と く しちょうそん かんけいきかん しえん じぎょう 成年後見制度*98推進事業(県で実施している制度活用に取り組む市町村や関係機関を支援する事業)のいっかん ならけんしゃかいふくしきょうぎかい はいち せいねんこうけんすいしんせんもんいん しゃかいふくし しちょうそんたんとうか ちいき 一環として奈良県社会福祉協議会に配置した成年後見推進専門員(社会福祉士)は、市町村担当課や地域 ほうかつしえん しょくいんとう そうだん たいおう かんけいきかん れんけいすいしん せいねんこうけんせいど ふきゅうけいはつとう と包括支援センター職員等からの相談への対応、関係機関との連携推進、成年後見制度の普及啓発等に取りく 組んでいる。

せいねんこうけんせいど **98 成年後見制度**

にんちしょう ひと ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひととう せいしんじょう しょうがい はんだんのうりょく ふじゅうぶん ひと 認知症*135 の人、知的障害のある人、精神障害のある人等、精神上の障害により判断能力が不十分な人 けいやく ていけつとう か おこな だいりにんとう ほんにん えんじょ ひと せいねんこうけんにんとう せんにん ほんにん について、契約の締結等を代わって 行う代理人等、本人を援助する人(成年後見人等)を選任したり、本人があやま はんだん もと けいやく ていけつ ばあい と け とう ほご みんぽうじょう せいど 誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により保護する民法上の制度。

サいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう 99 成年後見制度法人後見支援事業

せいねんこうけんせいど こうけんとう ぎょうむ てきせい おこな ほうじん かくほ たいせい せいび 成年後見制度*98 における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するととも しみんこうけんにん かつよう ふく ほうじんこうけん かつどう しえん に、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることをもくてき じぎょう 目的とする事業。

せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう

せいねんこうけんせいど りょう ゆうよう みと ちてきしょうがい ひとまた せいしんしょうがい ひと たい 成年後見制度*98 を利用することが有用であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対せいねんこうけんせいど りょう しえん しょうがい ひと けんりょうご はか もくてき じぎょうし、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

じゅうたく 101 セーフティネット住宅

じゅうたくかくほようはいりょしゃ たい ちんたいじゅうたく きょうきゅう そくしん かん ほうりつ もと とうろく じゅうたくかくほ 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録された、住宅確保 ようはいりょしゃ しょうがい ひと こうれいしゃ こそだ せたいとう にゅうきょ こば ちんたいじゅうたく しょうがい ひととう 要配慮者 (障害のある人、高齢者、子育て世帯等)の入居を拒まない賃貸住宅のこと。障害のある人等でありゅう にゅうきょ きょひ じゅうたく きょしっ ひろ およ せっぴ たいしんせい ゆう とう ることを理由に入居を拒否してはならないことや、住宅としての居室の広さ及び設備、耐震性を有すること等の とようけん そな えんかつ す かくほ はか 条件を備えることにより、円滑な住まいの確保を図る。

そ

そうだんしえんじぎょうしょ

しょうがい ひと ふくし かん さまざま もんだい しょうがい ひととう そうだん おう ひつよう じょうほう 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報のでいきょう しょうがいふくし りょうしえん けんりょうご ひつよう えんじょ おこな じぎょうしょ へいせい ねん がっ 提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。平成24年4月より、けいかくそうだんしえん おこな していとくていそうだんしえんじぎょうしょ ちいきそうだんしえん おこな していいっぱんそうだんしえんじぎょうしょ しょうがいじ 計画相談支援*25を行う指定特定相談支援事業所、地域相談支援を行う指定一般相談支援事業所、障害児そうだんしえん おこな しょうがいじそうだんしえんじぎょうしょ そうだんしえん たいけい みなお 相談支援*67を行う障害児相談支援事業所へと相談支援体系の見直しがなされた。

そうだんしえんせんもんいん 103 相談支援専門員

そ ち にゅういん 104 措置入院

せいしんしょうがい ひと いりょうおよ ほご にゅういん せいしんしょうがい じしん きず 精神障害のある人であり、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つ また たにん がい およ せいしんほけんしていい みと ばあい とどうふけんち じ にゅういんそ ちけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると、精神保健指定医が認めた場合の都道府県知事によって入院措置す にゅういんけいたい る入院形態。

た

だいりとうひょう だいひつ せいど 105 代理投票(代筆)制度

せんきょにん ゆうけんしゃ しんしん こしょう た りゆう みずか とうひょうようし きさい 選挙人(有権者)が心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない場合に、とうひょうかんりしゃ せんにん ほじょしゃ せんきょにん しじ こうほしゃ しめいとう ほんにん か とうひょうようし きさい 投票管理者が選任した補助者が、選挙人の指示する候補者の氏名等を本人に代わって投票用紙に記載するせいど 制度。

たしょくしゅ 106 多職種チーム

せいしんか たしょくしゅ せいしんかい かんごし さぎょうりょうほうし りんしょうしんりし せいしんほけん ふくしし とう しょくしゅ 精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士*96等の職種でこうせい たしょくしゅ いりょう ほんにん きぼう いこう そ もんだいかいけつ む たょう しょくしゅ そうご 構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互にれんけい せんもんせい い そうごうてき えんじょ おこな げんそく 連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。

たんきにゅうしょ 107 短期入所(ショートステイ)

じたく かいご おこな ひと びょうきとう りゅう かいご おこな はあい しょうがい ひと 自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に しょうがいしゃしえんしせつ じどうふくししせつとう たんきかんにゅうしょ にゅうよく はい しょくじ ひつよう かいご おこなう 障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を 行かいごしゃ やくわり にな う。介護者にとってのレスパイト*166としての役割も担っている。

ち

ちいきせいかつしえんじぎょう

しょうがいしゃそうごうしえんほう ほうていか じぎょう しちょうそん とどうふけん ちぃき とくせい りょうしゃ 「障害者総合支援法*76」によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の じょうきょう おう じゅうなん じぎょうけいたい じぎょう こうりつてき こうかてき じっし 状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

ちいきそうだんしえん ちいきいこうしえん 109 地域相談支援(地域移行支援)

しょうがいしゃしえんしせっとう にゅうしょ ひとまた せいしんかびょういん にゅういん ひととう たい じゅうきょ かくほ ちいき 障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人等に対し、住居の確保や地域 せいかつ いこう かつどう かん そうだん がいしゅつ じ どうこう しょうがいふくし たいけんてき りょうしえんとう ひつよう 生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等、必要しえん おこな な支援を行う。

ちいきそうだんしえん ちいきていちゃくしえん

たんしんとう せいかつ しょうがい ひと たい つね れんらく たいせい かくほ きんきゅう しぇん ひつよう じたい しょう 単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生 さい きんきゅうほうもん そうだんとう ひつよう しぇん おこな じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

ちいきふくしけいかく **||| 地域福祉計画**

しちょうそん ちいきふくし すいしん かん つぎ じこう いったいてき さだ けいかく しゃかいふくしほう だい じょう きてい 市町村が地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に定める計画(「社会福祉法」第107条に規定)。

ちぃき こうれいしゃ ふくし しょうがいしゃ ふくし じどう ふくし た ふくし かん きょうつう と く ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき じこう 事項

ちぃき ふくし てきせつ りょう そくしん かん じこう ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

ちいき しゃかいふくし もくてき じぎょう けんぜん はったつ かん じこ

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

ちいきふくし かん かつどう じゅうみん さんか そくしん かん じこう

④地域福祉に関する活動への住 民の参加の促進に関する事項

ほうかつてき しえんたいせい せいび かん じこう ほうだい じょう だい こうかくごう かか じぎょう じっし ばあい ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

ちぃきほうかっ 112 地域包括ケアシステム

こうれいしゃ そんげん ほじ じりつせいかつ しぇん もくてき かのう かぎ す な ちいき じぶん く 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを じんせい さいご つづ ちいき ほうかつてき しぇん ていきょうたいせい 人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービス提供体制。

ちょうかくしょうがいしゃし えん 113 聴覚障害者支援センター

まょうかくしょうがい ひと じりつおよ しゃかいさんか そくしん ちょうかくしょうがい かん かくしゅそうだん しゅわつうやくまた 聴覚障害のある人の自立及び社会参加を促進するため、聴覚障害に関する各種相談、手話通訳又は ようやくひっき とう おこな もの ようせい はけん かくしゅじょうほう ていきょう じっし しせっ 要約筆記* 164 等を行う者の養成・派遣、各種情報の提供を実施する施設。

۲

どうこうえんご **114 同行援護**

いどう いちじる こんなん ゆう しかくしょうがい ひと がいしゅつ さい ほんにん どうこう いどう ひつよう じょうほう ていきょう 移動に 著 しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供いどう えんご はい しょくじとう かいご ほんにん がいしゅつ さい ひつよう えんじょ おこなや、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行う。

とくていずいいけいやく **115 特定随意契約**

ちほうじちほうせこうれいだい じょう だいこうだいごう きてい もと しょうがいしゃしえんしせつとう せいさく 「地方自治法施行令」第167条の 2第1項第3号の規定に基づき、障害者支援施設等において製作された ぶっぴん か い ばあい しょうがいしゃしえんしせつとう えきむ ていきょう う ばあい ていけつ ずいいけいやく 物品を買い入れる場合や障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合に締結する随意契約のこと。

とくべつしえんきょういく

しょうがい ようじ じどう せいと じりつ しゃかいさんか む しゅたいてき とりくみ しぇん してん た ようじ 障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・じどう せいとひとり きょういくてき はぁく も ちから たか せいかつ がくしゅうじょう こんなん かいぜんまた 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は こくふく てきせつ しどうおよ ひつよう しぇん おこな 克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

とくべつしえんきょういく

へいせい ねん がつ こんご とくべつしえんきょういく あ かた さいしゅうほうこく しめ きょういくてきしえん おこな ひと 平成 15年3月の「今後の特別支援教育*!16 の在り方(最終報告)」で示された、教育的支援を 行う人とかんれんきかん ちょうせい がっこうない ちょうせい ふくし いりょうとう かんけいきかん あいだ れんらくちょうせい 関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との 間 の連絡調整をおこな ほごしゃ たい がっこう まどぐち やくわり にな 行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

とくべつしぇんきょういくじゅんかい 118 特別支援教育巡回アドバイザー

こうりつしょうちゅうがっこう けいかくほうもん とお こうちょうおよ きょうとうとう とくべつしえんきょういく すいしん がっこうけいえい あ公立小中学校の計画訪問を通して、校長及び教頭等への特別支援教育**116推進のための学校経営の在りかたとう かん しどう じょげん とくべつしえんきょういく やくわり えんかつ は しえん とくべつしえん 方等に関する指導・助言、特別支援教育コーディネーター**117 が役割を円滑に果たすための支援、特別支援がっきゅう つうきゅうしどうきょうしつ うんえい あ かたとう かん たんにんとう しえんとう おこな学級・通級指導教室の運営の在り方等に関する担任等への支援等を行う。

とどうふけんしょうがいしゃけいかく

しょうがいしゃきほんほう もと しょうがい ひと せさく かん きほんてき じこう さだ ちゅうちょうきてき けいかく 「障害者基本法*69」に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画。 くに さだ しょうがいしゃきほんけいかく きほん かくとどうふけん じょうきょう おう けいかく さくてい ぎ む 国が定める障害者基本計画*68を基本とし、各都道府県の状況に応じた計画を策定することが義務づけられている。

とどうふけんしょうがいふくしけいかく 120 都道府県障害福祉計画

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくし とう ていきょうたいせいおよ じりっしえんきゅうふとう えんかつ じっし 「障害者総合支援法*76」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施がくほ もくてき とどうふけん さくてい けいかく かくしょうがいふくし みこみりょう ていきょうたいせい かくほの確保を目的として、都道府県において策定される計画。各障害福祉サービスの見込量や提供体制の確保にかかわ もくひょうとう じこう さだ つと むね しょうがいしゃそうごうしえんほう きてい 係る目標等の事項を定めるよう努める旨、「障害者総合支援法」に規定されている。

な

ならけんさいがいはけんふくし 121 奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)

さいがい じ ひなんじょとう こうれいしゃ しょうがい ひと にゅうようじとう ようはいりょしゃ たい てきせつ ふくししえん おこな 災害時に、避難所等において高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うこ に じひがい ぼうし はか ふくしせんもんしょく とで二次被害の防止を図る福祉専門職のチーム。

ならけんしょうがいしゃけんりょうご 122 奈良県障害者権利擁護センター

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せこう へいせい ねん がつ にち ともな しょうがいしゃぎゃくたいたいおう まどぐちとう しょうがい 「障害者虐待防止法」の施行 (平成24年10月1日)に伴い、障害者虐待対応の窓口等として障害 ふくしかない せっち かくしちょうそん しちょうそんしょうがいしゃぎゃくたいぼうし きのう は そうだん 福祉課内に設置した。あわせて、各市町村においても市町村障害者虐待防止センターの機能を果たす相談まどぐち かくしちょうそん しょうがいふく したんとうぶしょとう せっち 窓口が各市町村の障害福祉担当部署等に設置された。

ならけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 123 奈良県障害者施策推進協議会

しょうがいしゃきほんほう きてい もと ほうていきょうぎかい しょうがいしゃけいかく しんぎ しょうがいしゃせさく 「障害者基本法*69」の規定に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策のそうごうてき けいかくてき すいしんとう ひつよう じこう ちょうさしんぎ きかん いいん めい こうせい 総合的かつ計画的な推進等について必要な事項を調査審議する機関。委員15名で構成。

ならけんしょうがいしゃしゅうろうしせっとう ぶっぴんとう ちょうたつすいしんほうしん 124 奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう もと しょうがいしゃしゅうろうしせつとう しゅうろう しょうがい ひと じりっ し 「障害者優先調達推進法*79」に基づき、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立に資するたならけん おこな ぶっぴん えきむ ちょうたっ さい けんない しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ちょうたつ すいしん はかめ、奈良県が行う物品や役務の調達に際し、県内の障害者就労施設等からの調達の推進を図ることをもくてき さくてい 目的として策定する。

ならけんしょうがいしゃせいさくすいしんほんぶかいぎ 125 奈良県障害者政策推進本部会議

しょうがい ひと ほこ じんせい あゆ だれ しゃかい いちいん つつ こ たが ささ あ 障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができ、誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支え合う ちいきしゃかい じつげん め ざ しょうがいしゃせさく すいしん せっち ちじ ふくちじ かくぶきょくちょう こうせい 地域社会の実現を目指し、障害者施策を推進するために設置した知事、副知事、各部局 長により構成されるかいぎ 会議。

ならけんじりつしえんきょうぎかい 126 奈良県自立支援協議会

はん しょうがい ひとう しえん たいせい せいび はか しょうがい ひと かぞく ふくし いりょう 県における障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・きょういくとう かんけいきかん こうせい きょうぎかい しちょうそんじりっしえんきょうぎかい じょげん しえん 教育等の関係機関によって構成される協議会。市町村自立支援協議会*47 への助言や支援、ネットワークのきょうか こういきてき そうだんしえんとう やくわり にな もと 強化や、広域的な相談支援等の役割を担うことが求められている。

ならけんしんしんしょうがいしゃふくし 127 奈良県心身障害者福祉センター

しょうがい ひと ふくし ぞうしん はか しょうわ ねん たわらもとまち せっち たいいくかん くんれんしつ おくがい かんい 障害のある人の福祉の増進を図るため、昭和54年、田原本町に設置。体育館、訓練室、屋外プール、簡易しゅくはくじょ たもくてきしつおよ けんしゅうしつとう か だ きょうしつ ぶんかきょうしつ かいさい しょうがい ひと おこな 宿泊所、多目的室及び研修室等の貸し出しやスポーツ教室・文化教室の開催により、障害のある人が行う かつどう ば ていきょう スポーツやレクリエーション活動の場を提供している。

ならけん す ふくし じょうれい 128 奈良県住みよい福祉のまちづくり条 例

しょうがい ひと こうれいしゃとう こうどう せいやく しょうへき と のぞ すべ ひとびと みずか いし じゅう こうどう 障害のある人、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、全ての人々が 自らの意思で自由に行動し、あんぜん かいてき せいかつ ちいきしゃかい じつげん へいせい ねん がつ せいてい せこうきそく すべ安全で快適に生活できる地域社会を実現するために、平成7年3月に制定された。施行規則において、全てのひと あんぜん ようい りょう はいりょ せいびきじゅん さだ人が安全で容易に利用できるよう、配慮された整備基準を定めている。

ならけんふくしじんざい 129 奈良県福祉人材センター

しゃかいふくしほうだい じょう もと けんち じ してい う ならけんしゃかいふくしきょうぎかい せっち しゃかいふくしじぎょう 「社会福祉法」第93条に基づき、県知事の指定を受けて、奈良県社会福祉協議会に設置。社会福祉事業にかん れんらくおよ えんじょ おこな とう しゃかいふくしじぎょうじゅうじしゃ かくほ はか もくてき 関する連絡及び援助を 行うこと等により、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的としている。

ならけんほけんいりょうけいかく 130 奈良県保健医療計画

「医療法」第30条の 4 の規定に基づく奈良県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ そうごうてき けいかく せいかつしゅうかんびょう ぞうか たいおう ょぼう そうきはつけん ちりょう さら ざいたく 総合的な計画。生活習慣病の増加に対応するため、予防から早期発見、治療、リハビリテーション、更には在宅りょうよんとう かんじゃ たい き め いりょう ていきょう たいせい こうちく いし かんごしとう ふそくおよ へんざい 療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する体制の構築、医師・看護師等の不足及び偏在のかいしょう きゅうきゅういりょう さいがいいりょう ちいりょう しゅうさんきいりょう しょうにいりょうおよ ざいたくいりょう ていきょうたいせい こうちく 解消、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療の提供体制を構築するためずいしほうさく さだ げんこうけいかく たい じ けいかく へいせい ねんど れいわ ねんど ねんかん たいしょう の推進方策を定めたもので、現行計画は、第7次の計画で平成30年度から令和5年度までの6年間を対象としている。

ならろうどうきょく 131 奈良労働局

こうせいろうどうしょう ちほうしぶきょく ひと ぜんとどうふけん せっち かぶきかん ろうどうきじゅんかんとくしょ 厚生労働省の地方支分部局の一つであり、全都道府県に設置されている。下部機関として労働基準監督署、こうきょうしょくぎょうあんていじょ おも ぎょうむ ろうどうそうだん ろうどうほういはん てきはつ ろうさいほけん こよう公共職業安定所(ハローワーク)がある。主な業務として労働相談や労働法違反の摘発、労災保険・雇用ほけんりょう ちょうしゅう しょくぎょうしょうかい しつぎょう ぼうしとう 保険料の徴収、職業紹介と失業の防止等がある。

なんびょう **132 難病**

げんいんふめい ちりょうほうほう かくりつ きしょう しっぺい ちょうき りょうよう ひつよう しっかん 原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾患のこと。

なんびょうそうだんしえん 133 難病相談支援センター

ちいき せいかつ なんびょう かんじゃとう にちじょうせいかつ そうだん しえん ちいきこうりゅうかつどう そくしんおよ しゅうろうし えんとう 地域で生活する難病*132患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等 おこな きょてんしせっ を行う拠点施設。

に

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 134 日常生活自立支援事業

しゃかいふくしほう だい じょう もと ならけんしゃかいふくしきょうぎかい じっししゅたい にんちしょう こうれいしゃ ちてきしょうがい 「社会福祉法」第81条に基づき、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、認知症*135高齢者、知的障害 ひと せいしんしょうがい ひととう はんだんのうりょく ふじゅうぶん ひと ちぃき じりっ せいかっ おく のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるようにす ふくし りょうじぎょう とうがいじぎょう じゅうじ ひと ししっ こうじょう じぎょうなら ふくしるために、福祉サービスの利用事業、当該事業に従事する人の資質の向上のための事業並びに福祉サービスりょうえんじょとう おこな じぎょう おこな じぎょう おこな じぎょう おこな じぎょう 利用援助等を行う事業。

にんちしょう 135 認知症

のうけっかんしっかん びょう た よういん もと のう きしってき へんか にちじょうせいかつ ししょう しょう 脳血管疾患、アルツハイマー病 その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる ていど きおくきのうおよ た にんちきのう ていか じょうたい きおく はんだんとう きのう うしな しょうじょう 程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が失われる症状 ちゅうしん はいかい もうそう ふあんとう こうどう せいしんしょうじょう を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症 状もあらわれる。

にんちしょう 136 認知症サポーター

しちょうそんとう じっし にんちしょう ようせいこうざ にんちしょう じゅうみんこうざ じゅこう にんちしょう ただ りかい 市町村等が実施する認知症サポーター養成講座(認知症*135 の住民講座)を受講し、「認知症を正しく理解 にんちしょう ひと かぞく あたた みまも おうえんしゃ じぶん はんい かつどう ひとし、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者」として自分のできる範囲で活動する人。

にんちしょう い 137 認知症サポート医

かかりつけ医の認知症*135診断等に関する相談役・アドバイザー役を担う。また、かかりつけ医(高齢者がまんせいしっかんとう ちりょう じゅしん しんりょうじょとう しゅじい たいしょう にんちしょうたいおうりょく こうじょう はか慢性疾患等の治療のために受診する診療所等の主治医)を対象とした認知症対応力の向上を図るためのけんしゅう こうし た にんちしょう い れんけいたいせい こうちく かくちいきいしかい ちいきほうかつしえん 研修の講師となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築、各地域医師会と地域包括支援センターれんけい きょうりょくとう ちいき れんけい すいしんやく きたいとの連携づくりへの協力等、地域における「連携」の推進役となることが期待されている。

にんていちょうさいん 138 認定調査員

しょうがいしえんくぶん にんてい おこな うえ ひつよう にちじょうせいかつとう かん ちょうさこうもく しょうがい ひと 障害支援区分*65 の認定を行う上で必要となる日常生活等に関する 80 の調査項目を、障害のある人や かぞくとう き と とう ちょうさ ひと しちょうそん しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう いたく う していいっぱん その家族等からの聞き取り等により調査する人。市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般 そうだんしえんじぎょうしょ そうだんしえんせんもんいん とう しょうがいしえんくぶんにんていちょうさいんけんしゅう とどうふけん じっし 相談支援事業所*102 の相談支援専門員*103等が、障害支援区分認定調査員研修(都道府県が実施)を しゅうりょう ちょうさいん じゅうじ 修了することで、調査員として従事することができる。

の

139 ノンステップバス

こうれいしゃ しょうがい ひと こ とう の お ゆかめん ちょうていしょうこうぞう じょうこう 高齢者、障害のある人、子ども等にも乗り降りがしやすいように床面を超低床構造として乗降ステップをな しゃないだんさ すく じょうこう じ あんぜんせい たか ほじょ そうち くしたバスのこと。車内段差が少ないため、乗降時、走行時にも安全性が高く、補助スロープやニーリング装置 ゆかめん さら さ そうち くるま じょうこう おこな (床面を更に下げる装置)により、車いすでの乗降もスムーズに行うことができる。

は

はったつしょうがい 140 発達 障 害

じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせいはったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけっかんたどうせいしょうがい た るい 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類のうきのう しょうがい しょうじょう つうじょうていねんれい はつげん する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

はったつしょうがいしゃしえん 141 発達障害者支援センター

はったつしょうがい ひとおよ かぞく たい せんもんてき そうだん じょげん おこな いりょう ほけん ふくし きょういくとう 発達障害*140 のある人及びその家族に対して、専門的に、相談・助言を 行い、医療、保健、福祉、教育等をおこな かんけいきかんとう たい じょうほうていきょうおよ けんしゅうじっし れんらくちょうせいとう おこな とう はったつしょうがい ひと しえん 行う関係機関等に対し、情報提供及び研修実施、連絡調整等を行う等、発達障害のある人を支援するきかん機関。

きほんこうそう 142 バリアフリー基本構想

りょかくしせつ ちゅうしん ちく こうれいしゃ しょうがい ひととう りょう しせつ あつ ちく こうきょうこうつう 旅客施設を中心とした地区、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、公共交通 きかん けんちくぶつ どうろとう か じゅうてんてき いったいてき すいしん こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう 機関・建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「高齢者・障害者等の移動等のえんかつか そくしん かん ほうりつ もと しちょうそん さくせい こうそう 円滑化の促進に関する法律*34」に基づき、市町村が作成する構想のこと。

たいおうがたしんごうき 143 バリアフリー対応型信号機

とり な ごえ ぎおんとう あおしんごう し しかくしょうがいしゃようしんごうき お また けいたいよう 鳥の鳴き声の擬音等により青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機や、押しボタン又は携帯用はっしんき そうさ しんごうき ほこうしゃあおじかん えんちょう おうだんほどう 発信機の操作により、信号機の歩行者青時間を延長し、ゆっくりと横断歩道をわたることができるようにしたこうれいしゃとうかんのうしきしんごうきとう 高齢者等感応式信号機等がある。

ひ

144 ピアカウンセリング

おな しょうがい はいけい も ひと たいとう たちば じりっ そうだん じりっせいかつ む しえん そうだん 同じ障害や背景を持つ人が、対等な立場で自立のための相談にあたり、自立生活に向けて支援する相談 ぎょうむ 業務。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 145 避難行動要支援者名簿

とうがいしちょうそん きょじゅう ようはいりょしゃ さいがい はっせい また さいがい はっせい ばあい みずか ひなん 当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に 自ら避難 こんなん ひと えんかつ じんそく ひなん かくほ はか とく しえん よう ひと ひなんこうどう することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人(避難行動ようしえんしゃ ひなん しえん あんぴ かくにん た ひなんこうどうようしえんしゃ せいめいまた しんたい さいがい ほご要支援者)について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護 ひつよう そち じっし きそ めいぼ かくしちょうそんちょう ちいきぼうさいけいかく さだするために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより 作成するもの。

ばん 146 110番アプリ

ちょうかくまた おんせい げんごきのうしょうがい ひと たう せんよう 聴覚又は音声・言語機能障害がある人が、あらかじめスマートフォン等に専用のアプリケーションをダウンロ とう しょがぞうとう きんきゅうつうほう おこな けいさつほんぶ せんよう ードして、同アプリケーションから文字・画像等により緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用のたんまつ せっち つうじょう ばん どうよう じけん じこ そうきたいおう はか 端末を設置し、通常の 110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ふ

ばん 147 ファックス 110番

ちょうかくまた おんせい げんごきのうしょうがい ひと ばんつうほう おこな 聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、ファックスにより IIO番通報を行うことができるようにするもの けいさつほんぶ じゅしんき せっち つうじょう ばん どうよう じけん じこ そうきたいおう はかで、警察本部にファックス受信機を設置し、通常の IIO番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせっ 148 福祉型障害児入所施設

しょうがい こ しせつにゅうしょ ほご にちじょうせいかつ しどう どくりつじかつ ひつよう ちしきぎのう ふょ おこな 障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

ふくしてきしゅうろう 149 福祉的就労

いっぱんしゅうろう きぎょうてきしゅうろう こんなん しょうがい ひと はいりょ かんきょう しゅうろういこう しぇん しゅうろうけいぞく 一般就労 *6 (企業的就労)が困難な障害のある人のために配慮された環境(就労移行支援 *60 、就労継続しぇんしせっ がた がた とう しゅうろう 支援施設 $(A型^{*61} \cdot B型^{*62})$ 等)での就労。

ふくしひなんじょ 150 福祉避難所

ようかいごこうれいしゃ しょうがい ひと にゅうようじ にんさんぶ しょうびょうしゃ ないぶしょうがい ひと なんびょう かんじゃとう いっぱんてき 要介護高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害のある人、難病*132患者等、一般的な ひなんじょ せいかつ ししょう かた とくべつ はいりょ ひなんじょ 避難所では生活に支障がある方のために、特別な配慮がなされた避難所。

^

151 ペアレントメンター

はったっしょうがい こ こそだ けいけん おや けいけん い こ はったっしょうがい しんだん 発達障 $= *^{140}$ のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障 $= *^{140}$ のある子どもの子育で経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障 $= *^{140}$ の診断 $= *^{140}$ ない そうだん じょげん おこな ひと を受けて間もない親等に対して相談や助言を 行う人のこと。

152 ヘルプマーク・ヘルプカード

がいけん しょうがい わ ひととう み しょじ はいりょ ひっよう 外見からは障害のあることが分からない人等が身につけたり所持したりすることで、配慮を必要としているこしめ けんみん はいりょとう そくしん へいせい ねんど とうきょうと さくせいとを示し、県民の配慮等を促進するもの。平成24年度に東京都が作成。

ほ

ほいくしょとうほうもんしえん 153 保育所等訪問支援

ほいくしょとう ほうもん しょうがい こ たい しょうがい こ しゅうだんせいかつ できおう せんもんてき 保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的 しぇんとう おこな な支援等を行う。

ほうかごこ きょうしつ 154 放課後子ども教室

ほうかご しゅうまつとう がっこう よゆうきょうしつとう かつよう きぼう すべ こ あんぜん あんしん かつどうきょてん 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望する全ての子どもたちの安全・安心な活動拠点 いばしょ もう ちいき おとな きょうりょく え ぶんかかつどうとう さまざま たいけんかつどう ちいきじゅうみん こうりゅう (居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流かつどう がくしゅうかつどうとう とりくみ ていきてき けいぞくてき ていきょう かつどう がくしゅうかつどうとう とりくみ ていきてき けいぞくてき ていきょう かつどう 活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動。

ほうかごじどう **155 放課後児童クラブ**

ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう つうしょう ほごしゃ ろうどうとう ひるまかてい しゅ しょうがっこう じどう たい 放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、 じゅぎょう しゅうりょうご てきせつ あそ およ せいかつ ば あた けんぜん いくせい め ざ しごと こそだ りょうりつしえん 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を目指す。仕事と子育ての両立支援を はか じどうふくしほう もと しちょうそん せっち すす 図るものとして、「児童福祉法」に基づき市町村において設置が進められている。

ほうかごとう 156 放課後等デイサービス

じゅぎょう しゅうりょうごまた がっこう きゅうぎょうび しょうがい こ せいかつのうりょく こうじょう ひつよう くんれん しゃかい 授業の終了後又は学校の休業日に、障害のある子どもに、生活能力の向上のための必要な訓練、社会とこうりゅう そくしんとう しえん おこなの交流の促進等の支援を行う。

ほ ご かんさつじょ **157 保護観察所**

ほうかしょうしょかん きかん はんざい ひとまた ひこう しょうねん しゃかい なか こうせい ほごかんさつかんおよ 法務省所管の機関で、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及びほごし しどう しえん おこな 保護司による指導と支援を行う。

158 補装具

しんたいけっそんまた そこ しんたいきのう ほかん だいたい ようぐ 身体欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

ま

うんどう 159 まほろばあいサポート運動

しょうがい う む かか だれ く きょうせいしゃかい じつげん けんみん たょう しょうがい とくせい 障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会*18 を実現するため、県民が、多様な障害の特性の りかい つと しょうがい ひと こま はいりょ しかた てだす ほうほう し じっせん 理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法を知り、実践していくこと もくてき うんどう を目的とする運動。

み

みんかんちんたいじゅうたく 160 民間賃貸住宅

みんかん じぎょうしゃ こじん ちんたいしゃく けいやくとう もと たにん か だ もくてき きょじゅうようたてものぜんぱん 民間の事業者(個人)が賃貸借の契約等に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物全般のこと。

め

161 メール 110番

ちょうかくまた おんせい げんごきのうしょうがい ひと けいたいでんわ 聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、携帯電話やパソコンのインターネット接続による電子メールをりょう きんきゅうつうほう おこな けいさつほんぶ せんよう せっち つうじょう ばん どうよう 利用して緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用のパソコンを設置し、通常の IIO番と同様に じけん じこ そうきたいおう はか 事件・事故の早期対応を図る。

ゅ

ゆうびんとうとうひょうせいど 162 郵便等投票制度

せんきょにん ゆうけんしゃ じたくとう とうひょうようし きさい ゆうびんとう ゆうびんまた しんしょびん せんきょかんり 選挙人(有権者)の自宅等において、投票用紙を記載し、郵便等(郵便又は信書便)によって選挙管理 いいんかい そうふ せいど いってい しょうがい こうしょくせんきょほうせこうれい だい じょう ゆう しんたいしょうがい ひとまた 委員会に送付する制度。一定の障害(「公職選挙法施行令」第59条の 2)を有する身体障害のある人又はせんしょうびょうしゃ ようかいご ようかいごしゃ たいしょう戦傷病者、要介護5の要介護者が対象とされている。

163 ユニバーサルツーリズム

すべ ひと たの つく りょこう こうれい しょうがいとう う む かか だれ き が さんか 全ての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障 害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できりょこう る旅行。

ょ

ようやくひっき 164 要約筆記

はつげんしゃ はなし き ょうやく も じ あらわ き ひと ば はなし ないよう つた つうやく 発言者の 話 を聞き、要約して文字で 表 すことで、聞こえない人にその場の 話 の内容を伝える通訳のこと。

ŋ

りょうようかいご 165 療養介護

いりょうてき ひつよう しょうがい ひと つね かいご ひつよう ひと たい おも ひるま びょういん 医療的ケア*10 を必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院 おこな きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご いがくてきかんり かいごおよ にちじょうせいかつじょう せわで 行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話。

れ

166 レスパイト

しょうがい ひととう ようかいごしゃ ざいたく かいごふたん けいげん 障害のある人等の要介護者を在宅でケアする家族の介護負担を軽減すること。

ろ

167 ろう者

ちょうかくしょうがい しゅわ げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな もの 聴覚障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

ならけんしょうがいしゃけいかく 奈良県障害者計画

れいわ ねん がつ 令和2年3月

ならけん ふくしいりょうぶ しょうがいふくしか 奈良県 福祉医療部 障害福祉課

な ら しのぼりおおじちょう 〒630-850 | 奈良市登大路町30

> TEL 0742-27-8513 FAX 0742-22-1814